

ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく検証結果（平成24年度）（案）に対する意見及びその考え方

総論

| 意見   | 考え方  |
|--|--|
| <p>意見1 客観的事実等に対する要因分析や課題の整理等を行うことにより、具体的な政策措置につながるよう検証を深めるべき。</p>  | <p>考え方1</p>  |
| <p>■ ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度（以下、「本制度」という。）は、我が国の基幹的政策であるブロードバンドの普及促進とその実現の前提条件たり得る公正競争環境の実現のため、毎年度の継続的なチェックを行う施策であると認識しています。</p> <p>本制度に基づく検証結果（平成24年度）（案）（以下、「本検証結果（案）」という。）には、昨年度まで実施の競争セーフガード制度に比べ、一部項目について総務省殿の考え方が明確に示される等、改善が図られているものと考えます。その一方で、依然として数値や関連法令等の改正や行政・事業者の取組が列挙されるのみに留まる項目も存在しています。総務省殿においては、客観的事実等に対する要因分析や課題の整理等を行うことにより、具体的な政策の措置につながるよう検証を深めることが必要です。具体的には、ユーザアンケートを含めた実態調査や部分的な要素の検証のみに留まらない網羅的な調査を行うこと、或いは、証拠等の収集に当たって競争セーフガード制度の実施時より指摘しているとおおり、事業者のみに頼らない手段をとること等のプロセス上の問題解決を図って頂くことを要望します。</p> <p>平成26年を目途として実施する包括検証に向けてはもちろんのこと、本制度の毎年の取り組みにおいても、事態の改善を図り、市場における課題を確実に解決に導く検証制度として頂くことを期待し、次頁以降に本検証結果（案）に対する個別の意見を述べさせていただきます。（ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル）</p> | <p>■ ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度（以下「本制度」という。）は、ブロードバンド普及促進のための「基本方針」（平成22年12月策定。以下「基本方針」という。）及び「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」についての情報通信審議会答申（平成23年情通審第108号。以下「ブロードバンド答申」という。）を踏まえ、制度整備の実施後3年を目途に行う包括的な検証に資するため、毎年度の継続的なチェックを行う仕組みとして創設したものである。</p> <p>本制度の運用は、このような位置付けを念頭に置きつつ行っているものであり、平成26年を目途として実施する包括的な検証に当たっては、御指摘のような客観的事実等に対する要因分析や課題の整理等を行うことが必要となることも考えられる。</p> <p>■ また、「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関するガイドライン」（平成24年5月策定。以下「制度運用ガイドライン」という。）に示しているとおおり、ブロードバンド普及促進の観点から包括的な検証の結果を待つことなく速やかに対応すべき課題があると認められる場合には、総務省は、必要に応じて情報通信審議会における審議も活用しつつ、所要の検討を行うものである。</p> |
| <p>意見2 NTTグループに対する禁止行為規制や機能分離といった公正競争ルールは引き続き必要であり、禁止行為事業者によるドミナント規制の潜脱防止を強化すべきだが、モバ</p>   | <p>考え方2</p>  |

|   |  |
|---|--|
| <p>イル市場については、競争が機能していることを踏まえ、規制は最小限とすべき。</p>  |  |
| <p>■ ブロードバンド普及を推進やICT利活用の促進するにあたっては、規制緩和を行うことで、事業者の創意工夫・競争促進につなげるのが重要と考えます。ただし、公正競争ルールの検証においては、通信レイヤーにおけるドミナント規制の緩和が必ずしも必要になるわけではない点に留意が必要です。</p> <p>NTTグループは、歴史的経緯から、公社時代に全国47都道府県各地域に配備された営業基盤、ほぼ全世帯を網羅した顧客基盤を継承・維持し、国民負担で全国に整備されたインフラを独占的に所有しています。また、NTTグループは契約数シェアで明らかとなり、今でも圧倒的な支配力を保持しています。</p> <p>NTTは国の出資を受けた特殊会社であり、依然としてNTT東・西、NTTドコモともに契約数シェアが高く、強いブランド力も維持しています。このため、これまで有効に機能してきた禁止行為規制や機能分離といった公正競争ルールは引き続き必要であり、競争促進を通じてお客様の利便向上を図ることが重要です。</p> <p>加えて、NTT再編の趣旨を踏まえ、公正競争ルールの更なる整備・徹底を図り、禁止行為事業者によるドミナント規制の潜脱防止を強化することが必要です。</p> <p>ただし、モバイル市場については、競争が機能していることを踏まえ、原則として規制は必要最小限とすべきと考えます。</p> <p>総務省におかれましては、以上を踏まえ、公正競争レビュー制度に基づく検証を実施していただきたいと考えます。</p> <p>(KDDI)</p> | <p>■ NTTグループに係る規制の在り方については、「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく検証結果（平成24年度）（案）」（平成25年1月公表。以下「検証結果（案）」という。）Ⅲ2（3）イ（ウ）において示したとおり、本制度を通じて引き続きその遵守状況を検証すること等により、公正競争環境を担保していくことが適当であり、その上で、平成26年を目途として実施する包括的な検証において、既存の市場構造や考え方を前提とした競争ルールに制度的課題が生じていると認められる場合には、NTTの在り方のほか、指定電気通信設備制度及びNTT等に係る累次の公正競争要件を中心として構成されている競争ルール全体の見直しについても検討することとする。</p> <p>■ モバイル市場の規制は必要最小限とすべきとの御意見については、モバイル市場に関して、本制度において、移動系超高速ブロードバンドサービスの基盤利用率、移動体データ通信サービスの利用者料金等に関する検証を実施しているところであり、これらの検証結果や近年のモバイル市場における環境変化を踏まえ、複数事業者が協調する状況が生じる等、競争が機能していない状況が生じていないか否か等について、今後の状況を注視することとする。</p> |
| <p>意見3 本制度の重要性を鑑みれば、結果報告のみならず審議会等においてオープンな形で調査審議を行うべき。</p>  | <p>考え方3</p>  |
| <p>■ 当社は従前よりブロードバンドの普及促進を図るための公正競争確保にはドミナント規制こそが最重要政策であると主張してきました。</p> <p>これは、電電公社の巨大な事業基盤を引き継ぎ、「ヒト・モノ・カネ・情報」を所有する強大なNTTグループに対する適切な規制こそが競争を活発にし、ひいてはブロードバンドの普及促進につながると考えるからです。</p> <p>本制度は総務省が検証をし、その結果を情報通信審議会に年に1度報告する方法で行って</p>  | <p>■ 本制度の運用のプロセスについては、制度運用ガイドラインにおいて示しているとともに、本制度に基づく検証の結果を情報通信審議会に報告することに加え、検証の対象となる各事項についての事前の意見公募及び再意見公募、検証結果の案についての意見公募と提出された意見等に対する総務省の考え</p>   |

|  |  |
|--|--|
| <p>いますが、調査検証の過程のオープン化、問題点について制度化やルール化に結びつける行程は必ずしも明確とはいえません。</p> <p>当社としては、本制度の重要性を鑑みれば、結果報告のみならず審議会等においてオープンな形での調査審議を行うことが適当であると考えます。<br/>(ジュピターテレコム)</p>   | <p>方を付した検証結果の公表を行うことにより、透明性・客観性等が確保されているものと考えている。</p> <p>なお、情報通信審議会への報告に際し、同審議会において議論された内容を踏まえつつ、次年度の本制度の運用を行うことを予定している。</p>   |
| <p>意見4 市場環境や競争環境の変化を踏まえ、現行の指定電気通信設備規制や禁止行為規制等の必要性から検証し、実態にそぐわない不要な規制は見直しまたは撤廃すべき。また、ICT利活用の促進に関する検証においては、政府の取組の効果や通信事業者等の関係プレイヤーの貢献についても分析評価を行うべき。</p>   | <p>考え方4</p>  |
| <p>■ 情報通信市場は、技術のイノベーションが非常に早く、モバイル化、ブロードバンド化が大きく進展し、同時にサービスやプレイヤーのグローバル化が急激に進むなど、大きなパラダイムシフトが進展しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移動通信市場においては、過去10年間で、最大384Kbps（当初）の通信が可能な3Gユーザ数は10万から1.2億へと拡大し、さらに、WiMAXやLTEは平成24年9月末時点で約1,130万契約となっています。加えて、KDDI殿、ソフトバンクモバイル殿が平成24年9月からiPhone5の販売開始と同時にLTEを提供開始しており、今後、訴求力のあるデバイスを梃子に更にLTEサービスが拡大し、超高速ブロードバンド市場においてもモバイルが固定を凌駕していくことも想定されます。</li> <li>・ また、平成24年度版情報通信白書に記載されているとおり、各事業者の携帯電話の新規販売台数に占めるスマートフォンの割合は、約10%（平成22年度）から約40%（平成23年度）に急増し、その結果、平成23年度のスマートフォンの販売台数は約2,500万台を超えております。</li> <li>・ このスマートフォンの利用者は、自宅ではWi-Fi+固定ブロードバンド回線、駅や公共施設・カフェ等では公衆無線LAN、それ以外の屋外では3GやLTEで利用する等、1つの端末で移動・固定を組み合わせ、最適な回線を選択して利用しています。また、携帯事業者も、移動通信のオフロード対策として固定ブロードバンド回線や公衆無線LANを活用するようになってきました。</li> <li>・ こうしたスマートフォンの普及拡大を背景に、他事業者は自社のスマートフォンと自社または他社のFTH・CATVを組み合わせた割引サービスの提供を開始しており、例えばKDDI殿のauスマートバリューの契約数は既に285万を突破しています（平成25年1月28日KDDI殿決算発表より）。このようにスマートフォンをトリガーに固定通信と移動通信が融合したFMC市場が急速に拡大し、これが単体のFTH市場にも影響を与えている状況となってきています。</li> </ul> | <p>■ 市場環境や競争環境の変化を踏まえた検証を行うべきとの御意見については、本制度における検証は、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 固定系ブロードバンドサービスのみならず、移動系ブロードバンドサービスについても対象としていること</li> <li>② 「関係主体の取組に関する検証」に当たり、ネットワーク・プラットフォーム・端末の各レイヤー間の関係についても着目していること</li> <li>③ 「関係主体の取組に関する検証」に当たり、「ICT利活用の促進」についても対象とした上で、本制度の趣旨に照らして重要と考えられるものについて整理を行っていること</li> </ol> <p>から、市場環境や競争環境の変化を踏まえたものとなっているものである。</p> <p>■ NTTグループに係る規制の在り方に関する御意見については、考え方2のとおり。</p> <p>■ ICT利活用の促進に関する検証において、政府の取組の効果や関係プレイヤーの貢献についても分析評価を行うべきとの御意見については、「ICT利活用の促進に関する取組」の検証を含む検証結果（案）Ⅲ1（2）において示したとおり、政府の取</p> |

- ・ 加えて、ジュピターテレコム殿はジャパンケーブルネット殿との経営統合が予定され、それにより、国内CATV市場の50%超のシェアを有する会社が誕生する見込みとなっており、放送サービスのシェアを背景に超高速ブロードバンド市場における優位性を強めていくことも想定されます。
- ・ さらには、GoogleやApple等の巨大なグローバルプレイヤーが、タブレットPCやスマートフォン上のアプリケーションにより通信サービス（電話・メール等）を自在に提供するなど、端末やコンテンツ・アプリケーションと通信の垂直統合による一体的なサービス提供が進展し、また、アプリケーション市場単独でもSkypeやLINE等、従来の通信サービスの代替となるアプリケーションのユーザが全世界で約8億に達しており、情報通信市場においてサービスやプレイヤーのグローバル化や多様化が急速に進んでいます。
- ・ また、ジュピターテレコム殿が放送・通信サービスと電力をセットでの提供を開始しており、情報通信市場の枠組みを越えた新たなサービス連携も創出されています。
- ・ このように、移動通信の超高速ブロードバンド化の進展、FMC市場の拡大、グローバルプレイヤーによる一体的なサービス提供といった市場環境・競争環境のパラダイムシフト等により、ユーザの選択肢が固定通信と移動通信の垣根を越えるとともに、サービスの裾野が情報通信市場以外の市場にまで広がり、国内の通信事業者だけでなく、海外のプロバイダが提供する通信サービスまで非常に多様化し、ユーザはその多様なサービスを個々の必要に応じて自由自在に使いこなしています。こうした点は、サービスを提供する通信事業者が当初NTT1社しかなく、アプリケーションも音声通信しかなかった電話時代とは大きく状況が異なっています。
- ・ こうした状況にありながら、これまでの競争セーフガードや接続ルール見直しの議論・答申においては、市場環境や競争環境の変化は踏まえ、依然として固定通信と移動通信、通信レイヤと上位レイヤを分けた議論がなされ、当社をはじめとするNTTグループに対して、依然として電話時代を前提とした指定電気通信設備規制や禁止行為規制といった非対称規制を課していますが、こうした規制は、ユーザの利便性を損ねるとともに、更なるIP・ブロードバンドサービスの普及拡大、ひいてはICT利活用の促進や日本の国際競争力の向上に障害になると考えます。
- ・ 公正競争レビュー制度の目的であるブロードバンドの普及促進を図るためには、通信事業者のネットワークのみならずICT利活用やコンテンツ・アプリケーションサービスまで含めて、情報通信市場全体を俯瞰した議論がなされるべきであり、当社も含めた全てのプレイヤーが他のプレイヤーと自由にコラボレーション等を可能とする等により、新たなビジネスの創出を促し、多様で低廉なサービスを迅速に提供できる環境を整備するといった視点で検討を進めることが重要であると考えます。こうした、原則自由なマーケットにおいてこそ、

組やこれに関連する地方公共団体・電気通信事業者の取組等のうち、検証の趣旨に照らして重要と考えられるものについて整理を行っているところであるが、ブロードバンドの普及促進との関係で定量的な効果を示すことが可能なものについては、必要に応じ対象とすることが考えられる。

競争を通じてイノベーションが起こり、新たなサービスが創造され、ユーザ利便が向上する  
と考えます。

- ・ したがって、公正競争レビュー制度に基づく検証を行うにあたっては、市場環境や競争環境の変化をしっかりと踏まえた検証を行っていただく必要があると考えており、具体的には、FTTH、DSL、CATV等のサービス毎の市場に閉じた検証を行うのではなく、固定通信を代替するWiMAXや公衆無線LAN等を含めたブロードバンドサービス市場全体の検証や、固定通信・移動通信を一つとして捉えたFMC市場の検証、FMC市場が個々の市場に与える影響、さらには、上位レイヤやCATV市場で市場支配力を持つプレイヤーが通信市場に参入することによる影響について検証を行う等、現在の市場環境を捉えた検証を行う必要があるものと考えます。
- ・ 加えて、当社は、従来より事業法等の法令及び各種ガイドラインを遵守して事業活動を行っており、さらに、改正事業法によるさらなる公正競争環境整備についても、適切な措置を講じていることから、公正競争上の問題は特段生じていないものと考えます。上述のとおり、ブロードバンドの普及促進を図るためにも、過去の延長線で今後の競争政策を決定するのではなく、市場環境や競争環境の変化を踏まえ、現行の指定電気通信設備規制や禁止行為規制等の必要性から検証し、実態にそぐわない不要な規制は見直しまたは撤廃していただきたいと考えます。
- ・ また、モバイルを含めたブロードバンド全体のエリアカバー率は100%、超高速ブロードバンドの世帯カバー率でも97%（総務省推計。平成24年3月末）に達しており、ブロードバンド基盤は全国的に整備されてきておりますが、平成24年度版情報通信白書にも記載されているとおり、日本におけるICT利活用は、例えば公的分野では諸外国と比較して遅れており、ICT利活用促進に向け、多様なプレイヤーが様々な形で貢献していくことが求められています。当社はこれまで、自治体と連携した住民へのブロードバンド回線を利用した告知サービスや、医療機関と連携したテレビ電話による遠隔健康相談、光iフレームを活用した高齢者への買い物支援、教育機関と連携した校務システムやデジタル教材の提供等、医療、教育、行政等の分野におけるICT利活用の促進に向けた事業展開を進めてきておりますが、こうした取り組みをさらに推進していくためには、今後とも政府や自治体等に加え、端末メーカー、アプリケーション・コンテンツプロバイダ等のプレイヤーと連携、協業していく必要があると考えております。
- ・ 今回の検証結果案においては、政府が主体となったICT利活用の促進策（予算確保、事業推進、規制・制度等の見直し等）の一例が紹介されておりますが、政府の取組みを紹介するだけでなく、その取組みがICT利活用促進にどれだけ効果があったのか分析・評価するとともに、通信事業者や、通信事業者以外の端末メーカー、アプリケーション・コンテンツプロ

バイダ、医療機関や教育機関等のプレイヤーがそれぞれどのような役割を果たし利活用促進に貢献したのかといった点について、利用者側の視点も踏まえ、より掘り下げた分析・評価を行う必要があると考えます。

(NTT東日本)

- 情報通信市場は、技術のイノベーションが非常に早く、移動通信の高速ブロードバンド化の進展、FMC市場の拡大、グローバルプレイヤーによる端末とアプリケーションサービスの一体提供等により、市場環境・競争環境の急激なパラダイムシフトが進んでいます。その結果、ユーザの選択肢も、固定から移動へ、国内から海外へ、通信サービスからアプリケーションサービスへといった具合に、これまでの垣根を越えるようになってきており、ユーザも個々の必要に応じてそれらの多様なサービスを自在に使いこなせるようになってきています。こうした点で、サービスを提供する通信事業者が当初はNTT1社しかなく、アプリケーションも音声通信サービスしかなかった電話時代はもちろんのこと、スマートフォンが出現する以前に想定していた情報通信市場の市場構造からも大きく異なっています。
- ・ ブロードバンド市場においては、3.9世代携帯電話パケット通信アクセスサービス(LTE)、BWAアクセスサービス(BWA)が急速に普及しており、平成24年7月～9月において、FTTHアクセスサービス(FTTH)の純増数が約36万純増である一方、LTEは約367万純増、BWAは約97万純増と、両者をあわせた純増はFTTHの純増の約1.3倍に達しており、3者を合わせたブロードバンド市場においてFTTHの純増シェアは約8%に過ぎない状況となっています。(注:数字は、「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表(平成24年度第2四半期(9月末))」(平成24年12月19日総務省報道発表資料)より) また、急速な技術革新によりLTEについては、100Mbpsを超えるメニューが提供され始めており、移動通信における超高速ブロードバンドとしての需要代替性はますます高まっています。
- ・ 携帯電話の新規販売台数に占めるスマートフォンの割合は約10%(平成22年度)から約40%(平成23年度)に急増し、平成23年度のスマートフォン販売台数は約2,500万台を超えるようになってきています。スマートフォン利用者は、自宅ではWiFi経由で固定ブロードバンド回線を、駅や公共施設・カフェ等では公衆無線LANを、それ以外の屋外ではモバイルブロードバンド回線を利用する等、1つの端末で、固定と移動の中から、最適な回線を選択しながらインターネットにアクセスするようになってきています。そのため、他事業者もスマートフォン利用者向けに、自社のモバイルブロードバンド通信と自社又は他社の固定ブロードバンド通信を組み合わせた割引サービスを提供開始する等、スマートフォンをトリガーとした固定通信と移動通信の融合が進んでいます。その結果、例えばKDDI

殿のauスマートバリューの契約数が既に285万（平成24年12月末）になる等、FMC市場が急速に拡大し、単体の固定ブロードバンド市場やFTTHサービス市場に影響を与えるようになっていきます。

・ GoogleやApple等のグローバルプレイヤーやSkype等の様々なアプリケーションサービスプロバイダが、スマートフォンやタブレットPC上で、これまで主に通信事業者が提供してきた電話やメール等の通信サービスをアプリケーションサービスとして自在に提供するようになっていきます。また、それら事業者は、端末とコンテンツ・アプリケーションを一体的に提供するようになっていきます。さらには、アプリケーション市場単独でもSkypeやLINE等、従来の通信サービスの代替となるアプリケーションのユーザが全世界で約8億に達しており、情報通信市場においてサービスやプレイヤーのグローバル化や多様化が急速に進んでいます。

こうした状況にありながら、今回の公正競争レビューにおいては、これまでの競争セーフガード制度や接続ルール見直しの議論・答申と同様に、依然として固定通信と移動通信、通信レイヤと上位レイヤといった、ユーザにとっては意味がなくなりつつある区分を前提とした議論がなされ、当社をはじめとするNTTグループに対し、電話時代を前提とした指定電気通信設備規制や禁止行為規制といった非対称規制を課していますが、こうした規制は、ユーザの利便性が損ねるだけでなく、IP・ブロードバンドサービスの普及拡大にも影響が及び、ひいてはICT利活用の促進や我が国の国際競争力の向上にとっても障害になると考えます。

公正競争レビュー制度の目的であるブロードバンド普及促進を図るためには、通信事業者のネットワークサービスのみならず、国内外の様々なプレイヤーが提供するコンテンツ・アプリケーションサービスまで含め、情報通信市場全体を俯瞰した議論がなされるべきであり、当社も含む全てのプレイヤーが他のプレイヤーと自由にコラボレーションすること等を可能とし、新たなビジネスを迅速に創出できる環境や、多様で低廉なサービスを迅速に提供できる環境を整備するといった視点で検討を進めることが重要であると考えます。こうした自由なマーケットにおいてこそ、各社の創意工夫や競争を通じたイノベーションが起り、新たなサービスが創造され、ユーザ利便が向上していくと考えます。したがって、今回、公正競争レビュー制度に基づく検証を行なうにあたっては、FTTH、DSL、CATV等のサービス毎の市場に閉じた検証を行なうのではなく、固定通信・移動通信を一つとして捉えたFMC市場の検証やそのFMC市場が個々の市場に与える影響、更には、上位レイヤで市場支配力を持つプレイヤーが通信市場に参入することによる影響等、市場環境や競争環境の変化をしっかりと踏まえた検証を行なうべく必要があると考えます。

また、包括的検証に向けては、NTT東西における規制の遵守状況や料金の低廉化、市場

|  |  |
|--|--|
| <p>シェア等の動向だけでなく、ICT利活用の促進に向けた取組を検証することとされておりますが、今回の検証結果案においては、政府が主体となったICT利活用の促進策（予算確保、事業推進、規制・制度等の見直し等）の一例が紹介されているものの、その取組が情報通信市場やICT利活用促進に与えた影響・効果については、定量的な分析が行われておらず、より掘り下げた検証が必要であると考えます。加えて、通信事業者や、通信事業者以外の端末メーカ、アプリケーション・コンテンツプロバイダ、医療機関や教育機関等のプレイヤーがそれぞれどのような役割を果たし、どのようにICT利活用促進に貢献したのかといった点についても、利用者側の視点も踏まえ、検証を行う必要があると考えます。</p> <p>なお、当社については、従来より事業法等の法令及び各種ガイドラインを遵守して事業活動を行っており、また、改正事業法に定められた更なる公正競争環境整備についても、適切な措置を講じており、公正競争上の問題は特段生じないものと考えています。上述のとおり、ブロードバンドの普及促進を図るためにも、過去の延長線で今後の競争政策を決定するのではなく、市場環境や競争環境の変化を十分踏まえて、現行の指定電気通信設備規制や禁止行為規制等については、改めてその必要性から検証し、実態にそぐわない不要な規制については速やかに見直しまたは撤廃を行っていただきたいと考えます。</p> <p>(NTT西日本)</p> |  |
|--|--|

## 1 ブロードバンド普及促進に係る取組状況等に関する検証

### (1) ブロードバンド普及状況に関する検証

#### ア ブロードバンド基盤の整備率及び利用率に関する検証（基盤整備率、基盤利用率）

|  |   |
|--|---|
| <p>意見5 総務省は、次年度以降の検証において各年度の「基盤整備率」、「基盤利用率」の目標値を設定した上で段階的な達成度合いや課題、必要な措置を明確にし、包括的検証を実施すべき。</p>   | <p>考え方5</p>   |
| <p>■ 「基盤整備率」、及び「基盤利用率」は、都道府県別のデータが示されたことにより、実態把握は可能と考えます。</p> <p>しかしながら、本検証結果案については、例えば、固定系超高速ブロードバンドの基盤利用率の状況については「ブロードバンド基盤の利用が一定程度進んでいる。」と記載されているに留まり、一定程度進んでいるとする背景や「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」答申（以下、BB普及答申）などで示された「2015年頃を目途に全世帯でのブロードバンドの利用」の目標に対する進捗状況が十分に検証されているとは言えないものと考えます。</p> | <p>■ 検証結果（案）Ⅲ1（1）ア（イ）において、「ブロードバンド基盤の利用が一定程度進んでいる。」としているのは、全都道府県における固定系ブロードバンドサービスの基盤利用率及び固定系超高速ブロードバンドサービスの基盤利用率が、平成21年度末から平成24年9月末にかけて向上していることを踏まえたものである。</p> |



|  |  |
|--|--|
| <p>従って、次年度以降の検証では、各年度の「基盤整備率」、「基盤利用率」の目標値を設定した上で段階的な達成度合いや課題、必要な措置を明確にいただき、本検証で集積した結果を踏まえ、包括的検証を実施していただくことが検証プロセスの透明性確保にもつながると考えます。<br/>(イー・アクセス)</p>  | <p>■ 本制度は、基本方針及びブロードバンド答申を踏まえ、制度整備の実施後3年を目途に行う包括的な検証に資するため、毎年度の継続的なチェックを行う仕組みとして創設されたものであり、平成26年を目途として実施する包括的な検証においては、2015年頃を目途に全世帯でのブロードバンドの利用という目標に照らした基盤整備率及び基盤利用率の達成度合いについての検証を行うことが考えられる。</p> <p>このような毎年度の継続的なチェックとしての本制度の位置付けを踏まえつつ、制度運用ガイドラインに示しているとおりに、本制度に基づく検証の結果、包括的な検証の結果を待つことなく速やかに対応すべき課題があると認められる場合には、総務省は、必要に応じて情報通信審議会における審議も活用しつつ、所要の検討を行うものである。</p> |
| <p>意見6 基本的には数値が列举されるに留まっているため、客観的事実等に対する要因分析や課題の整理等を行うことにより、政策措置の必要性を判断することが可能なレベルまで検証を深めるべき。</p>  | <p>考え方6</p>  |
| <p>■ 本検証結果（案）においては、基本的には数値が列举されるに留まっているため、総務省殿においては、客観的事実等に対する要因分析や課題の整理等を行うことにより、政策措置の必要性を判断することが可能なレベルまで深めることが必要と考えます。</p> <p>特に、ブロードバンドサービスの基盤利用率は来年で100%を目標とされているところ、例えば、平成23年9月末～平成24年9月末の固定系ブロードバンドサービスの基盤利用率推移は、全国で0.6%増の65.1%と現実的に進捗が芳しくない状況にあります。従って、本検証結果（案）における「固定系ブロードバンドサービスの基盤利用率及び固定系超高速ブロードバンドサービスの基盤利用率は、平成21年度末から平成24年9月末にかけて向上しており、ブロードバンド基盤の利用が一定程度進んでいる」の記載は、「固定系ブロードバンドサービスの基盤利用率及び固定系超高速ブロードバンドサービスの基盤利用率は、平成21年度末から平成24年9月末にかけて向上しており、ブロードバンド基盤の利用が一定程度進んでいるが、まだ十分とはいえない」という記載が適切と考えます。</p> <p>ブロードバンド基盤の利用が十分に進まない要因は、競争が不十分であるためと考えますが、その場合にどういった原因・課題（回線貸出形態・貸出条件・それらに付帯する制約条</p> | <p>■ 客観的事実等に対する要因分析や課題の整理等を行うべきとの御意見については、考え方1のとおり。</p> <p>■ 検証結果（案）における基盤利用率に係る記述に関する御意見については、考え方5のとおり。</p>   |

|  |  |
|--|--|
| <p>件、利用者への提供条件等)が存在するためであるか等の分析を行うことが必要です。</p> <p>この分析により明らかとなった課題については、平成 26 年を目途として実施する包括的な検証の実施を待つのではなく、その年毎に、課題解決に向けた措置の実施等、追加的施策の提案までをプロセスに組み込んで頂きたいと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>  |  |
| <p>意見 7 固定系と移動系では、歴史的背景、競争状況や技術特性等が異なるため、移動系と固定系のデータ通信市場をそれぞれ別々の市場として市場画定・検証すべき。</p>   | <p>考え方 7</p>   |
| <p>■ 固定系通信市場と移動系通信市場では、歴史的背景、競争状況や技術特性等が異なります。歴史的背景をみると、固定系通信市場において、公社時代からの営業基盤・顧客基盤・インフラを保有するNTT東・西は大きな市場支配力を持っていますが、移動系通信市場においては、各社が設備競争を通じて自らインフラ構築を行ってきました。競争状況を見ると、移動系通信と異なり、固定系通信は、平成24年9月末でのFTTHサービスにおけるNTT東・西のシェアは73.4%*もあり世界的に見てもドミナント事業者のシェアが高くなっています。さらに、技術特性をみると、移動系通信では電波の有限性により帯域幅の拡大に限界があること等から移動系通信サービスが固定系通信サービスを代替できていない現状があり、これが最も大きな市場の差異になっています。</p> <p>については、「電気通信事業分野における競争状況の評価2011」と同様に、移動系と固定系のデータ通信市場をそれぞれ別々の市場として市場画定・検証することが適当と考えます。</p> <p>*電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表(平成24年度第2四半期(9月末))(平成24年12月19日公表)による</p> <p>(KDDI)</p> | <p>■ 固定・移動を一つの市場として捉えた検証を行うことについては、電気通信事業分野における競争状況の評価(以下「競争評価」という。)においても、将来的な検討の必要性は指摘しつつ、現在はサービス市場について固定・移動を区別した市場画定を行っているところであり、現時点においては別の市場として捉えることが適当である。</p> |

### イ ブロードバンド市場環境に関する検証(契約数、提供事業者数、市場シェア、市場集中度)

|   |   |
|---|---|
| <p>意見 8 マイグレーションによりメタル市場における競争環境が失われ、結果的に固定系ブロードバンドの普及促進が阻害される懸念があることから、メタル・PSTNから光・NGNへのマイグレーションが競争環境に与える影響も検証すべき。</p>   | <p>考え方 8</p>  |
| <p>■ 検証結果案にも示されている通り、NTT東西殿のFTTHの市場シェアは高い水準に推移しておりますが、このような状況下で、メタル・PSTNから光・NGNへのマイグレーションが進めば、メタルの市場環境で培った競争環境が衰退し、結果として、固定系ブロードバンドの普及促進を阻害することが懸念されます。</p> <p>従って、検証結果案に示されている、FTTH、ADSLの「市場シェア」、「利用者料金」、「接続料」などのデータを用いて、例えば、「FTTHの利用者料金の低廉化」や</p> | <p>■ 各種データが競争環境に与える影響を検証すべきとの御意見については、考え方1のとおり。</p> <p>■ PSTNのマイグレーションの取組状況については、今後とも必要に応じ、検証結果(案)Ⅲ1(2)の「関係主体の取組に関する検証」において</p> |

|  |   |
|--|---|
| <p>「加入光ファイバ・NGNオープン化の進展状況」、「メタル回線に係る接続料の上昇」が競争環境に与える影響も検証すべきと考えます。<br/>(イー・アクセス)</p>   | <p>対象とすることが考えられるが、情報通信審議会電気通信事業政策部会電話網移行円滑化委員会において、必要なフォローアップが行われているところである。</p>   |
| <p>意見9 固定系ブロードバンド市場において、NTT東西は引き続き圧倒的な市場支配力を保有しており、FTTH・ADSL・CATVインターネットのサービス全体でのNTT東西の市場シェア・市場集中度もむしろ高まっていることに留意した検証をすべき。</p>   | <p>考え方9</p>   |
| <p>■ 前述のとおり、固定系ブロードバンドの代表的サービス（平成24年9月末で、固定系ブロードバンドサービスの65.9%を占める）であるFTTHサービスにおける平成24年9月末のNTT東・西のシェアは73.4%で、依然として高止まりしています。NTT東・西以外で最もシェアの高い事業者でも10%で推移しています。<br/>NTT東・西のシェアが独占的であるFTTHサービスの契約数が増加し、ADSLサービスの契約数が減少していることを勘案すると、固定系ブロードバンド市場において、NTT東・西は引き続き圧倒的な市場支配力を保有しており、FTTH・ADSL・CATVインターネットのサービス全体でのNTT東・西の市場シェア・市場集中度もむしろ高まっていることに留意した検証が必要と考えます。<br/>(KDDI)</p> | <p>■ 検証結果（案）においては、FTTHサービスについてNTT東西のシェアが高い水準で推移していることや、FTTHサービスの市場集中度は若干減少しているものの、各ブロードバンドサービス等の市場集中度は寡占的な市場で見られるような高い水準で推移していること等について示しているところであり、市場シェアや市場集中度の動向については、引き続き適切に検証を行っていく予定である。</p> |

#### ウ ブロードバンド利用環境に関する検証（利用者料金、接続料と利用者料金との関係）

|  |   |
|--|---|
| <p>意見10 NTTドコモは低利用者向けの料金プランや、シニアや若年層の利用者向けの低料金の料金プランの提供を開始している。</p>  | <p>考え方10</p>  |
| <p>■ 当社は新たな通信方式であるLTE方式に対応した料金プランにおいて、2012年10月より、通信速度が制限されない通信料の上限を3GB/月とする低利用者向けの料金プランを提供開始したほか、らくらくスマートフォンやスマートフォン for ジュニアといったシニアや若年層向けの端末の利用者に適した2,980円/月を上限とする低料金の料金プランを2012年8月、2013年2月にそれぞれ提供開始し、お客様から大変ご好評をいただいているところです。<br/>今後も当社は、お客様満足を第一に考え、お客様の様々なニーズに対応した料金・サービスを提供していく所存です。<br/>(NTTドコモ)</p> | <p>■ 総務省としては、移動体データ通信サービスの利用者料金について、各事業者の経営判断による低廉・多様な料金プランの設定等により、利用者にとって利用しやすい料金となることを期待しているところである。</p> |
| <p>意見11 移動体データ通信サービスの利用者料金については、今後も事業者間の競争に委ねるべき。</p>  | <p>考え方11</p>  |
| <p>■ 移動体データ通信サービスの利用者料金については、これまで事業者が、より高速・大容量のサービスを提供する中、競争環境等を考慮し、設定しています。</p>   | <p>■ 総務省としては、移動体データ通信サービスの利用者料金について、各事業者の経営判断による低</p>   |

|  |  |
|--|--|
| <p>料金水準の各国との比較については、サービス（LTE 等）の普及状況やその内容・品質、ユーザの利用実態（データ使用量等）が、各国間さらには事業者間において異なる状況であること、また電気通信サービスに係る内外価格差調査の結果も、購買力平価による評価とは差があること等を踏まえ、本検証結果（案）のとおり、一概に「高い水準」といえるのか慎重に検討する必要があると考えます※1。</p> <p>更に、こうした移動体データサービスの市場環境を考慮すると、今後においても利用者料金については事業者間の競争に委ねることが適切と考えます。</p> <p>※1 「電気通信サービスに係る内外価格差調査－平成 23 年度調査結果－」（平成 24 年 8 月 28 日）の注釈では「購買力平価による評価では、東京は共に平均的な水準にあると評価している。」と記載<br/> <a href="http://www.soumu.go.jp/main_content/000173763.pdf">http://www.soumu.go.jp/main_content/000173763.pdf</a><br/> （ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル）</p> | <p>廉・多様な料金プランの設定等により、利用者にとって利用しやすい料金となることを期待しているところであるが、検証結果（案）Ⅲ 1（1）ウにおいて、MNO各社のスマートフォン用の定額制プランの料金が一律に同水準となっていること、当該定額制プランにおいて通信速度が制限されない通信量の上限は一部の料金プランを除き一律7GB/月となっていること、「電気通信サービスに係る内外価格差調査－平成23年度調査結果－」（平成24年8月公表）において携帯電話の音声・メール・データ利用について東京は最も高い水準にあると評価していること等を指摘しているところであり、これらの検証結果や近年のモバイル市場における環境変化を踏まえ、例えば利用者料金において複数事業者が協調する状況が生じる等、競争が機能していない状況が生じていないか否か等も含め、今後とも状況を引き続き注視していくこととする。</p> <p>■ なお、各国のサービス提供条件は様々であり、同内外価格差調査の結果は指標の一つとして捉えることが適切であることは、調査結果の中で述べているとおりである。</p> |
| <p>意見 1 2 総務省が実施するスタックテストについては、検証に利用した数値の算出方法や検証の考え方を公開し、その基準が適当かどうかを検証できるようにすべき。また、接続料と利用者料金の関係については、各種割引サービスを考慮した利用者料金を用いて評価を行うべき。</p>   | <p>考え方 1 2</p>   |
| <p>■ スタックテストにおいては、平成 24 年 7 月 27 日「接続料と利用者料金との関係の検証（スタックテスト）の運用に関するガイドライン」の改正において、総務省殿の考え方「NTT東西の設備構成を想起させる情報など経営情報に該当する情報を非公開としているところである。」が示されています。</p> <p>・ しかし、シェアドアクセス方式を利用したサービスについては、1 芯あたりの利用芯線数により、その検証結果が異なるケースが想定されます。よって、総務省殿が実施するスタックテストについては、総務省殿が検証に利用した数値の算出方法や検証の考え方（妥当とす</p>  | <p>■ 総務省が実施するスタックテストにおいて検証に利用した数値の算出方法や検証の考え方を公開すべきとの御意見については、「接続料と利用者料金との関係の検証（スタックテスト）の運用に関するガイドライン」（平成24年7月改正。以下「スタックテストガイドライン」という。）においては、スタックテストの透明性を確保するため、検証結果に</p>  |

|   |   |
|---|---|
| <p>る分岐あたりのユーザ数、対象とする設備範囲（例：OSU～ONU等）を公開し、その基準が適当かどうかを検証できるようにすべきです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ なお、現在のフレッツ光の戸建ての料金は、NTT東日本殿（2年目：実質3,570円）・NTT西日本殿（8年目：3790.5円）で提供をされています。一方で、事業者がFTTHサービスを提供するため、NTT殿の設備をOSUから屋内配線までを借りた場合は、H25年度の接続料申請値でNTT東西各5,000円程度が必要となります。この費用にその他の必要費用を上乗せすると、NTT東西殿とは到底勝負が出来ない状況となります。</li> <li>・ また、NTT東西殿は販売施策として各種キャンペーンを実施しています。例えば、基本料数ヶ月無料や工事代相当額を基本料から値引くというものです。それらには、キャンペーン名を変えることで実質的には定常割引サービスと考えられるものも存在し、利用者からすると、キャンペーンを加味したものが利用者料金（基本料）であるといえます。</li> <li>・ よって、接続料と利用者料金との関係からは、各種割引サービスを考慮した利用者料金を用いて競争評価レビュー制度で評価を行うべきです。</li> <li>・ 総務省殿におかれましては、公正競争の観点から実勢利用者料金を把握したうえで、その利用者料金についてはスタックテストの結果として公開頂きたいと考えます。</li> </ul> <p>（DSL協議会）</p> | <p>については、当該結果が接続料設定事業者の経営情報に該当する場合があることに配慮しつつ、可能な限り公開することとしている。これを踏まえ、検証に利用した数値の算出方法や検証の考え方については、これを公表することによりNTT東西の設備構成が想起される等、NTT東西に不当な不利益が生じるおそれがあることにも留意しつつ、経営情報に該当しないと認められる情報については公開しているところである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ スタックテストについて、割引サービスを考慮した利用者料金を用いるべきとの御意見については、スタックテストは、接続料の水準が不当なものではないことを確認するために行うものであり、利用者料金の妥当性を検証することを目的とするものではない。また、接続料を設定する事業者が大括りのサービスごとにスタックテストの実施を求められているところであり、接続料の適正性の検証の観点からは、必ずしも割引サービスを考慮した利用者料金を用いる必要はないと考えられる。</li> <li>■ 各種割引サービスを考慮した利用者料金と接続料の関係を経営情報において検証すべきとの御意見については、今後の参考とさせていただきます。</li> </ul> |
| <p>意見13 スタックテストにおいて、利用者利便性の確保及び競争環境維持の観点より、「移行期における接続料のあり方」の観点を新たに追加し、評価を行うべき。</p>  | <p>考え方13</p>  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>■ スタックテストは、「接続料の妥当性を多角的に検証する観点」で実施されており、総務省殿が実施するスタックテストの検証区分は、「個々のサービスメニューごととし、その対象範囲は、次のサービスのうち市場が拡大傾向にあるものを基本として、総務省が毎年度決定する。」であり、新規サービスや市場拡大を前提としたものになっています。</li> </ul> <p>しかし、PSTNからIP網へのマイグレーションを本格化している現状においては、需要の減少に伴い接続料は上昇し、利用者料金における接続料割合は増すばかりです。</p> <p>一方、事業者が利用者料金の値上げを実施することは、利用者利便性の観点から現実的で</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 移行期におけるメタル回線の接続料算定の在り方については、ブロードバンド管申において、コストの検証を行い、更なる適正化に向けた検討を行っていくことが適当であるとされたことを踏まえ、現在、「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」において検討を行っているところである。</li> </ul>   |

|  |   |
|--|---|
| <p>はありません。</p> <p>接続料金が上昇し続けた場合においても、事業者はサービス提供に最善を尽くしますが、今後、事業者によっては、接続料上昇に耐えきれず、サービス維持のために利用者料金の値上げを行うこと以外に手段がなくなる場合も想定されます。その結果、当該事業者は市場より排他され、競争市場が歪められることとなり、適格電気通信事業者である東日本電信電話株式会社（以下、「NTT 東日本」という。）殿及び西日本電信電話株式会社（以下、「NTT 西日本」という。）殿（以下、合わせて「NTT 東西殿」という。）の独占に回帰することも考えられます。</p> <p>よって、総務省殿においては、利用者利便性の確保及び競争環境維持の観点より、「移行期における接続料のあり方」の観点を新たに追加し、評価を行うべきと考えます。<br/>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> | <p>■ スタックテストガイドラインにおいて、NTT東西は大括りのサービスごとにスタックテストの実施を求められているところであり、「加入電話・ISDN基本料」、「加入電話・ISDN通話料」「フレッツADSL」等の検証区分により検証がなされていることから、需要が減少しつつあるサービスについても接続料の妥当性について一定の検証がなされており、現時点においては、これに加えて新たな検証を行うまでの必要性はないと考えられる。</p> <p>■ また、総務省が実施する個々のサービスメニューごとのスタックテストの対象については、スタックテストガイドラインにおいて、①新規に接続料が設定された機能を利用して提供されるサービス、②接続料の算定方法が変更された機能を利用して提供されるサービス、③将来原価方式により算定された機能を利用して提供されるサービスのうち、市場が拡大傾向にあるものを基本とすることとしている。これらに該当しない加入電話・DSL等のサービスについては、接続料の適正性の検証の観点からは、長期増分費用方式又は実績原価方式により算定されている接続料についてまで必ずしも総務省が実施するスタックテストの対象とする必要はないと考えられる。</p> |
|--|---|

**(2) 関係主体の取組に関する検証**

**ア 未整備地域における基盤の整備に関する取組**

|      |      |
|------|------|
| 意見なし | 意見なし |
|------|------|

**イ 公正競争環境の整備に関する取組**

|  |         |
|--|---------|
| 意見 1 4 総務省は、加入者光ファイバ接続料に係るエントリーメニューの利用実数を検 | 考え方 1 4 |
|--|---------|

|  |  |
|--|--|
| <p>証・評価することに加え、大手事業者が当該メニューを活用し非競争地域に参入したかどうかも含めて検証すべき。</p>  |  |
| <p>■ エントリーメニューについては、「十分な光配線区画の拡大策が講じられるまでの間について、多様な事業者、とりわけ F T T H サービス市場への参入のハードルが高いと想定される規模の比較的小さい事業者に「参入の弾力化」という効果をもたらす競争促進策を補完的に講じることが適当」との考えにより導入されたと理解していますが、我々地域のDSL事業者が利用し、ドライカップ接続料と同水準とするためにはNTT東日本エリア 2.8、NTT西日本エリア 2.7 との大手事業者のみ達成可能な数字であることには変わりありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ また、利用しないメニューの多額の改修費用負担を強いられることも残念ではありません。</li> <li>・ 更に、情報通信行政・郵政行政審議会 接続委員会にて「スケールメリットを活かせる体力のある大手事業者が、エントリーメニューを活用して非競争地域に参入してくることが容易に想定できるため、むしろ当該地域で少数の大手事業者の寡占を許すような方策」の可能性について警告をしております。</li> <li>・ よって総務省殿は、エントリーメニューの利用実数を検証・評価することに加え、大手事業者が当該メニューを活用し非競争地域に参入したかどうかも含めて検証すべきです。</li> </ul> <p>(DSL協議会)</p> | <p>■ エントリーメニューについては、平成25年3月から提供が開始されたため、NTT東西からの状況報告等を踏まえ、総務省において、利用状況を注視するとともに、情報通信行政・郵政行政審議会において、適宜の時機に報告することとする。</p>  |
| <p>意見15 「業務委託先子会社に対する監督義務」及び「機能分離措置」が公正競争環境の確保に実効的に機能しているか明確化すべき。</p>  | <p>考え方15</p>   |
| <p>■ 検証結果案の内容に加え、「業務委託先子会社に対する監督義務」、及び「機能分離措置」が公正競争環境の確保に実効的に機能しているか明確化すべきであり、「NTT東西殿の実施内容」、及び「総務省殿の検証結果」も評価の対象とすべきと考えます。</p> <p>(イー・アクセス)</p>   | <p>■ 検証結果(案)Ⅲ1(2)イの「公正競争環境の整備に関する取組」は、これまでに進められた様々な施策や取組について検証を行うものであり、業務委託先子会社等監督及び機能分離の運用状況に関する検証については、検証結果(案)Ⅲ2(4)及び(5)において、公正競争環境の確保の観点から検証を行っているところである。</p> |
| <p>意見16 エントリーメニューの「利用事業者数」や「新規参入事業者数」などの実績についても検証を行うべき。また、競争評価の戦略的評価における「事業者間取引の状況」においてもオープンに評価・分析すべき。</p>   | <p>考え方16</p>   |
| <p>■ 2012年3月に、情報通信行政・郵政行政審議会にて、F T T H市場におけるサービス競争促進は「NTT東西殿による光配線区画の拡大」と、その補完的措置として多様な事業者のF T T Hサービス市場への参入の弾力化を目的の一つとした「エントリーメニューの導入」により進められる方向性が示されましたが、これらの取組が、競争事業者の新規参入の促進に実効的に機能しているか検証する必要があると考えます。</p>  | <p>■ 本制度におけるエントリーメニューに係る検証については考え方14のとおり。</p> <p>なお、競争評価の戦略的評価におけるエントリーメニューの扱いについては、今後の参考とさせていただきます。</p>   |

|   |  |
|---|--|
| <p>従って、検証結果案の内容に加えて、例えば、当該メニューの「利用事業者数」や「新規参入事業者数」などの実績や、競争評価の戦略的評価における「事業者間取引の状況」においてもオープンに評価・分析していただくべきと考えます。<br/>(イー・アクセス)</p>   |  |
| <p>意見 17 配線区画の拡大について、拡大配線区画においても既存配線区画から拡大配線区画への屋内配線の転用が既存配線区画と同等に可能となるような工法を採用するよう NTT 東西に要請すべき。また、エントリーメニューについては、利用可能性が著しく低いと想定されること、多額の システム改修を行っていることから、競争評価で利用実数や費用対効果等といった導入効果の検証・評価を行うべき。</p>  | <p>考え方 17</p>  |
| <p>■ 加入光ファイバ接続料の見直しについては、「競争阻害要因の解消に向けた本質的な対応」※2 との考えより、光配線区画の拡大とその補完的措置としてのエントリーメニューが導入されたと理解しています。</p> <p>配線区画の拡大については、トライアルが進められていますが、NTT 東西殿より、拡大配線区画においては屋内配線の転用ができない可能性がある旨の説明がなされています。既存配線区画では、約 9 割程度の屋内配線の転用ができており、一定の競争環境は担保されていると考えられます。しかし、「競争阻害要因の解消に向けた本質的な対応」の考えにより導入される拡大配線区画において屋内配線の転用ができない場合、事業者は利用者宅内の工事を再度実施する必要があるとあり、利用者利便性を下げるだけでなく事業者の競争力を下げる結果となります。</p> <p>よって、総務省殿においては拡大配線区画を利用する新規参入事業者のサービス競争を活発にすべく、拡大配線区画においても既存配線区画から拡大配線区画への屋内配線の転用が既存配線区画と同等に可能となるような工法を採用するよう NTT 東西殿に要請すべきと考えます。</p> <p>エントリーメニューについては、接続委員会において、ほとんどの事業者が積極的に利用する意向がなかったことが示されており、利用可能性が著しく低いと想定されるメニューであること、また多額のシステム改修を行っていることから、総務省殿においては、競争評価で当該メニューの利用実数や費用対効果等といった導入効果の検証・評価を行うべきと考えます。また、配線区画の拡大についての進捗についても、継続的に検証を行い、どの程度 FTTH 市場の活性化に寄与したかを具体的に検証すべきと考えます。</p> <p>また、その結果が不十分な場合は、ブロードバンドの基盤利用率向上を目的とした低廉な接続料を実現するため、普及を優先し接続料を大胆に下げる等の新たな考え方を採用することも必要と考えます。</p> <p>※2 「加入光ファイバ接続料の算定に関する検討（答申）」（平成 24 年 3 月 29 日）より抜</p> | <p>■ 他事業者向けの光配線区画における光屋内配線の転用等については、まずはトライアルにおいて課題を整理し、その解決に向けた方策について、本格提供に向けて検討を行うことが適当である。</p> <p>■ 競争評価におけるエントリーメニューの扱いについては、今後の参考とさせていただきます。</p> |



|  |  |
|--|--|
| <p> <a href="http://www.soumu.go.jp/main_content/000153271.pdf">http://www.soumu.go.jp/main_content/000153271.pdf</a><br/>           (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)         </p> |  |
|--|--|

**ウ ICT利活用の促進に関する取組**

|      |      |
|------|------|
| 意見なし | 意見なし |
|------|------|

**2 NTT東西等における規制の遵守状況等の検証**

**(1) 第一種指定電気通信設備に関する検証**

**ア 指定要件に関する検証**

|  |   |
|--|---|
| <p>意見18 ネガティブリスト方式を維持すべきであり、また、端末系伝送路設備の種別（メタル・光）を区別せず指定することを維持すべき。</p> <p>■ 指定しない設備を具体的に列挙する方式（ネガティブリスト方式）を維持すべき、端末系伝送路設備の種別（メタル・光）を区別せず指定することを維持すべき等の指摘（意見7）について</p> <p>検証結果案の通り、「ネガティブリスト方式」は、競争事業者がボトルネック設備を用いた新たなサービスを迅速に提供することを可能とし、市場の公正競争環境を確保するために必要不可欠なものであるため、現行の指定方法は維持すべきであると考えます。</p> <p>また、「端末系伝送路設備の種別（メタル・光）」についても、両回線は共通の線路敷設基盤上にて敷設され、ブロードバンド回線として代替性の高い回線であること等を踏まえれば、引き続き現行の指定方法を維持すべきであると考えます。</p> <p>（イー・アクセス）</p> <p>■ 第一種指定電気通信設備の指定要件については、「①共に利用者から見て代替性の高いブロードバンドサービスの提供に用いられていること、②既存の電柱・管路等の共通の線路敷設基盤の上に敷設されていること、③実態として NTT 東西はメタル回線を光ファイバ回線に更新する際のコスト・手続の両面において優位性を有していること等に鑑みれば、合理性がある」と認められ、実態的にも従来の考え方を変更する特段の事情が認められないことから、引き続き、ネガティブリスト方式の採用と端末系伝送路設備の種別（メタル・光）を区別せずに第一種指定電気通信設備の指定を行うとの考え方を維持する本検証結果（案）に賛同します。</p> <p>（ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル）</p> | <p>考え方18</p> <p>■ 検証結果（案）に対する賛成の御意見として承る。</p> |
|--|---|

|  |   |
|--|---|
| <p>■ 現行の指定方式は「一種指定設備制度の趣旨に照らして妥当」であると考えます。また、「考え方を変更すべき特段の事情は依然認められない」とする総務省の考え方は適切であり、現行方式を維持する考え方に賛同します。<br/>(KDDI)</p>  |   |
| <p>意見19 一種指定設備の指定については、サービス開始前に認可申請が必要になるなど、競争上不利となることから、ネガティブリスト方式からポジティブリスト方式に見直すとともに、必要最小限のものに限定すべき。</p>  | <p>考え方19</p>  |
| <p>■ 現行制度の下においては、NTT東西のほぼ全ての県内電気通信設備が、ボトルネック性の有無についての十分な検証がされないままに、ボトルネック性を有するとの蓋然性があるという理由で、原則として全て指定電気通信設備とされるネガティブリスト方式が採用されています。</p> <p>しかしながら、本来、規制の対象となる設備は、行政当局が個別に不可欠性を挙証できた必要最小限のものに限定すべきであると考えます。</p> <p>なお、昨年度の競争セーフガード制度に基づく検証結果において「ポジティブリスト方式に変更した場合、ボトルネック性を有する設備であるにもかかわらず一定期間指定されない場合が生じ得るため、電気通信市場の健全な発達が損なわれる可能性がある」とされておりますが、新たに導入する設備が不可欠性を有することになるかどうかは、導入当初では判断できないはずであり、むしろ現に指定されているルータ等の局内装置は、他事業者が自ら設置し、当社の局内装置を利用するケースはほとんど皆無であることを踏まえれば、不可欠性はなく、これらの装置を指定電気通信設備とすることは、過剰な規制であると考えます。</p> <p>このように、新たに導入する設備をすべて指定電気通信設備の対象とする現行の指定方法は、「必要以上の設備を指定電気通信設備として指定することは回避されなければならない」とする「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」答申（平成19年3月30日）の趣旨にも反していると考えます。</p> <p>加えて、昨年度の競争セーフガード制度に基づく検証結果において「現時点においても、ネガティブリスト方式の採用がNTT東西による迅速なサービス提供等に対し重大な支障となっているという事実は認められない」とされておりますが、熾烈な競争が繰り広げられているブロードバンド市場においては、たとえ「数ヶ月」であっても、サービス開始前に接続約款の認可又は告示改正等の行政手続きが必要となること、また事実上、認可申請前にも事前説明に一定の時間が必要となることは、当社を競争上極めて不利な立場に置くだけでなく、お客様に対して新サービスの提供や料金値下げが遅れる結果となり、お客様利便を著しく損ねていると考えます。</p> | <p>■ 検証結果（案）Ⅲ2（1）アにおいて示したとおり、現行の第一種指定電気通信設備（以下「一種指定設備」という。）の指定については、情報通信審議会答申「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」（平成19年情通審第34号。以下「3月答申」という。）において、伝送路設備及び交換等設備に対する指定方法をネガティブリスト方式（指定しない設備を具体的に列挙する方式）からポジティブリスト方式（指定する設備を具体的に列挙する方式）に変更した場合、ボトルネック性を有する設備であるにもかかわらず一定期間指定されない場合が生じ得るため、電気通信市場の健全な発達が損なわれる可能性がある旨が示されているところである。</p> <p>昨年度の競争セーフガード制度に基づく検証結果では、ネガティブリスト方式の採用がNTT東西による迅速なサービス提供等に対し重大な支障となっているという事実は認められないとしたところである。</p> <p>この点については、新たに導入する設備は、アクセス回線と一体的に機能する蓋然性は高いものと考えられることに加え、競争セーフガード制度及び本制度において毎年度指定対象設備を検証していることを踏まえると、現行の指定方法は、「必要以上の設備を指定電気通信設備として指定することは回避</p> |

|  |   |
|--|---|
| <p>また、昨年度の競争セーフガード制度に基づく検証結果において「新たに導入する設備は、アクセス回線と一体的に機能する蓋然性は高いものと考えられる」とされておりますが、当社は、光ファイバ等のアクセス回線を当社（利用部門）と同等の条件で他事業者に貸し出しており、現に、他事業者は、オープン化された当社の光ファイバ等を利用してエンドエンドでIP通信網を構築しサービスを展開していることから、アクセスのボトルネック性はネットワークとは遮断されおり、こうしたご指摘は当たらないと考えます。</p> <p>したがって、行政当局においては、現行の指定告示の規定方法である「指定しない設備を具体的に列挙する方法」を「指定する設備を具体的に列挙する方法」に見直すとともに、指定電気通信設備の対象とする具体的な基準を明らかにし、その対象設備は、行政当局が個別にボトルネック性を挙証できた必要最小限のものに限定すべきであると考えます。</p> <p>（NTT東日本）</p> <p>■ 殆ど全ての県内設備に事前規制をかける現行の第一種指定電気通信設備の指定方法を継続した場合、健全な競争が繰り広げられているブロードバンド通信市場においても、サービス開始前に接続約款の認可又は告示改正等の行政手続きが必要となり、また、認可申請前の事前説明にも一定の時間が必要となるため、お客様に対する新サービスの提供や料金値下げを遅らせる原因となり、当社を他事業者との競争上極めて不利な立場に置くことになるだけでなく、更なるブロードバンド普及に向けたインフラ整備や新規サービス開発の芽を摘むことによって、お客様の利便の向上を妨げることになると考えます。</p> <p>・ したがって、現行制度の下においては、NTT東西のほぼ全ての県内電気通信設備が、ボトルネック性の有無についての十分な検証がされないままに、ボトルネック性を有するとの蓋然性があるという理由で、原則として全て指定電気通信設備とされるネガティブリスト方式が採用されておりますが、本来、規制の対象となる設備は、行政当局が個別に不可欠性を挙証できた必要最小限のものに限定し、具体的に列挙する方式（ポジティブリスト方式）を採用すべきと考えます。</p> <p>（NTT西日本）</p> | <p>されなければならない」とする3月答申の趣旨に反しているものではなく、一種指定設備制度の趣旨に照らして妥当である。</p> |
|--|---|

### イ 指定の対象に関する検証

|  |                                  |
|--|----------------------------------|
| <p>意見20 競争事業者にとってNTT東西殿の加入光ファイバを利用することが必要不可欠であることから、検証結果（案）のとおり、加入光ファイバを引き続き一種指定設備の対象とすべき。</p> | <p>考え方20</p>                     |
| <p>■ FTTH市場におけるNTT東西殿の市場シェアは73.4%（※1）、設備シェアは77.3%（※2）と依然として独占化傾向にあり、競争事業者にとってNTT東西殿の加入</p>     | <p>■ 検証結果（案）に対する賛成の御意見として承る。</p> |

|  |  |
|--|--|
| <p>光ファイバを利用することが必要不可欠であることから、検証結果案の通り、加入光ファイバを引き続き一種指定設備の対象とすることが必要と考えます。</p> <p>(※1) 電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データ<br/>(2012年9月末時点)</p> <p>(※2) 平成23年度末における固定端末系伝送路設備の設置状況<br/>(イー・アクセス)</p> <p>■ NTT東西殿の次世代ネットワーク（以下、「NTT-NGN」という。）、地域IP網や光アクセス回線については、依然として競争事業者にとって実質的に代替性の無いボトルネック設備であること等から、現在指定を受けている第一種指定電気通信設備について、引き続き指定を継続すべきといった考え方を維持する本検証結果（案）に賛同します。<br/>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>■ 「状況は現時点においても変わりはないことから、加入光ファイバを引き続き一種指定設備に指定することが適当」との総務省の考え方に賛同します。<br/>NTT東・西は、公社時代からの線路敷設基盤を利用して光ファイバを敷設し、全加入者回線の9割以上の回線を保有しています。当社は、設備競争によりFTTH市場を活性化させるべく努力してきましたが、公社時代からの優位性や強固な財務基盤のない競争事業者にとって、全国あまねく敷設することは事実上困難です。NTT東・西の光ファイバを利用することができなくなれば、独占回帰することは明らかであり、ひいてはお客様への利便性を損ねることになります。公正競争によりFTTH市場を活性化させるためには、NTT東・西の光ファイバを引き続き一種指定設備に指定することが必要です。<br/>(KDDI)</p> |  |
| <p>意見2-1 マンション向け屋内配線の指定設備化が重要。屋内配線の相互転用の実施については、継続的にトライアルの進捗状況を確認し、課題等について積極的に検証を行うべき。</p>   | <p>考え方2-1</p>  |
| <p>■ マンション向け屋内配線の指定設備化については、日本の全世帯の約42%が集合住宅であること、NTT東西殿のマンション向け屋内配線の光配線方式の割合が上昇していることから、非常に重要な方策であると考えます。<br/>屋内配線の相互転用の実施についてはトライアルの実施が計画されているところ、総務省殿においては継続的にトライアルの進捗状況を確認し、課題等について積極的に検証を行うべきと考えます。<br/>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>  | <p>■ 検証結果（案）Ⅲ2（1）イ（イ）において示したとおり、マンション向け光屋内配線については、3種類の設置形態のうち、光ファイバを用いて各利用者宅まで屋内配線を敷設する方式である光配線方式の割合は約23%（NTT東日本、NTT西日本）（いずれも平成24年3月末時点）に留まっており、NTT東西のFTTHシェアとマンション向</p> |

|  |  |
|--|--|
|  | <p>け屋内配線のシェアは依然連動しているとはいえず、光屋内配線の法的位置付けを変えるまでには至っていないと考えられることから、一種指定設備として指定する必要性については、現時点では認められず、引き続き状況を注視していくこととする。</p>   |
| <p>意見22 設備ベース競争の進展に鑑み、不可欠性のない設備については、早急に一種指定設備の対象から除外すべき。</p>  | <p>考え方22</p>   |
| <p>■ 指定電気通信設備制度が導入された当時は、電話の時代であり、他事業者が加入者回線の敷設や加入者交換機を設置して、当社と同等のネットワークを自ら構築することが実質的に困難であったことから、他事業者がサービスを提供するために当社の固定電話網が不可欠であるとして、規制が課されてきました。</p> <p>しかしながら、IP・ブロードバンド時代においては、他事業者は、ルータ等の局内装置を自ら設置し独自のIP通信網を構築し、アクセス回線も自ら敷設、あるいは当社がオープン化により提供しているダークファイバ等を利用してサービス提供しており、当社のNGNをはじめとするIP通信網に固定電話網のような不可欠性はありません。</p> <p>現に、電力系事業者、KDDI殿、CATV事業者といった固定系の事業者だけでなく、WiMAXやLTE等を用いた移動系の事業者を含め、自ら設備を構築してサービスを提供する事業者間で熾烈な競争が展開されています。</p> <p>また、NTT東西の加入電話契約者数は、平成10年年3月末時点のピーク時に約6,300万でしたが、平成24年9月末時点では約3,000万へと減少しています。一方、フレッツ光のひかり電話契約者数（ch数）は、平成24年9月末時点で約1,500万ならずであり、加入電話のピーク時に比べると約1,800万ものお客様が、NTT東西の固定電話以外の他社直収電話やFTTHサービス又は携帯電話等へ移行したものと想定されま</p> <p>す。</p> <p>こうした状況は、お客様ご自身が他社サービスのご利用を自由に選択した結果であり、また、近年の傾向として、スマートフォン等の携帯電話しか持たないお客様も相当数いらっしゃることも踏まえれば、当社のIP通信網は、携帯電話も含め、各事業者が提供する多様なネットワークの選択肢の一つに過ぎないと考えます。</p> <p>したがって、今年度の検証にあたっては、このような市場環境・競争環境を十分に検証し、「不可欠性」のない設備については、早急に指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>(NTT東日本)</p> | <p>■ 「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関する意見及びその考え方」（平成25年1月公表。以下「検証結果（案）参考資料」という。）の考え方9において示したとおり、一種指定設備の対象については、競争セーフガード制度及び本制度による運用を通じて毎年度検証することとしており、今年度においても制度運用ガイドラインに示す考え方にに基づき検証し、その妥当性・適正性の確保に努めることとしている。</p> |

|  |   |
|--|---|
| <p>■ 指定電気通信設備制度が導入された当時は、電話の時代であり、他事業者が加入者回線や加入者交換機を自ら設置して、当社と同等のネットワークを自前構築することは実質的に困難であったことから、他事業者がサービスを提供するためには、当社の固定電話網が不可欠であるとして、規制が課されてきました。</p> <p>しかしながら、IP・ブロードバンド時代には、他事業者は、ルータ等の局内装置を自ら設置して独自のIP網を構築し、アクセス回線も自ら敷設、あるいは当社がオープン化して提供するダークファイバ等を利用してサービス提供しているところであり、現に、電力系事業者、KDDI殿、CATV事業者といった固定系の事業者だけでなく、WiMAXやLTE等を用いた無線系の事業者を含め、自ら設備を構築してサービスを提供する事業者間で熾烈な競争が展開されていることから、当社のNGNをはじめとするIP網には当社の固定電話網のような不可欠性はありません。</p> <p>また、NTT東西の加入電話契約者数は、平成10年3月末時点のピーク時に約6,300万でしたが、平成24年9月末時点では約3,000万へと減少しています。一方、フレッツ光のひかり電話契約者数（ch数）は、平成24年9月末時点で約1,500万足らずに留まっており、加入電話契約者数のピーク時と比べると、約1,800万ものお客様が、携帯電話や他社直収電話に移行したものと考えられます。これらに加えて、特に、最近の傾向として、スマートフォン等しか持たないお客様が増えてきていることも踏まえれば、当社のIP網は、携帯電話網を含め、各事業者が提供する多様なネットワークに係る選択肢の一つに過ぎないと考えます。</p> <p>したがって、今年度の検証にあたっては、このような市場環境・競争環境を十分に検証し、「不可欠性」がない設備については、早急に指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>(NTT西日本)</p> |   |
| <p>意見23 NGN、地域IP網及びひかり電話網等のIP通信網は、現に他事業者は独自のIP網を構築するなど、ボトルネック性はないことから、一種指定設備の対象から除外すべき。</p>  | <p>考え方23</p>  |
| <p>■ 当社のNGN、地域IP網及びひかり電話網等のIP通信網については、以下の観点から、指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>(1) 世界で最も徹底したオープン化を図ってきた結果、他事業者は当社と同等の条件で独自にIP通信網を構築できる環境が十分整っており、現に他事業者は独自のIP通信網を既に構築していること、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・また、他事業者は、アクセス回線を自ら敷設、若しくは当社の光ファイバ等を利用してエンドエンドで設備を構築し、サービスを展開していることから、光ファイバ等の</li> </ul>   | <p>■ NGNについては、検証結果(案)参考資料の考え方8において示したとおり、情報通信審議会答申「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」(平成20年情審通第53号。以下「NGN答申」という。)において、シェア74%超を占めるFTTHサービスやシェア70%近いひかり電話等に利用されるネットワークであり、他事業者の</p> |

アクセス回線のボトルネック性はネットワークとは遮断されており、当社のNGNをはじめとするIP通信網自体にボトルネック性はないこと。

- ・他事業者が自前の設備を使って独自のIP通信網を構築できるよう、当社は光ファイバや局舎コロケーションといった「素材」や、電柱・管路といった線路敷設基盤を最大限提供しております。

中継ダークファイバの提供実績：

164事業者、3,408区間、約5.0万芯（平成20年3月末）

⇒152事業者、3,832区間、約7.3万芯（平成24年9月末）

局舎コロケーションの提供実績：

100事業者、1,900ビル、約3.5万架（平成20年3月末）

⇒96事業者、2,052ビル、約4.5万架（平成24年3月末）

- ・また、年々多様化する他事業者からの新しい要望等にお応えするため、接続メニューの多様化、手続きの迅速化、情報開示の充実等を通じて、市場拡大・サービス競争の促進に寄与しています。

(2) 競争が進展しているブロードバンド市場において、当社のIP通信網（NGNを含む）を規制する理由はないこと。

- ・固定ブロードバンド市場における、当社のシェア（平成24年9月末）は58.1%、特に首都圏では51.5%と熾烈な競争が展開されており、その結果、我が国では、光サービスが世界に先駆けて普及する等、世界で最も低廉で高速なブロードバンドサービス環境が実現しています。
- ・FTTHサービスだけに市場を限定した場合でも、KDDI殿の本格展開に伴い、四半期別の純増数で見ると、当社のシェアは平成23年度第3四半期では77.1%であったのに対し、直近の平成24年度第2四半期では35.7%まで低下しています。さらに、純増数シェアをエリア別に見ると、例えば競争の激しい東京都は約10.6%となっております。
- ・冒頭で述べたとおり、WiMAXやLTEが商用化され、超高速ブロードバンド化が急速に進展してきていることや、スマートフォン等の高度な機能を有する端末の普及に伴い、固定系ブロードバンドは利用せずに移動系ブロードバンドのみを利用するユーザもいることを踏まえると、移動系を含めたブロードバンド市場全体の中の1つのネットワークとして当社のIP通信網（NGNを含む）を捉えることが適当であり、当該市場におけるNTT東西のシェア（平成24年9月末）は10.2%に過ぎません。

(3) 加入者光ファイバについて、諸外国で日本のように厳格なアンバンドル規制を課して

構築したネットワークを利用してサービス提供を行うビジネスモデルを採用する事業者（FVNO）や固定電話網・IP網などネットワークを自ら構築し保有している事業者（FNO）にとって、利用の公平性が確保された形で自網とNGNを接続可能であることがその事業展開上不可欠であり、かつ、利用者利便の確保の観点からも不可欠であると考えられること等から、NGNを一種指定設備に指定することとされたものである。

ブロードバンド答申においても、同様の点について確認がなされた上で、「今後我が国の基幹的なコア網としての役割が想定されるNGNにおいて、多様な事業者が、競争的なサービスや多様なコンテンツ・アプリケーションサービスを柔軟に提供できる環境を整備することがこれまで以上に重要となっている」とされたところである。

また、NTT東西のFTTHユーザは、NGNの收容ルータに收容されると、現時点ではコア網として他事業者網を選択できないことから、NGNはメタル回線をアクセス回線とする電話網等よりも他事業者にとっての事業展開上のボトルネック性が一層高いという特性を有している。

平成24年12月末時点でもFTTHサービスにおけるNTT東西のシェアは72.9%、OAB-JIP電話におけるシェアも63.0%（番号ベース）の状況にあることを踏まえると、これらの状況は現段階においても変わりはないことから、引き続き、NGNは、一種指定設備に指定することが必要と考えられる。

■ 地域IP網については、検証結果（案）参考資料の考え方8において示したとおり、NGNへの移行が進められているところであるが、現時点において

いる例はないこと。

- ・「光の道」構想に関する意見募集（平成22年8月17日）において、米国電気通信協会から、「米国では、高速大容量の光ファイバー網を構造分離・機能分離・オープン化する規制ではなく、規制を軽微に留めて設備ベースの競争を促す方針が一貫して採られています。」「このように、日本においては、さらなる規制負担によって高度通信網への設備ベースの投資を阻害するのではなく、現存するオープン化規制などの障壁を取り除くことを検討する必要があると考えられます。米国には、高度通信網のオープン化規制が存在しません。」

といった意見が提出されております。

なお、昨年度の競争セーフガード制度に基づく検証結果において、当社のNGN、地域IP網、ひかり電話網を指定電気通信設備とする理由については、以下のとおり、合理性はないと考えます。

#### 《NGNの検証結果》

昨年度の競争セーフガード制度に基づく検証結果では、当社のNGNについて、

- ① NGNはシェア74%超を占めるFTTHサービスやシェア70%近いひかり電話等に利用されるネットワークであり、他事業者の構築したネットワークを利用してサービス提供を行うビジネスモデルを採用する事業者（FVNO）や固定電話網・IP網などネットワークを自ら構築し保有している事業者（FN0）にとって、利用の公平性が確保された形で自網とNGNを接続可能であることがその事業展開上不可欠であり、かつ利用者利便の確保の観点からも不可欠であると考えられること、
  - ② NTT東西のFTTHユーザは、NGNの収容ルータに収容されると、現時点ではコア網として他事業者網を選択できないことから、NGNはメタル回線をアクセス回線とする電話網等よりも他事業者にとっての事業展開上の不可欠性等が一層高まるという特性を有しており、これらの状況は現段階においても変わりはないこと、
  - ③ 今後我が国の基幹的なコア網としての役割が想定されるNGNにおいて、多様な事業者が、競争的なサービスや多様なコンテンツ・アプリケーションサービスを柔軟に提供できる環境を整備することがこれまで以上に重要となっていること、
- から、引き続き第一種指定電気通信設備に指定することが必要とされています。
- しかしながら、こうした理由は、以下の観点から、合理性はないと考えます。
- ・シェアについていえば、そもそもシェアは各事業者がエリア展開や営業活動を積極的に展開したか否かの結果に過ぎず、他事業者にとって、事業展開上の不可欠性とは何ら関係のないこと。

もNTT東西合計で160社のISP事業者が地域IP網に接続している状況等から、地域IP網との接続は引き続き他事業者にとって事業展開上不可欠であり、利用者利便の確保の観点からも不可欠である状況に変わりはないと考えられる。

このため、地域IP網は、NGNへの移行の進展状況等に留意しつつ、当面は引き続き一種指定設備に指定することが必要と考えられる。

■ ひかり電話網については、検証結果（案）参考資料の考え方8において示したとおり、NGNへの移行が進められているところであるが、現時点においても、固定電話事業者や携帯電話事業者が、ひかり電話網のひかり電話ユーザに対する着信サービスを提供することは、その事業展開上不可欠であり、また、OAB-JIP電話市場は引き続き拡大傾向にあり、今後その重要性が高まると考えられる。

平成24年12月末時点でも同市場におけるシェアは63.0%（番号ベース）であることから、NGN答申において一種指定設備に指定することが必要とされた状況に変わりはないと考えられる。このため、ひかり電話網は、引き続き一種指定設備に指定することが必要と考えられる。



|  |  |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・また、シェアの見方についていえば、 <ul style="list-style-type: none"> <li>－固定ブロードバンド市場における、当社のシェア(平成24年9月末)は58.1%、特に首都圏では51.5%と熾烈な競争が展開されていること。</li> <li>－F T T Hサービスだけに市場を限定した場合でも、四半期別の純増数で見ると、当社のシェアは平成24年度第2四半期では35.7%まで低下していること。さらに、純増数シェアをエリア別に見ると、例えば競争の激しい東京都は10.6%となっていること。</li> <li>－移動系を含めたブロードバンド市場全体におけるN T T東西のシェア(平成24年年9月末)は10.2%に過ぎないこと。</li> </ul> </li> <li>・F V N OやF N Oにとっての不可欠性という観点についていえば、それぞれお客様を抱える独立したネットワーク間の接続は、双方の事業者にとって事業展開上不可欠であり、当社のN G Nのみを指定電気通信設備とする理由とはならないこと。 <p>また、現に一般中継局ルータ等での接続は利用されておらず、仮に、今後、P S T Nマイグレーションに向けてI P網同士の直接接続を実施したとしても、独立した対等のネットワーク間の接続であり、当社のN G Nのみを指定電気通信設備とする理由とはならないこと。</p> </li> <li>・当社のN G Nは「他事業者にとっての事業展開上の不可欠性等が一層高まるという特性を有している」「今後我が国の基幹的なコア網としての役割が想定される」とされていることについていえば、I P・ブロードバンド市場においては、他事業者が当社の固定電話網と接続して中継電話サービスを提供していた時代とは異なり、他事業者は当社のN G Nに依存することなく、お客様を獲得する競争構造となっていること。 <p>加えて、スマートフォン等の携帯電話しか持たないお客様も相当数いることも踏まえれば、当社のI P通信網(N G Nを含む)は、携帯電話も含め、各事業者が提供する多様なネットワークの選択肢の一つに過ぎず、当社のN G Nは必ずしもP S T Nの移行先の基幹的なコア網となるわけではないこと。</p> </li> <li>・アクセスとネットワークの一体性についていえば、他事業者は、アクセス回線を自ら敷設、もしくは、オープン化された当社の光ファイバ等を利用してエンドエンドで設備を構築し、サービスを展開していることから、光ファイバ等のアクセス回線のボトルネック性はネットワークとは遮断されていること。</li> </ul> <p>《地域I P網の検証結果》</p> <p>昨年度の競争セーフガード制度に基づく検証結果では、地域I P網について、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現時点においてもN T T東西合計で160社のI S P事業者が地域I P網に接続している</li> </ul> |  |
|--|--|

状況等を踏まえれば、地域IP網との接続は引き続き他事業者にとって事業展開上不可欠であり、利用者利便の確保の観点から不可欠である状況に変わりはないと考えられること、から、引き続き第一種指定電気通信設備として指定することが当面必要とされています。

しかしながら、こうした理由は、以下の観点から、合理性はないと考えます。

- ・ 当社の場合、ISPフリーのオープン型モデルを採用し、ISP事業者と公平に接続しており、今後もオープンなネットワークとして相互接続性の確保を図っていく考えであること。
- ・ また、ISP事業者は、当社が提供するアクセス網だけでなく、他事業者の提供するアクセス網を利用してサービスを提供されており、自由にアクセス網を選択できる状況にあること。

#### 《ひかり電話網の検証結果》

昨年度の競争セーフガード制度に基づく検証結果では、ひかり電話網について、

- ① 固定電話事業者や携帯電話事業者が、ひかり電話網のひかり電話ユーザに対する着信サービスを提供することは、その事業展開上不可欠であること、
- ② OABJ-IP電話市場は引き続き拡大傾向にあり、今後その重要性が高まると考えられる中で、同市場におけるシェアは平成23年6月時点で66.5%（番号ベース）であること、

から、引き続き第一種指定電気通信設備に指定することが必要とされています。

しかしながら、こうした理由は、以下の観点から、合理性はないと考えます。

- ・ それぞれお客様を抱える独立したネットワーク間の接続は双方の事業者にとって事業展開上不可欠であり、ひかり電話網のみを指定電気通信設備とする理由とはならないこと。
- ・ NTT東西の加入電話やISDN以外の直収電話、OABJ-IP電話、CATV電話、050IP電話の合計に占めるNTT東西のOABJ-IP電話シェアは42.0%（東西計：平成24年9月末）に過ぎないこと。

また、そもそもシェアは各事業者がエリア展開や営業活動を積極的に展開したか否かの結果に過ぎず、他事業者にとって、事業展開上の不可欠性とは何ら関係のないこと。

- ・ 更に携帯電話を含めたシェアで見れば、ひかり電話のシェアは8.4%であり、ソフトバンクモバイル殿が3,000万契約を超えている中で、ひかり電話は1,440万番号（東西計：平成24年9月末）に過ぎないこと。

（NTT東日本）

|   |              |
|---|--------------|
| <p>■ 当社のNGN、地域IP網及びひかり電話網（以下、NGN等）については、以下の観点においてボトルネック性がないことは明らかです。</p> <p>①他事業者がIP網を自前で構築する際の素材となる線路敷設基盤やアクセス網は、世界的に最もアンバンドリング／オープン化が進展しており、また、IP網の自前構築に必要なルータ等の電気通信設備は誰でも容易に市中で調達し、自ら設置することが可能であるため、他事業者がこれらの設備を組み合わせると当社と同様のネットワークを自前構築することは十分可能となっていること。</p> <p>②現に、他事業者は当社のNGN等に依存することなく、独自のIP網を構築し、当社に匹敵するブロードバンドユーザを獲得しており、当社のNGN等は各事業者が提供する多様なネットワークの選択肢の一つに過ぎないこと。具体的には、固定系ブロードバンドサービス市場で見た場合、当社シェアは西日本マクロで50.1%（平成24年9月末）、府県別では最小で約38%（同上）、FTTH市場での競争が激しい関西エリアでは、2府4県でシェアが約42%（同上）に過ぎないこと。</p> <p>さらに、モバイル系ブロードバンドサービスも含めたブロードバンド市場全体で見た場合、NTT東西のシェアはわずか10%程度（同上）に過ぎないこと。</p> <p>③ひかり電話サービスについて、加入電話と代替的なサービス市場で見た場合、直収電話、OABJ-IP電話、CATV電話、050IP電話の合計に占めるNTT東西のシェアは42%程度（平成24年9月末）、さらに、携帯電話も含めたシェアで見れば8%程度（同上）に過ぎないこと。</p> <p>④アクセス回線のボトルネック性に起因する影響は、オープン化により遮断されており、他事業者はアクセス回線からの影響を受けることなくネットワークを構築可能であるため、当社のアクセス回線のシェアが高いか否かは当社のNGN等自体のボトルネック性の有無の判断にあたって直接関係がないこと。</p> <p>⑤主要国において、ブロードバンドサービスのネットワーク部分をアンバンドルし、厳格な提供義務が課せられているのは日本だけであること。</p> <p>上述のとおり、当社のNGN等にボトルネック性がないことは明らかであり、また、IP・ブロードバンド時代は、各事業者がそれぞれネットワークを構築し、お互いのお客様同士が相互に通信しあう、同じ立場での接続形態となっており、当社の固定電話網を中継事業者へアクセス網として貸し出す形態が中心であった電話時代の接続とは大きく異なっていることから、当社のNGN等は、第一種指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>（NTT西日本）</p> |              |
| <p>意見24 NTT東西の局内装置類及び局内光ファイバについては、加入者光ファイバと既</p>  | <p>考え方24</p> |

|  |  |
|--|--|
| <p>に切り離されていることから、一種指定設備の対象から除外すべき。</p>   |  |
| <p>■ メディアコンバータやOLT、スプリッタ等の局内装置類や局内光ファイバについては、以下の観点から、指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>(1) メディアコンバータやOLT、スプリッタ等の局内装置類は、誰でも容易に調達・設置可能であり、現に他事業者は局舎コロケーションを利用して自ら設置していること。その結果、接続料を設定したものの他事業者の利用は皆無であること。</p> <p>(2) 局内光ファイバについては、ダークファイバの提供を開始した平成13年当初から他事業者による自前敷設を可能としており、平成15年からは効率的な利用を目的とした中間配線盤の開放等の取組を実施してきた結果、84.9%が他事業者による自前敷設となっていること。また、他事業者も計画的に自前工事を行えば、当社と同等の期間で敷設が可能となっていること。</p> <p>自前局内光ファイバの割合：84.9%（局内光ファイバ総数491千芯のうち他事業者の自前局内光ファイバ417千芯（平成24年9月末）の割合）</p> <p>なお、昨年度の競争セーフガード制度に基づく検証結果では、局内装置類及び局内光ファイバについて、「加入光ファイバと一体として設置・機能するものであり、加入光ファイバのボトルネック性とは無関係に、装置類だけを切り出して、その市場調達性や一部事業者における自前設置の実績をもって、ボトルネック性の有無を判断することは適当ではない」ことから、指定電気通信設備の対象外とすることは適当でないとしています。</p> <p>しかしながら、当社の加入者光ファイバは、はじめから競争下で構築されてきており、ボトルネック性はないことに加え、現に、他事業者はオープン化された当社の加入者光ファイバや自ら敷設したアクセス回線と、自ら設置したルータ等の局内装置を組み合わせで独自のIP通信網を構築しております。</p> <p>また、当社のIP通信網も、オープン化された加入者光ファイバと局内装置を組み合わせで構築しているに過ぎず、当社の局内装置類及び局内光ファイバは、加入者光ファイバと既に切り離されていることから、上記の理由については、合理性はないと考えます。</p> <p>(NTT東日本)</p> <p>■ イーサネットスイッチ、メディアコンバータ、光信号伝送装置（OLT）、光局内スプリッタ、WDM装置等の局内装置類については、以下の観点においてボトルネック性がないことは明らかであることから、第一種指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>①他事業者がIP網を自前で構築する際の素材となる線路敷設基盤やアクセス網は、世界的</p> | <p>■ メディアコンバータやOLT等の装置類及び局内光ファイバについては、検証結果（案）参考資料の考え方8において示したとおり、加入光ファイバと一体として設置・機能するものであり、加入光ファイバのボトルネック性とは無関係に、装置類だけを切り出して、その市場調達性や一部事業者における自前設置の実績をもって、ボトルネック性の有無を判断することは適当ではない。</p> <p>以上の点を踏まえれば、現時点においても、局内装置類及び局内光ファイバについて指定の対象外とすることは引き続き適当ではない。</p> <p>なお、NTT東西からは、接続事業者が自前敷設した芯線数の割合が高いとの御意見が示されているが、これについては、接続事業者が局内光ファイバを自前敷設するのは主として一回の工事により大きな需要に対応できる場合であることを踏まえる必要があり、「他事業者も計画的に所定の手続、自前工事を行えば、当社と同等の期間で敷設が可能」との御意見については、実態を十分に考慮した上で、更に検証することが必要である。</p> <p>■ WDM装置については、検証結果（案）参考資料の考え方8において示したとおり、装置類の市場調達性のみから判断するべきではなく、中継ダークファイバと一体として設置され、ネットワークの一部として機能するものであることから、ボトルネック性がないと判断することは適当ではない。</p> <p>■ イーサネットスイッチについては、考え方25のとおり。</p> |

|  |   |
|--|---|
| <p>に最もアンバンドリング／オープン化が進展しており、IP網の自前構築に必要な当該装置類は誰でも容易に市中で調達し、自ら設置することが可能であるため、他事業者がこれらの設備を組み合わせて当社と同様のネットワークを自前構築することは十分可能となっていること。</p> <p>②現に、他事業者は自前の光アクセスと当該装置類を組み合わせて、もしくは、当社の光アクセスと当社の局舎コロケーションを利用して当該装置類を設置し、サービス提供していること。</p> <p>③アクセス回線のボトルネック性に起因する影響は、オープン化により遮断されており、他事業者はアクセス回線からの影響を受けることなくネットワークを構築可能であるため、当社のアクセス回線のシェアが高いか否かは当社の当該装置類自体のボトルネック性の有無の判断にあたって直接関係がないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ なお、当該装置類の全てを第一種指定電気通信設備の対象から除外するのに時間を要する場合には、少なくとも、他事業者がコロケーションできない局舎に設置された局内装置類、中継光ファイバの空きがない区間に設置されたWDM装置等に指定対象を限定していただきたいと考えます。</li> <li>・ 局内光ファイバについては、他事業者による自前敷設が可能であり、また、他事業者が計画的に所定の手続き・自前工事を行うことで、当社が局内光ファイバを敷設する場合と同等期間で、当該他事業者も局内光ファイバを自前敷設できることに鑑み、第一種指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</li> </ul> <p>(NTT西日本)</p> |   |
| <p>意見25 イーサネット系サービス等のデータ通信網については、一種指定設備の対象から除外すべき。</p>   | <p>考え方25</p>  |
| <p>■ イーサネット系サービス等のデータ通信網については、以下の観点から、指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>(1) イーサネットサービスの市場における当社のシェアは、19.2% (平成24年3月末) であり、競争は十分に進展していること。</p> <p>(2) また、イーサ装置の価格は1台当たり数十万円から数百万円程度であり、当社又は電力系事業者等から光ファイバを借り、自前で装置を当社ビル等にコロケーションすれば、他事業者は同等のサービス提供が可能となっており、現にそれらを利用してサービスを提供していること。</p> <p>なお、昨年度の競争セーフガード制度に基づく検証結果では、イーサネットサービス等のデータ通信網について、</p> <p>①現状では、その他の専用線等と伝送路を共用しており、設備のボトルネック性という意味</p>   | <p>■ イーサネットサービス等のデータ通信網については、検証結果(案)参考資料の考え方8において示したとおり、現状では、その他の専用線等と伝送路を共用しており、設備のボトルネック性という意味においては他の専用線に用いられている設備と異なるものではない。</p> <p>このため、イーサネットスイッチはネットワークの一部に過ぎず、これが市場において容易に調達可能であることや、一部の事業者がネットワークを自前構築できることをもって直ちにボトルネック性がないと判断することはできない。</p> |

|  |   |
|--|---|
| <p>においては他の専用線に用いられている設備と異なるものではないこと、</p> <p>②イーサネットスイッチはネットワークの一部に過ぎず、これが市場において容易に調達可能であることや、一部の事業者がネットワークを自前構築できることをもって直ちにボトルネック性がないと判断することはできないこと、</p> <p>から指定電気通信設備の対象外とすることは適当でないと考えられています。</p> <p>しかしながら、こうした理由は、以下の観点から、合理性はないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専用線等と伝送路を共用していることと、設備のボトルネック性とは直接関係がないこと。</li> <li>・現に他事業者は、当社の中継ダークファイバと自ら調達したイーサネットスイッチを組み合わせ、独自のデータ通信網を構築しており、それ自体が当社のイーサネットサービス等のデータ通信網にボトルネック性がないことの証左であること。</li> </ul> <p>(NTT東日本)</p>  | <p>以上を踏まえれば、イーサネットサービス等のデータ通信網について、現時点において指定の対象外とすることは適当ではない。</p>   |
| <p>意見26 WDM装置は市中調達・自ら設置可能で不可欠性がないので、指定電気通信設備の対象から除外すべき。</p>  | <p>考え方26</p>  |
| <p>■ WDM装置については、市中で調達可能なものであり、他事業者は、当社の中継ダークファイバ等と組み合わせて、自ら設置することが可能であることから、当社のWDM装置に不可欠性はなく、指定電気通信設備の対象から除外すべきであると考えます。</p> <p>(NTT東日本)</p>   | <p>■ 考え方24のとおり。</p>   |
| <p>意見27 加入者光ファイバについて、一種指定設備の対象から除外すべき。</p>   | <p>考え方27</p>  |
| <p>■ 現行の固定系の指定電気通信設備規制は、メタル回線と光ファイバ回線を区別せず、端末系伝送路設備の1/2以上の使用設備シェアを保有する場合には、これと一体として設置される電気通信設備を指定電気通信設備として規制する仕組みとなっています。</p> <p>しかしながら、指定電気通信設備規制（ボトルネック規制）の根幹となる端末系伝送路設備のうち、加入者光ファイバについては、はじめから競争下で構築されてきており、ボトルネック性はなく、既存のメタル回線とは市場環境や競争状況等が以下のとおり異なっていることから、メタル回線と競争下で敷設される光ファイバ回線の規制を区分し、加入者光ファイバについては指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・線路敷設基盤は既に開放済みであり、他事業者が光ファイバ等を自前敷設できる環境は十分整備されていること。また、電柱については、より使い易い高さを利用できるよう改善し、その手続きも簡便なものに見直してきており、他事業者が光ファイバを自前設置できる環境は更に整備されてきていること。</li> <li>・現に他事業者も当該線路敷設基盤を利用して光ファイバ等を自前で敷設しサービスを提供しており、KDDI 殿や電力系事業者は相当量の設備を保有していること。</li> </ul> | <p>■ 加入者光ファイバの指定を除外すべきとの御意見については、検証結果（案）Ⅲ2（1）アにおいて示したとおり、昨年度の競争セーフガード制度に基づく検証結果では、NTT東西は、全加入者回線の9割以上の回線を有しており、競争事業者にとって、NTT東西の光ファイバを利用することが欠かせないことから、加入者光ファイバを引き続き一種指定設備に指定することが適当としたところである。</p> <p>平成24年3月末時点においても、NTT東西は全加入者回線の85.3%の回線を有しており、その状況に変わりはないことから、加入者光ファイバを引き続き一種指定設備に指定することが適当である。</p> <p>なお、線路敷設基盤の開放については、ブロード</p> |

・「光の道」構想に関する意見募集(平成22年8月17日)において、ジュピターテレコム殿から「ケーブルテレビ事業者は、線路敷設基盤を保有しない状態で、今まで設備競争を行ってきた。体力のある通信大手キャリアと異なり、規模の小さいケーブルテレビ事業者が、一社一社のカバーエリアは狭いながらも業界全体で世帯カバー率、88%まで設備を整えられたことは、電気通信業界において、設備競争をより活発に行うことが可能であることの証明であると考え」といった意見が提出されているように、線路敷設基盤を持たなくても、意欲のある事業者であれば、当社や電力会社の線路敷設基盤を利用して自前ネットワークを構築することが十分可能であること。

・KDDI殿、ソフトバンク殿が有する財務力、顧客基盤を用いれば、光ファイバを敷設しサービスを提供することは十分可能であること。

・加入者光ファイバについては、諸外国で日本のように厳格なアンバンドル規制を課している例はないこと。

なお、昨年度の競争セーフガード制度に基づく検証結果では、メタル回線と光ファイバ回線は、

①共に利用者から見て代替性の高いブロードバンドサービスの提供に用いられていること、

②既存の電柱・管路等の共通の線路敷設基盤の上に敷設されていること、

③実態としてNTT東西はメタル回線を光ファイバ回線に更新する際のコスト・手続の両面において優位性を有していること、

から、メタルと光を区別せずに第一種指定電気通信設備として指定することとされております。

しかしながら、こうした理由は、以下の観点から、合理性はないと考えます。

・メタル回線(DSLサービス)と光ファイバ(光サービス)との間でサービスの代替性があることと、設備のボトルネック性とは直接関係がないこと。

・電柱・管路等の線路敷設基盤は、徹底したオープン化により、他事業者は、構築意欲さえあれば、光ファイバを自前敷設することが可能であること。

・当社は、メタル回線とは別に光ファイバを重畳的に敷設しており、メタル回線を保有していることで他事業者よりも安く光ファイバを敷設できるわけではないため、当社にコスト面での優位性もないこと。

また、他事業者も計画的に光ファイバを敷設することにより、個々のお客様からの申込みに対して当社と同等の期間でサービス提供することは可能となっており、当社に手続面での優位性はないこと。

現に、NTT東西の加入電話契約者数は、平成10年年3月末時点のピーク時に約6,300万でしたが、平成24年年9月末時点では約3,000万へと減少しています。一方、

バンド答申において、設備競争の促進の観点から、課題が示されたところである。

■ 端末系伝送路設備については、検証結果(案)Ⅲ2(1)アにおいて示したとおり、昨年度の競争セーフガード制度に基づく検証結果において、メタル・光の種別を区別せずに一種指定設備として指定することは、①共に利用者から見て代替性の高いブロードバンドサービスの提供に用いられていること、②既存の電柱・管路等の共通の線路敷設基盤の上に敷設されていること、③実態としてNTT東西はメタル回線を光ファイバ回線に更新する際のコスト・手続の両面において優位性を有していること等に鑑みれば、合理性があると認められるとの考え方を示したところである。

また、ボトルネック性の判断に当たり、ブロードバンドに利用されていないCATV回線や高速無線アクセス回線については、利用者からみてメタル回線で提供されるサービスと代替性があるとは必ずしもいえない点で異なることから、これらを含めて判断することは適当でない。

NTT東西の今回の御意見や、PSTNからIP網への移行に伴うアクセス回線の移行の進展状況を考慮しても、この考え方を変更すべき特段の事情は依然認められないことから、端末系伝送路設備については、引き続きメタル・光の種別を区別せずに一種指定設備として指定することが適当である。

フレッツ光のひかり電話契約者数（c h数）は、平成24年9月末時点で約1,500万ならずであり、加入電話のピーク時に比べると約1,800万ものお客様が、NTT東西の固定電話以外の他社直収電話やF T T Hサービス又は携帯電話等へ移行したものと想定されます。

こうした状況は、お客様ご自身が自由にサービスを選択した結果であり、多種多様なお客様ニーズがあること踏まえれば、メタル回線で提供される代替サービスについて、固定のブロードバンド回線の光ファイバに限定するという考え方は市場実態を反映したものではなく、光ファイバだけを抜き出して指定電気通信設備とする理由にはならないと考えます。

（NTT東日本）

■ 加入光ファイバについては、以下の観点においてボトルネック性がないことは明らかであることから、第一種指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。

①指定電気通信設備規制（ボトルネック規制）の根幹となる端末系伝送路設備については、電柱等ガイドラインに基づく線路敷設基盤のオープン化や電柱の新たな添架ポイントの開放・手続きの簡素化等により、他事業者が自前の加入者回線を敷設するための環境が整備された結果、他事業者の参入機会の均等性は確保されており、I P・ブロードバンド市場においては、アクセス区間においても現に設備競争が進展していること。

②現に、光ファイバについては、電力会社が当社の約2倍の電柱を保有しており、電力系事業者は相当量の設備を保有する等、当社と健全な設備競争を展開しており、C A T V事業者も、通信と放送の融合が進む中、電力会社や当社の電柱を利用して自前アクセス回線を敷設し、過去10年間で契約数を約1.8倍の約2,867万世帯（平成24年3月末。登録に係る有線電気通信設備によりサービスを受ける加入世帯数、「再放送のみ」を含む。）に増加させていること。

これに関して、平成22年度の「光の道」構想に関する意見募集に際して、ジュピターテレコム殿からも、「ケーブルテレビ事業者は、線路敷設基盤を保有しない状態で、今まで設備競争を行ってきた。体力のある通信大手キャリアと異なり、規模の小さいケーブルテレビ事業者が、一社一社のカバーエリアは狭いながらも業界全体で世帯カバー率88%まで設備を整えられたことは、電気通信業界において、設備競争をより活発に行うことが可能であることの証明であると考えられる。」といった意見も提出されており、線路敷設基盤を持たなくても、意欲のある事業者であれば、当社や電力会社の線路敷設基盤を利用して自前ネットワークを構築することは十分可能であること。

③主要国において、加入光ファイバをアンバンドルし、厳格な提供義務が課せられているのは日本だけであること。



|  |   |
|--|---|
| <p>これに関して、平成22年度の「光の道」構想に関する意見募集に際して、米国電気通信協会殿から、「米国では、高速大容量の光ファイバー網を構造分離・機能分離・オープン化する規制ではなく、規制を軽微に留めて設備ベースの競争を促す方針が一貫して採られています。」「このように、日本においては、さらなる規制負担によって高度通信網への設備ベースの投資を阻害するのではなく、現存するオープン化規制などの障壁を取り除くことを検討する必要があると考えられます。米国には、高度通信網のオープン化規制が存在しません。」といった意見も提出されていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ なお、現行の固定系の指定電気通信設備規制は、端末系伝送路設備（メタルと光の区別がない）の50%以上の使用設備シェアを保有する場合には、これと一体として設置される電気通信設備を指定電気通信設備として規制する仕組みとなっていますが、仮に、今回は、加入光ファイバが第一種指定電気通信設備の対象から除外されないことになったとしても、今後に向けては、既に敷設済のメタル回線と、健全な設備競争の下で整備されてきた光ファイバの規制を明確に区分し、個々にそのボトルネック性の有無等の検証を行い、諸外国での規制の状況なども踏まえながら、規制の要否を判断する必要があると考えます。</li> <li>・ また、その際には、加入光ファイバのボトルネック性の判断にあたって、設備競争における競争中立性を確保する観点から、通信・放送の融合やモバイル系ブロードバンドサービスの普及等を踏まえ、CATV回線や高速モバイルアクセス等を含めるよう見直すことについて検討していただきたいと考えます。</li> <li>・ さらに、現行のシェア基準値（50%超）による規制は、事業者間のシェアが50%前後で拮抗する場合でも、50%超か否かで事業者間に規制上の大きな差が生じる仕組みとなっているため、競争中立性を確保する観点から、一定のシェアを有する事業者に対する規制の同等性を確保するよう見直すことについて検討していただきたいと考えます。</li> </ul> <p>(NTT西日本)</p> |   |
| <p>意見28 FTTNサービスの戸建て向け屋内配線については、一種指定設備の対象から除外すべき。</p>  | <p>考え方28</p>  |
| <p>■ 「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申(平成21年10月16日)において、戸建て向け屋内配線については第一種指定電気通信設備とすることが適当とされ、平成22年3月より接続約款に網使用料等を規定したところですが、当社の屋内配線には、以下の観点から、ボトルネック性はなく、第一種指定電気通信設備に該当しないと考えます。</p> <p>(1) 屋内配線は、お客様の宅内に設置される設備であり、誰もが自由に設置できる設備であること。</p>  | <p>■ 検証結果(案)参考資料の考え方17において示したとおり、「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方」についての情報通信審議会答申(平成21年情通審第69号。以下「接続ルール答申」という。)において、屋内配線はサービスを事業者が提供しそれを利用者が享受する上で、その利用が事業者・利用者双方にとって不可欠となる設</p> |

|  |   |
|--|---|
| <p>(2) 現に、FTTHサービス等で利用されている屋内配線には、メタルケーブル、光ケーブル、同軸ケーブル、宅内無線、高速電力線通信(PLC)等、多様な形態があるほか、その設置主体も、お客様ご自身やビル・マンションオーナー、通信事業者、放送事業者(CATV事業者)等、様々であること。</p> <p>(3) また、屋内配線の設置工事は、工事担任者の資格があれば、誰でも実施可能であり、現に多数の工事会社があること。実際、当社がお客様から依頼された屋内配線工事も工事会社に委託して実施しており、他事業者においても同様に実施することが可能であり、現に実施していること。</p> <p>(NTT東日本)</p> <p>■ 戸建て向け屋内配線は、お客様の宅内に設置される設備であり、誰もが自由に設置できる設備です。屋内配線の設置工事は、他事業者も同様に実施することが可能であり、現に実施していることを鑑みれば、ボトルネック性がないことは明らかであり、当社の戸建て向け屋内配線を第一種指定電気通信設備から除外していただきたいと考えます。</p> <p>(NTT西日本)</p> | <p>備であり、屋内配線に係る公正競争環境を整備することは、接続事業者の事業展開及び利用者利便の向上の観点から重要な意味を有するとされている。</p> <p>NTT東西のFTTHサービスについて、その戸建て向け屋内配線は、NTT東西が自ら設置するため、NTT東西のFTTHシェア(平成24年12月末:約73%)と戸建て向け屋内配線のシェアは基本的に同水準になると考えられる。現在、コスト削減の観点から、「引き通し」形態による屋内配線の設置が進められているが、一種指定設備である引込線と一体となった屋内配線の設置は、引込線を設置しているNTT東西のみが可能であり、接続事業者には可能とはいえない。この点からも、外壁の内外で位置付けを違える取扱いは、イコールフットィングを確保できない状況を招来するため、適当ではない。</p> <p>以上の点から、回答申において、NTT東西の設置する戸建て向け屋内配線は、一種指定設備に該当すると整理されたところであり、平成22年9月に戸建て向け既設屋内配線の転用についてNTT東西の接続約款の変更を認可している。</p> <p>以上の状況は現時点においても変わりはないことから、NTT東西の設置する戸建て向け屋内配線は引き続き一種指定設備に指定することが適当である。</p> |
|--|---|

### ウ アンバンドル機能に関する検証

|  |   |
|--|---|
| <p>意見29 NGNの中継局接続機能について、さらにオープン化され、NGNが持つ特有の機能を利用したIP電話以外のサービスについても利用できるようになることを希望。NTT東西と利用者側との意見交換等が重要。</p> | <p>考え方29</p>  |
| <p>■ 検証結果(案)で述べられている「収容局接続機能」ならびに「中継局接続機能」について、どちらも『引き続きアンバンドルの対象とすることが適当』との判断は妥当と考えます。</p>                  | <p>■ 検証結果(案)に対する賛成の御意見として承る。<br/>なお、NNIにおけるプラットフォーム機能につ</p> |

|   |  |
|---|--|
| <p>ただし、特に中継局接続機能に関して、検証結果（案）で示されている利用例は、IP 電話サービスの接続が中心に述べられています。もちろん、PSTN の IP 網への移行に伴い、NGN の中継局接続機能を利用した IP 電話サービスの接続は重要性が増すと考えられますが、中継局接続機能がさらにオープン化され、NGN が持つ特有の機能を利用した IP 電話以外のサービスについても利用できるようになることを望みます。</p> <p>たとえば、現在でも NTT 東西の NGN には「フレッツ・キャスト」のような映像配信サービスがあります。IP 電話以外のこのようなサービスについても中継局接続機能が利用できれば、これまで以上に NGN の利活用シーンが広がることも考えられます。さらに、将来的に NGN 上で提供される新たなサービスも含め、今後は中継局接続機能のオープン化が進展していくことを期待します。</p> <p>そのためには、NTT 東西と利用者側とのそれぞれ一方的な要求（「要望のあったものだけ検討する」とか「すべての機能をオープン化すべき」といった対立）ではなく、NGN の新たなサービスや利用イメージに関して、NTT 東西と利用者側との意見交換などが重要と考えます。NTT 東西には、そのような場を広く設けていくこと、さらに利用者側にもサービスの検討ができるように、これまで以上に NTT 東西から情報提供がなされることが重要と考えます。（テレコムサービス協会）</p> | <p>いては、ブロードバンド答申において「ブロードバンド普及促進に向けては様々な事業者による多様なコンテンツ・アプリケーションサービス等の柔軟な提供を可能とすることが必要となることに鑑み、IP 網同士の直接接続が現に検討される中、PSTN において具備・アンバンドルされている機能を参考に（中略）、一定のオープン化を検討することが適当」とされたところである。</p> <p>また、検証結果（案）参考資料の再意見 18 において、NTT 東西より、「SNI サービス等に関し、テレコムサービス協会殿と定期的に意見交換する場を設けたところであり、今後とも実施していくこととしています。また、当社としては、テレコムサービス協会殿以外のプラットフォーム事業者やコンテンツプロバイダ等に対しても、当社サービスのご提案や SNI サービスに対するニーズの把握を行い、より使いやすいメニューや新たなサービスの検討を行っていく考え」との御意見が提出されており、引き続き同様の取組が継続されることが期待される。</p> |
| <p>意見 30 NGN について、競争事業者にとって事業展開上の不可欠性等がより高まっていることから、一種指定設備の指定を継続されるべき。</p>  | <p>考え方 30</p>  |
| <p>■ NTT-NGN は、その NTT-NGN が持つ特有の機能を利用して、多様な事業者が多様なサービスを NTT-NGN 上で提供することで、サービス競争の活性化が求められていました。しかし、現実には NTT-NGN のオープン化が全く進んでおらず、新たなサービスもほとんど出現していない状況です。</p> <p>一方で、平成 23 年度より、地域 IP 網の NTT-NGN への移行が開始しされており、B フレッツについては平成 24 年度中にマイグレーション完了予定、ひかり電話は平成 25 年度中にマイグレーションされる予定※3 となっています。その結果、NTT-NGN は契約者数 1,700 万人※4 以上を抱える巨大な次世代ネットワークとなり、競争事業者にとって事業展開上の不可欠性等がより高まっています。従って、ブロードバンドの普及促進のためには、如何に NTT-NGN を柔軟に利用できるようにし、競争的なサービスや多様なコンテンツ・アプリケーションサービスの提供を促進するかが重要であり、そのためには、事業者が提供したいと考えるサー</p>   | <p>■ 検証結果（案）に対する賛成の御意見として承る。</p>   |

|   |                                  |
|---|----------------------------------|
| <p>ビスを提供可能とする環境整備と低廉な利用料金設定を行うことが、市場の活性化を生み、ひいては利用者利便に寄与するものと考えます。</p> <p>以上から、引き続き NTT-NGN は第一種指定電気通信設備としての指定を継続されるべきと考えます。</p> <p>なお、これまでの答申※5※6 で優先制御機能等のオープン化が適当とされていることから、NTT-NGN において新たなサービスが提供可能となるよう、迅速な環境整備がなされることを望みます。また、活発な競争環境創出のためには、接続料を低廉化することが、市場の活性化を生み、ひいては利用者利便に寄与するものと考えます。</p> <p>※3 情報通信審議会 電気通信事業政策部会 電話網移行円滑化委員会（第 2 回）配布資料 参考資料 P.17「地域 IP 網から NGN 網へのマイグレーション」より引用<br/>【変更時期】H23 年度～H25 年度<br/>【概要】ひかり電話ユーザについて、既存ひかり電話網の收容ルータから NGN 收容ルータへの收容替えと併せて、既存ひかり電話網の SIP サーバから NGN の SIP サーバへの加入者データの移行を実施する予定</p> <p>※4 日本電信電話株式会社 第 28 期四半期報告書(平成 24 年度)より引用</p> <p>※5 平成 23 年 12 月 20 日情報通信審議会「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方 答申」：「PSTN において具備・アンバンドルされている機能を参考に、NGN におけるネットワーク同士を接続するためのインターフェース（NNI）において、通信プラットフォーム機能の一定のオープン化を検討することが適当である。」</p> <p>※6 平成 24 年 9 月 27 日情報通信審議会「ネットワークの IP 化に対応した電気通信設備に係る技術的条件」のうち「IP 移動電話端末の技術的条件等」一部答申「3.4.2 NGN における音声の優先制御機能のアンバンドル ・提案方式はその実施に相応のコストがかかること、今後、光ファイバへの移行が進む中でふくそう時の最終手段としていつまでもドライカップに依存することは適切でないことから、上記 3.4.1 の検討とは別に、競争事業者が NGN においてアンバンドルされた音声の優先制御機能等を適切に利用できるよう、引き続き必要な取組を行うことが適当である。」<br/>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> |                                  |
| <p>意見 3 1 ドライカップ、ダークファイバ及びこれらと一体として構築される局内装置類、局内光ファイバ等は利用の有無にかかわらず、引き続き一種指定設備の対象とすべき。</p>   | <p>考え方 3 1</p>                   |
| <p>■ NGNをはじめとする IP 通信網は、一種指定設備である加入光ファイバと一体で設置・構築されているものであるため、ボトルネック性を有している加入光ファイバから切り出して判断するべきではないと考えます。<br/>ボトルネック設備はいつでも競争事業者が使用できる状況にしておかなければ、競争を担</p>  | <p>■ 検証結果（案）に対する賛成の御意見として承る。</p> |

|  |  |
|--|--|
| <p>保できなくなるおそれがあります。ドライカップ、ダークファイバ及びこれらと一体として構築される局内装置類、局内光ファイバ等は利用の有無にかかわらず、引き続き指定設備の対象とすべきであり、現行のアンバンドルの対象を維持する総務省の考え方に賛同します。(KDDI)</p>   |  |
| <p>意見32 NGN等に係るアンバンドル機能のうち、機能の提供開始以降、実需や他事業者による利用実績がない機能については、早急にアンバンドル機能の対象から除外すべき。</p>   | <p>考え方32</p>   |
| <p>■ 【NGN等に係るアンバンドル機能】</p> <p>NGN等に係るアンバンドル機能のうち、機能の提供開始以降、実需や他事業者による利用実績がない機能については、早急にアンバンドル機能の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般收容ルータ接続ルーティング伝送機能</li> <li>・特別收容ルータ接続ルーティング伝送機能</li> <li>・一般中継ルータ接続ルーティング伝送機能</li> <li>・特別中継ルータ接続ルーティング伝送機能</li> <li>・イーサネットフレーム伝送機能</li> </ul> <p>なお、「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」答申（平成23年12月20日）では、アンバンドルについて、①「具体的な要望があること」、②「技術的に可能であること」、③「過度な経済的負担がないことに留意」の三つの要件の考え方が整理されたところですが、それぞれについて、以下の観点を踏まえた上で、アンバンドル要否の判断をする必要があると考えます。</p> <p>①「具体的な要望があること」については、まずは、ご要望される事業者が、どのようなサービスを提供するのか、そのためにはどういった接続形態でどのような機能が必要なのか等、ご要望内容を具体化していただくことが必要と考えます。</p> <p>②「技術的に可能であること」については、理論的には開発等を行うことによって機能提供そのものは技術的に可能である場合でも、その機能・装置自体が国際標準化されていない技術によるものであれば、当社のNGNの「ガラパゴス化」を招くこととなるため、少なくともそのような開発を伴うアンバンドルは実施すべきでないと考えます。</p> <p>③「過度に経済的な負担がないことに留意」については、過度に経済的な負担がかからないことは当然のこととして、アンバンドルの実現に必要な開発コスト等については、実際にかかったコストに基づき、原則として要望事業者から速やかに回収すべきものと考えます。</p> <p>いずれにしても、アンバンドルの要否については、個々の機能について、その必要性や市場環境等を総合的に勘案したうえで、個別に検討・判断すべきと考えます。</p> | <p>■ 收容局接続機能については、検証結果（案）Ⅲ2（1）ウ（ア）において示したとおり、NGN答申において、①競争事業者からはアンバンドルして提供することが求められていること、②今後、ADSLからFTTHへのマイグレーションが進展する中で、アクセス回線での設備競争・サービス競争の激化が想定されるが、それに伴い、他事業者が自ら調達したアクセス回線等を收容ルータに接続する形態が増えていくことも想定されること、③また、NGNは、今後我が国の基幹的な通信網となることが想定され、新たな機能や今後段階的に追加される機能等を活用した事業展開の機会が拡大するものと考えられるが、その際、既存の地域IP網で存在していた收容局接続による接続形態を用意しておくことが、事業者による創意工夫を活かした多様な利用形態でのNGNへの参入を促進すると考えられることから、收容局接続機能のアンバンドルは当面必要とされたところである。</p> <p>また、同機能については、ブロードバンド答申において、「地域IP網と異なり100Mといった小口の接続料単位のメニューが存在せず、その分獲得する必要のあるユーザ数が多くなること等から、接続事業者が收容局接続機能を利用して電話サービスやインターネット接続サービス等を提供することについては一定の課題がある」とされ、「接続料設定単位の多様化等の必要なオープン化について検討を行うことが適当」とされたところである。NGN答</p> |

(NTT東日本)

■ 当社のNGN等、イーサネットスイッチ等の局内装置類、局内光ファイバ、加入光ファイバ等については、前述のとおり、第一種指定電気通信設備の対象から除外していただく必要があると考えますが、仮に引き続き第一種指定電気通信設備の対象とするのであれば、少なくとも他事業者による利用実績や実需要がない機能については、早急にアンバンドル機能の対象から除外していただく等の対応を行っていただきたいと考えます。

・ フレッツサービスに係る機能（一般收容ルータ接続ルーティング伝送機能・特別收容ルータ接続ルーティング伝送機能）については、地域IP網において、特別收容ルータ接続ルーティング伝送機能の接続料を設定していたものの、平成13年から現在に至るまで10年以上、他事業者による利用実績はないことから、アンバンドルの対象から除外していただきたいと考えます。

・ 中継局接続に係る機能（一般中継ルータ接続ルーティング伝送機能・特別中継ルータ接続ルーティング伝送機能）についても、接続料を設定したものの、他事業者による利用実績はないことから、アンバンドルの対象から除外していただきたいと考えます。

・ 光信号伝送装置（OLT）は平成13年より、メディアコンバータ・局内スプリッタについては平成14年より、当社が接続料を設定していたものの、平成13・14年から現在に至るまで9年ないし10年以上、他事業者による利用実績はないことから、アンバンドルの対象から除外していただきたいと考えます。

・ イーサネットスイッチに係る接続料（イーサネットフレーム伝送機能）についても、他事業者からの強い接続要望を受け、平成22年6月に接続料を設定したものの、同年7月、当該他事業者からの接続申込みが取り下げられ、また現在に至るまで当該他事業者を含む事業者からの利用要望がないことから、アンバンドルの対象から除外していただきたいと考えます。

(NTT西日本)

申における②及び③については現時点においても依然として妥当であり、かつ、ブロードバンド答申においても今後の利用に向け、上記のような課題が挙げられていることから、收容局接続機能については、引き続きアンバンドルの対象とすることが適当である。

■ 中継局接続機能については、検証結果（案）Ⅲ2（1）ウ（ア）において示したとおり、NGN答申において、①地域IP網では、既に中継局接続に該当していたIPv6サービスはアンバンドルされた機能を用いて接続料を互いに支払ってサービス提供をしており、②また、NTT東西のNGN間のIP電話サービスの提供は中継局接続の形態のみで行われている。③更に今後PSTNからIP網へとネットワーク構造が変化するに伴い、他事業者のネットワークとの接続も、IGS接続が減少し中継局接続が増えていくことが想定される。

また、同機能については、ブロードバンド答申において、「現在のNGNの中継局接続機能は、IGS接続機能やPSTNにおけるGC・IC接続機能と異なっており、この点がIP網同士の直接接続の実現に向けた課題となっている可能性がある」、「ブロードバンド普及促進のためには、PSTN又はメタル回線において確保されていた公正競争環境の後退を極力招かないことや、事業者の積極的なIP網への移行が妨げられないことが重要であると考えられる。また、NGNならではの多種多様なサービスの提供を通じたユーザ利便の向上が図られることも重要である。以上から、NGN又は光ファイバ回線においても実質的な公正競争環境を確保する必要がある」とされており、これらを踏まえ、「NTT東西のNGNと接続事業者のIP網の直接的な相

互接続性を確保し、接続事業者のネットワークのIP網への積極的な移行を促す観点から、現在の中継局接続機能の更なるオープン化（設定単位の細分化・柔軟化、インターフェースの多様化）を図るために必要な措置をとることが適当」とされたところである。

以上のとおり、NTT東西のNGN間の接続においては現に中継局接続機能が相互に利用されており、NGN答申においてIP網同士の直接接続の実現に向けた課題が挙げられ、現在それを踏まえた検討が進められていることから、中継局接続機能については、引き続きアンバンドルの対象とすることが適当である。

■ イーサネットフレーム伝送機能については、検証結果（案）Ⅲ2（1）ウ（ア）において示したとおり、NGN答申において、イーサネットサービスはユーザのネットワーク全体を単一の事業者が一括して提供することが望ましいという特性があり、また今後イーサネットサービスに係る需要が拡大することが想定されることに鑑みると、NTT東西が従来の県域を越えた県間のサービスに進出するに際しては、公正競争を担保する措置が必要であり、競争事業者からの接続要望があることを踏まえると、イーサネットサービスに係る機能（イーサネット接続機能）については、引き続きアンバンドルの対象とすることが適当であると示されたところである。

なお、他事業者からの接続の申込みが手続上取り下げられたことをもって、直ちに接続の要望がなくなったとまで判断することは必ずしも適当でない。

■ 地域IP網に係る機能のアンバンドルについては、地域IP網からNGNへの移行の進展状況等に

留意しつつ対応することが適切と考えられる。

なお、地域IP網の收容局接続機能の一部及び中継局接続機能については、平成24年度末までにNGNの收容局接続機能及び中継局接続機能にそれぞれ移行されるため、平成25年度接続料の認可申請の際に、接続約款から関連する規定を削除する申請がなされたところである。

■ 局内装置類については、検証結果（案）Ⅲ2（1）ウ（ア）において示したとおり、現在、加入光ファイバと接続する場合においては、接続事業者が自前で設置しており利用実績がないものも存在するが、今後、多様な事業者が加入光ファイバへの接続を希望することも考えられるところである。OLT等の局内装置については、今後も拡大が予想されるFTTHサービスの提供に必要な装置であるため、現時点で利用実績のない装置について、その理由が具体的な接続要望等の不存在によるものかどうか将来的に判断する必要があることに留意しつつ、現時点では引き続きアンバンドルの対象とすることが適切である。

■ NGNのアンバンドルの要否については、検証結果（案）Ⅲ2（1）ウ（ア）において示したとおり、ブロードバンド答申において、創意工夫で新たなサービスを生み出すことが期待されているNGNの特性や、PSTNからのマイグレーションの動向を踏まえ、NGNにおける公正競争環境を整備し、ブロードバンドの普及促進を図る観点から、今後必要となる機能の取扱いに関し、NGNの段階的発展に対応したアンバンドルの考え方が整理されたところである。今後必要となるものと想定される機能はネットワークの段階的発展に応じて多種多様なもの



|   |  |
|---|--|
|   | <p>となると考えられることから、ブロードバンド答申において整理された考え方の個々の機能への当てはめは、これまでどおり、個別具体的に行うことが適当である。</p>  |
| <p>意見33 IP電話サービスに係る機能（IGS接続機能）については、アンバンドル機能の対象から除外すべき。また、NTT東西よりも高い接続料を設定する事業者から、算定根拠の開示がない場合は、総務省において必要な措置を講じるべき。</p>   | <p>考え方33</p>   |
| <p>■ また、ひかり電話網と他事業者網との接続は、独立したネットワーク同士の接続であり、互いに接続料を支払う関係にあることから、当社のひかり電話網のみを指定電気通信設備とすることはバランスを失っており、関門交換機接続ルーティング伝送機能については、アンバンドルの対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>仮に、当該機能がアンバンドルの対象から除外されない場合には、現在、当社よりも高い接続料を設定する事業者に対し、算定根拠の開示を求めているものの、一切情報が開示されない状況にあることから、平成24年7月27日に示された、「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」に示されている通り、当社より求めがあれば、相手方は合理的な理由なく差が生じないよう情報開示をすべきであり、少なくとも、当社と比べ接続料が高止まりし、その格差が協議事項となっている場合、当該事業者は当社と同程度の算定根拠を必ず提示いただき、合理的な説明を行っていただきたいと考えます。</p> <p>なお、それでも情報開示をいただけない場合は、総務省殿において、こうした事業者の接続料について透明性を確保し、適正性を検証できるよう、算定根拠に係る情報開示の程度を更に高めるための必要な措置を講じていただきたいと考えます。</p> <p>(NTT東日本)</p> <p>■ 音声通話に係る接続のように、各事業者がそれぞれネットワークを構築し、双方の利用者同士が相互に通信を行うためにネットワークと接続する場合には、各事業者は相互に接続料を支払い合う関係に立つこととなります。当社のひかり電話網と他事業者網との接続も、このような対等な関係にあるため、当社のひかり電話網のみを指定電気通信設備とすることはもちろん、ひかり電話サービスに係る機能（関門交換機接続ルーティング伝送機能）のみをアンバンドルの対象とすることはバランスを失うこととなります。</p> <p>したがって、当社のひかり電話網については、前述のとおり、第一種指定電気通信設備の対象から除外していただく必要があると考えますが、仮に引き続き第一種指定電気通信設備の対象とするのであれば、当該機能については、早急にアンバンドル機能の対象から除外していただく等の対応を行っていただきたいと考えます。</p> | <p>■ IP電話サービスに係る機能のアンバンドルについては、検証結果（案）参考資料の考え方21において示したとおり、NGN答申において、①他事業者からは、NGNやひかり電話網を一種指定設備に指定した上で、接続料設定を求める御意見が示されていること、②ひかり電話網では、IGS接続の接続料が設定されており、当該接続料設定が技術的に実現不可能とはいえないこと、③当該接続料を相対取引で決定される場合、相手側事業者によって接続料水準が異なり、公正競争上大きな問題となるとの御意見が示されていること等から、当該機能をアンバンドルすることは必要とされたところであり、引き続き、IP電話サービスに係る機能をアンバンドルの対象とすることが必要と考えられる。</p> <p>■ NTT東西の御意見にある算定根拠の開示については、検証結果（案）参考資料の考え方21において示したとおり、「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」（平成24年7月策定。以下「円滑化ガイドライン」という。）において、事業者間協議に当たっては、算定根拠に係る情報開示の程度について、両当事者間で合理的な理由なく差が生じないよう留意することが適当としたところであり、非指定事業者においても、協議の要望を受けた場合には、円滑化ガイドラインの趣旨を踏まえ、当該接続料を設定する理由について、算定根拠に係る情報を</p> |

|  |  |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>また、現在、当社のひかり電話網と接続する他事業者網の接続料の中には、他事業者網の着信ボトルネック性が一因となって、当社よりも高い水準の接続料が設定され、事業者間取引のバランスが損なわれる、いわゆる「逆ザヤ問題」が生じている場合があります。</li> <li>当社から当該事業者に対し、当該接続料の妥当性を判断すべく、協議等で具体的な算定根拠を提示いただくよう再三求めています。当該事業者には全く応じていただけない状況にあることから、「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」（平成24年7月27日）にあるとおり、当社から求めがあれば、相手方は合理的な理由なく差が生じないよう情報開示を行うべきであり、少なくとも、当社と比べ接続料が高止まりし、その格差が協議事項となっている場合には、当該事業者には当社と同程度の算定根拠を提示いただき、合理的な説明を行っていただきたいと考えます。</li> <li>それでもなお、十分な情報開示をいただけない場合には、総務省殿において、こうした事業者の接続料について透明性を確保し、接続料の水準や算定方法の適正性を検証できるよう、算定根拠に係る情報開示の程度を更に高めるために必要な措置を講じていただきたいと考えます。</li> </ul> <p>(NTT西日本)</p> | <p>一定程度開示しつつ説明するとともに、協議を行うことが望ましい。</p> |
|--|--|

## エ その他

|  |   |
|--|---|
| <p>意見34 コロケーションについて、効率的な設備撤去を進めるためにも、「6ヶ月前ルール」の期間短縮に向けた検討を進めるべき。</p>   | <p>考え方34</p>  |
| <p>■ 「6カ月ルール」については、2012年8月6日の電話網移行円滑化委員会（第9回）にて、NTT東西殿より実態調査の内容や、接続事業者の提案・要望を踏まえながら見直しを検討する方向性が示されましたが、未だ結論は得られていないと認識しております。効率的な設備撤去を進めるためにも、早急に期間短縮に向けた検討を進めるべきと考えます。</p> <p>(イー・アクセス)</p> | <p>■ コロケーション設備を接続事業者が撤去する場合、予見可能性や転用に要する期間を考慮しNTT東西に対し6ヶ月前に申入れをすることとされており、撤去工事が完了したとしても、その期間（6ヶ月）に対応したスペース使用料を支払うという「6ヶ月前ルール」が事業者間で締結された協定により定められている。</p> <p>ブロードバンド答申では、転用に要する期間に係る実態に関するデータを収集して、「6ヶ月前ルール」の妥当性の検証を行うなどにより、設備撤去に係るルールを見直した上で、必要な取組を行うことが適当とされた。これを踏まえた総務省の要請を受けて、NTT東西において、コロケーションスペースの転用に要する期間に係る平成23年度内の実態</p> |

|   |  |
|---|--|
|   | <p>に関する調査が行われた。その結果については、平成24年6月に総務省に対し、「転用に要する期間」を「コロケーション設備の撤去に係る期間」と「新たな接続事業者がコロケーションスペースを利用開始するまでの手続に係る期間」の合計とすれば、転用に要する期間の実績はNTT東西において176日、NTT西日本において187日であり、概ね6ヶ月となっているとの結果が得られた旨の報告がなされている。</p> <p>NTT東西においては、接続事業者から撤去工事の期間の短縮化等に関する具体的な提案・要望を受けながら、実際の平均期間を踏まえて、6ヶ月前ルールの見直しの検討を進めることが適当である。</p>   |
| <p>意見35 コロケーション設備に係る電気料について、競争事業者に対して過度な負担を与えないよう、利用実績に近い値で電気料を算定する方法を検討すべき。</p>  | <p>考え方35</p>   |
| <p>■ 現状、コロケーション電気料は、装置の定格容量値に基づき算定されることから、競争事業者が実際の使用量以上の費用を負担せざるを得ない状況にあり、結果として、本来NTT東西殿が負担すべき金額の一部を競争事業者が実質的に負担する構造になっていると考えられます。</p> <p>なお、電力メータを設置することで実績値での精算が可能となりますが、メータ機器や設置工事費用が高額であり、調達や設置工事に長期間を要することを鑑みれば、需要減に伴うコロケーション設備の撤去や集約を実施している状況においては現実的な対応策とは言えません。</p> <p>従って、BB普及答申(※3)の趣旨も踏まえて、競争事業者に対して過度な負担を与えないように、利用実績に近い値で電気料を算定する方法を検討すべきと考えます。</p> <p>(※3) BB普及答申(2011年12月20日) 第I編第4章1(1)(ウ)</p> <p>以上の観点を踏まえ、コロケーション設備の仕様に基づく最大消費電力ではなく、例えば、実際の使用電力を踏まえた接続事業者からの書面手続きに応じて電気料を計算する等、コロケーション装置に係る電気料の扱い(「申込電力」の考え方)を柔軟化することが適当である。</p> <p>(イー・アクセス)</p> | <p>■ コロケーション設備に係る電気料については、ブロードバンド答申において「コロケーション設備の仕様に基づく最大消費電力ではなく、例えば、実際の使用電力を踏まえた接続事業者からの書面手続きに応じて電気料を計算する等、コロケーション装置に係る電気料の扱い(「申込電力」の考え方)を柔軟化することが適当である」とされた。これを踏まえ、総務省よりNTT東西に対し、電気料の扱いの柔軟化の具体的な考え方に関する検討状況及び事業者間協議の状況について報告を要請した。その結果、NTT東西より、接続事業者からの要望を踏まえ、DSL用装置及び特定のサービス用の中継系伝送装置については、契約電流値を超える電流が流れないことを担保するための条件が満たされることを前提として、電気料及び電力設備使用料の契約電流値を実際に利用するパッケージ数見合いの消費電流値に見直す措置を行った旨の報告がなされている。</p> <p>NTT東西においては、引き続き、接続事業者か</p> |

|   |  |
|---|--|
|   | <p>らの要望を踏まえ、コロケーション装置に係る電気料の扱いの柔軟化の方策について検討を行うことが適当である。</p>  |
| <p>意見36 情報開示告示の一部改正は、NTT東西の加入光ファイバを利用したFTTHへの算入やエリア展開の検討に際し、ある程度有効。展開するエリアにおけるNTT東西の設備状況や今後の増設計画等について、NTT東西利用部門と同じ内容・タイミングで開示されることが必要であり、設備構築等に関する情報について開示させるべき。</p>  | <p>考え方36</p>   |
| <p>■ 今回の情報開示告示の一部改正は、NTT東・西の加入光ファイバを利用して新たにFTTH市場に参入しようとする事業者やエリアを拡大しようとする事業者にとっては、提供エリアの展開を検討する際に、各収容局における光配線区画の概況を、事前に、従来より詳しく把握できるという点で、ある程度有効であると考えます。</p> <p>シェアドアクセスを使って光ファイバのサービスを展開するにあたって、展開するエリアにおけるNTT東・西の設備状況や今後の増設計画等がどのようになっているか、NTT東・西利用部門と接続事業者との間で同じ内容・タイミングで情報が開示されていることが公正競争上当然必要と考えます。そのため、NTT東・西の増設計画等の設備構築等に関する情報についても開示すべきと考えます。</p> <p>(KDDI)</p> | <p>■ 検証結果(案)Ⅲ2(5)(イ)において示したとおり、電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」という。)第33条第4項第3号の規定により自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものではなく、かつ、同項第4号及び同条第9項の規定により他の電気通信事業者に対し等しく同等に適用されることとなる接続約款の規定等について、事業法第31条第6項に基づき、一種指定事業者に設置される設備部門とその他の部門との間における手続もこれに準ずるものであるか否かを監視することとされている。</p> <p>これに基づく監視の結果については、同条第7項及び電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」という。)第22条の8の規定により、平成24年6月にNTT東西から総務大臣に対して、NTT東西設備部門が他の電気通信事業者との間において実施した手続の実施の経緯及び当該手続に係る接続条件が接続約款等の規定によるものであること並びにNTT東西設備部門が設備部門以外の部門との間で実施した手続の実施の経緯及び当該手続に係る条件が接続約款等の規定に準ずるものであることを確認した旨の報告がなされており、総務省においてこれを検証した結果、一種指定設備をNTT東西が自ら利用する場合と接続事業者が利用する場合とで一定の同等性が確</p> |

|  | <p>保されていると考えられる。<br/>総務省においては、NTT東西から総務大臣に毎年度報告される内容等に基づき、厳格な検証を行っていく。</p> |                         |             |             |        |        |            |   |       |    |   |     |            |    |                         |      |             |      |  |
|--|--|-------------------------|-------------|-------------|--------|--------|------------|---|-------|----|---|-----|------------|----|-------------------------|------|-------------|------|--|
| <p>意見37 配線区画の拡大施策の他に、事業者が要望している又はNTT東西と協議を行っている方法等について、真にブロードバンド普及促進に推進するものは何なのか審議会で比較検討を実施すべき。</p>  | <p>考え方37</p>   |                         |             |             |        |        |            |   |       |    |   |     |            |    |                         |      |             |      |  |
| <p>■ 現在、配線区画の拡大トライアルが進められていますが、利用開始時期が平成26年度以降であること、拡大版の配線区画における分岐端末接続料が高額になることおよびその配線区画の提供に係るシステム開発費が拡大版の配線区画の利用事業者負担となること等、事業展開判断を行うための材料としては不十分な状態であり、事業者は適切な判断を行うことが出来ません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ なお、現時点での当協議会の認識による比較は別表「配線区画比較」のとおり</li> <li>・ そのような状況において当協議会は、分岐端末回線の有効活用を目的とし、NTT東西殿に新たな加入光ファイバの接続方式を提案しています。総務省殿におかれましては、配線区画の拡大施策の他に、事業者が要望しているもしくはNTT東西殿と協議を行っている方法等について、真にブロードバンド普及促進に推進するものは何なのか審議会で比較検討を実施することを求めます。</li> </ul> <p>別表 配線区画比較</p> <table border="1" data-bbox="168 858 1339 1107"> <thead> <tr> <th></th> <th>主端末回線<br/>収容率</th> <th>分岐端末回線</th> <th>システム<br/>改修費</th> <th>屋内配線転用</th> <th>ビジネス計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>既存配線<br/>区画</td> <td>低</td> <td>約300円</td> <td>なし</td> <td>可</td> <td>策定可</td> </tr> <tr> <td>拡大配線<br/>区画</td> <td>2倍</td> <td>約3倍<br/>※トライアル時<br/>約900円</td> <td>多額必要</td> <td>不可の場合<br/>あり</td> <td>策定不可</td> </tr> </tbody> </table> <p>(DSL協議会)</p> |  | 主端末回線<br>収容率            | 分岐端末回線      | システム<br>改修費 | 屋内配線転用 | ビジネス計画 | 既存配線<br>区画 | 低 | 約300円 | なし | 可 | 策定可 | 拡大配線<br>区画 | 2倍 | 約3倍<br>※トライアル時<br>約900円 | 多額必要 | 不可の場合<br>あり | 策定不可 | <p>■ 光配線区画の拡大については、FTH市場における一層の競争促進を図る観点から、情報通信行政・郵政行政審議会答申（平成24年情郵審第33号）において、配線区画の拡大及びその補完的措置としてエンリーメニューの導入の措置を行うことが適当とされたものである。</p> <p>■ 他事業者向けの光配線区画については、現在トライアルが進められているところである。当該光配線区画の本格提供に際しては、トライアルの結果を踏まえ、適正な接続料等が設定されることが必要である。</p> <p>なお、現在トライアルが進められている他事業者向けの光配線区画以外の方式による新たな加入光ファイバの接続方式については、まずは接続事業者とNTT東西との間で、技術的及び経済的観点を踏まえた協議を行うことが望ましい。</p> |
|  | 主端末回線<br>収容率   | 分岐端末回線                  | システム<br>改修費 | 屋内配線転用      | ビジネス計画 |        |            |   |       |    |   |     |            |    |                         |      |             |      |  |
| 既存配線<br>区画   | 低  | 約300円                   | なし          | 可           | 策定可    |        |            |   |       |    |   |     |            |    |                         |      |             |      |  |
| 拡大配線<br>区画   | 2倍   | 約3倍<br>※トライアル時<br>約900円 | 多額必要        | 不可の場合<br>あり | 策定不可   |        |            |   |       |    |   |     |            |    |                         |      |             |      |  |
| <p>意見38 光信号分岐端末回線の収容数向上のためには、光配線区画に係る適切な運用の実施・改善及び1光配線区画当たりの世帯数の適正化が必要。また、透明性を確保する観点から、適正化を図った具体的なエリア・光配線区画等、適正化の結果についても情報開示することが必要。</p>   | <p>考え方38</p>   |                         |             |             |        |        |            |   |       |    |   |     |            |    |                         |      |             |      |  |
| <p>■ NTT東・西のシェアアクセスを利用する形態においては、1局外スプリッタあたりの光信号分岐端末回線の収容数向上が、接続事業者の採算性向上に大きく寄与し、ひいては、</p>  | <p>■ 光配線区画の見直しの状況については、検証結果（案）Ⅲ2（1）エにおいて示したとおり加入光フ</p>                     |                         |             |             |        |        |            |   |       |    |   |     |            |    |                         |      |             |      |  |

光ファイバの公正競争を促進させます。

光信号分岐端末回線の収容数向上のためには、1光配線区画あたりの世帯数の適正化が重要な要素であり、平成24年度の加入光ファイバに係る接続料認可の際に、既存の光配線区画とは別に接続事業者向けに新たな光配線区画を設定すること、及び、戸数が過小な光配線区画等既存の光配線区画を適宜見直す方向性が示されたところです。

しかしながら、現時点において、弊社で確認したシェアドアクセスを利用可能な1光配線区画あたりの世帯数は、NTT東日本で約31世帯、NTT西日本で約24世帯程度であり、NTT東・西が主張する平均50世帯、40世帯という水準とはかけ離れた実態となっています。また、光配線区画に係る適切な運用の実施が収容数向上の大前提になりますが、NTT西日本においては、1光配線区画への複数局外スプリッタの設置や、事後的に光配線区画が分割・縮小されるような事例が数多く発生し、光ファイバの公正競争が阻害される状況となっています。

公正な競争環境を確保し、ユーザーの利便性を向上させるためには、以下のとおり、速やかに光配線区画に係る適切な運用の実施・改善及び1光配線区画あたりの世帯数の適正化が必要であり、あわせて、透明性を確保する観点から、適正化を図った具体的なエリア・光配線区画等、適正化の結果についても情報開示することが必要と考えます。

(KDDI)

ファイバ接続料の算定に関する検討に係る情報通信行政・郵政行政審議会答申（平成24年情郵審第33号）を踏まえ、平成24年度の加入光ファイバ接続料に係る接続約款変更認可申請（補正）の認可に当たり、NTT東西に対し、光配線区画の見直しが完了するまでの間、半年ごとに総務省に報告を行うことを条件として付した。当該報告には、NTT東西の既存の光配線区画に関する状況についてもその内容として含まれるものである。

今後とも、NTT東西からの状況報告等を踏まえ、総務省において、見直しの状況を注視するとともに、情報通信行政・郵政行政審議会において適宜の時機に報告することとする。

■ NTT西日本においては、接続事業者の指摘を踏まえ、1光配線区画への複数局外スプリッタの設置や事後的に光配線区画が分割・縮小されるような事例についての検証を行うことが適当である。

■ 適正化の結果に係る情報開示については、個別の光配線区画の状況について、事業法施行規則第23条の4第3項の規定に基づき、他事業者が接続の請求に際して必要な情報の開示に関する事項及び他事業者が接続に必要な装置を設置することが可能な場所に関する情報の開示に関する事項（平成13年総務省告示395号）に基づき接続約款に規定されている光配線区画に係る情報開示手続により把握することが可能となっているため、NTT東西は、接続事業者からの請求に応じ、適切に開示することが必要である。

**(2) 第二種指定電気通信設備に関する検証**

|  |   |
|--|---|
| <p>意見39 ソフトバンクモバイルとイー・アクセスの取引が不透明な取引等となれば規制の潜脱に繋がりにかぬないため、公正競争を阻害していないか検証を実施するとともに、イー・アクセスを二種指定設備を保有する事業者として指定すべき。</p>   | <p>考え方39</p>  |
| <p>■ 本年1月1日より、イー・アクセス殿はソフトバンクモバイル殿と同一資本グループに属しており、両社は、無線ネットワーク等のリソースを相互利用し競争上のシナジーを発揮すると明言しています。</p> <p>元来、MNO間のローミングについては、2009年10月に公表された「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について 答申」においても、MNOは「自らネットワーク構築して事業展開を図ることが原則である」としており、許容されるべき具体的な形態については以下の場合としています。(下記例については当社にて追記)</p> <p>ア自網で提供するサービスと異なる市場のサービスを提供するために、他MNO網を利用する形態<br/>(例：携帯事業者によるWiMAX事業者網の利用)</p> <p>イ新規参入MNOが、認定開設計画等に基づき、自らのネットワークを全国展開するまでの間、暫定的に他MNO網を利用する形態<br/>(例：イー・アクセス殿参入時の当社網の利用)</p> <p>ウトラフィックの急増により、ネットワーク容量が逼迫している既存MNOが、新たな周波数の割当を受けたり、自らのネットワークを増強するまでの間、暫定的に他MNO網を利用する形態<br/>(例：現在提供されているソフトバンクモバイル殿によるイー・アクセス殿網の利用)</p> <p>※1:2009年3月にソフトバンクモバイル殿がイー・アクセス殿のMVNOとして、提供している定額制のデータ通信。(現在、新規受付は終了)</p> <p>しかしながら、ソフトバンクモバイル殿については、900MHzの割当てを受け既に運用開始していること、NW収容効率の高いLTE導入等トラフィック対策を講じていること等を踏まえると、上記のウには該当しないと考えます。</p> <p>また、どのような提供形態になるか両社は公表しておりませんが、仮に1SIMでシームレスに自動ローミングし、恒常的に行われるとすれば、これまでにないケース(※2)となり、以下のような懸念が存在します。</p> <p>※2:これまでの事例では、上記アの場合、自社サービスと他社サービスのデュアル契約となり、それぞれに1契約を計上。イの場合、期間・エリアが予め定められた限定的な利用。ウの場合、それぞれの会社の2枚のSIMを利用者が使い分ける。</p> <p>①契約数の省令報告はホーム事業者のみに計上され、ユニバーサルサービス料もホーム事業</p> | <p>■ ソフトバンクモバイルとイー・アクセス間の取引について、審議会等の公の場において公正競争を阻害していないか検証を実施すべきとの御意見については、これまでも両社のローミング等が事業法上問題がないかどうかについて検証を行ってきたところであり、今後も、状況を注視していくこととする。</p> <p>■ なお、接続ルール答申p35においてMNOによる他MNO網の利用に関して許容されるべきとしているア～ウの形態は、あくまでも想定される例として示されているものであり、接続ルール答申p36において、「MNOが、認定開設計画等に従った基地局の整備を進めるとともに、(略)電波の能率的な利用(開設基地局数、小セル化、セクタ分割等)を図っている場合、更なるニーズに応えるために他MNO網を利用することは、現行制度上許容されると考えられる」とされていることを踏まえて検証を行っている。</p> <p>■ また、本年3月に、イー・アクセスの1.7GHz帯を利用したソフトバンクモバイル契約者向けサービスが開始されたところであるが、本件に係る両社の接続は、ソフトバンクモバイル接続約款(同月届出・公表)によって行われていると承知している。なお、同接続におけるイー・アクセスの接続料についても、状況を注視していくこととする。</p> <p>■ イー・アクセスを第二種指定電気通信設備(以下「二種指定設備」という。)を保有する事業者とし</p> |

|   |  |
|---|--|
| <p>者のみが負担することとなります。2社のネットワークをそれぞれ恒常的に使用できるのであれば、応分の負担をするべきであり、「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について 答申」や競争政策の趣旨に反していないか注視すべきものと考えられます。</p> <p>②周波数帯域幅は競争の源泉であり、仮に互いの無線ネットワークも含め、自社のエリアであるとして競争しつつ、顧客獲得を行うとすれば、「電気通信事業法第30条第1項の規定に基づく禁止行為等の規定の適用を受ける電気通信事業者（移動通信分野における市場支配的な電気通信事業者）の指定に当たっての基本的考え方」における「共同支配」に該当するものと考えます。</p> <p>③第二種指定電気通信設備制度においては、閾値を定める「特定移動端末設備」について、同一契約で複数MNOと接続される場合の明確な規定がなく、仮に省令報告に準ずるとすればホーム事業者にのみ契約数が計上され閾値の判断がなされる事態が想定され、これはローミング先事業者のシェアを過小に評価することとなり、二種指定が適正に運用されない事態と言えます。</p> <p>したがって、ソフトバンクモバイル殿とイー・アクセス殿の取引が、ローミングによる採算を度外視した不透明な取引等となれば、規制の潜脱に繋がりがねず、審議会等の公の場において公正競争を阻害していないか検証を実施するとともに、イー・アクセス殿を第二種指定電気通信設備を保有する事業者として指定すべきと考えます。仮に、ソフトバンク殿がイー・アクセス殿の議決権を3分の1未満しか保持しないとしても、ソフトバンク殿が筆頭株主かつ、資本の99%超を持ち続けていること等を踏まえ、実質的に経営上の支配力を有していることに変わりがないことから、イー・アクセス殿を第二種指定電気通信設備を保有する事業者として指定すべきと考えます。</p> <p>(NTTドコモ)</p> | <p>て指定すべきとの御意見について、現行の第二種指定電気通信設備制度（以下「二種指定設備制度」という。）は、事業法第33条第1項に規定するとおり、端末シェアが10%を超える電気通信事業者が設置する特定の電気通信設備の総体について指定する制度であり、当該指定の基準を満たしていないイー・アクセスの電気通信設備を二種指定設備として指定することは適当ではない。</p> |
| <p>意見40 総務省は、MVNOによるモバイル市場への参入を促進するために、二種指定事業者の接続料算定の適正性検証を厳格化すべき。さらに、二種指定事業者に対する規制強化について検討すべき。</p>   | <p>考え方40</p>   |
| <p>■ 二種指定事業者は、国民共有の財産である有限希少な周波数の割当てを受けて事業を営んでいることから、電気通信市場全体に与える影響力から鑑みてその公益的役割は大きく、他の電気通信事業者との接続には、公平性・透明性が強く求められます。</p> <p>現状では、モバイル市場におけるMVNOの契約者はごく僅か（携帯電話の契約数1億3千万加入に対し、MVNO契約数は560万加入程度）であり、二種指定事業者あるいは二種指定事業者を中心とする企業グループによる寡占状態にある実態を踏まえると、算定根拠のさらなる詳細化等により、これまで以上に接続料算定の適正性検証は一層厳格化されるべ</p>   | <p>■ 検証結果（案）参考資料の考え方31において示したとおり、総務省においては、モバイル市場の公正競争の確保を通じて、その活性化を図る観点から、通信プラットフォーム機能のオープン化、「SIMロック解除に関するガイドライン」の策定、二種指定制度の規制の対象の見直し、禁止行為等規制関係ガイドラインの見直し、「MVNOに係る電気</p>               |



きと考えます。現に、MVNOのサービス原価において支配的であるデータ接続料が依然として高止まりしていることがMVNOによるモバイル市場への参入が進まない主因であり、このままではモバイル市場の寡占化が著しく進行するものと危惧するところです。

加えて、現状において、MVNOが競争力のある価格で自由度の高いサービス提供を行うことにより、MNOと競争を展開していただけるだけの条件・環境は十分に整っていないことから、接続料算定の適正性の向上に加え、少なくとも二種指定事業者に対し、次のような規制強化についての検討が必要と考えます。

- ・ レイヤ2接続等の接続メニューや卸電気通信役務メニューの多様化
- ・ SIMフリー端末の更なる拡大やソフトSIMの導入による端末のオープン化

以上のことから、接続料算定に係る適正性の十分な確保に加え、MVNOによるサービス提供上の競争条件・環境が整備されれば、各事業者間の公平性が担保され、モバイル市場の競争促進に繋がるものと期待します。

(ケイ・オプティコム)

通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」の見直し等、MVNOの参入促進策を継続的に講じているところである。

■ 二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（以下「二種指定事業者」という。）の接続料算定の適正性検証を厳格化すべきとの御意見について、総務省は、「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」（平成23年5月改正。以下「二種指定ガイドライン」という。）において、「総務省は、当該接続料の算定がガイドラインに示す考え方に沿ったものであるか否かについて、必要な検証を行うこと」とされており、総務省は同ガイドラインに基づき必要な検証を行ってきたところであり、今後も二種指定ガイドラインに沿って適切に検証を行うこととする。なお、平成24年10月から、モバイル接続料算定の更なる適正性向上に向けて「モバイル接続料算定に係る研究会」を開催し、検証の在り方等について検討を行っているところである。

■ 接続メニュー等の多様化を検討すべきとの御意見について、二種指定制度においては、二種指定設備に一種指定設備のようなボトルネック性が存在しないことや、移動通信市場においてはサービス競争が一定程度進展していることを踏まえ、事業者間協議による合意形成を尊重しその促進を図る観点に配慮してアンバンドルに係る仕組みを整えているところである。具体的には、一定の判断基準を満たすと考えられる機能について、まずは「注視すべき機能」に位置付け、一定期間、事業者間協議の状況を注視し、その上で、事業者間協議における合意形成が困難と判断した場合には、「アンバンドルすることが

|  |  |
|--|--|
|  | <p>望ましい機能」に位置付けるか否かについて、最終的な判断を行う仕組みを整えている。総務省においては、この仕組みに沿ってアンバンドルの検討を行ってきたところであり、今後も適時適切に検討を行うこととする。なお、御意見のレイヤ2接続機能については、二種指定ガイドライン上、アンバンドルすることが望ましい機能に位置付けており、二種指定事業者には同機能を接続約款上に規定することが求められる。</p> <p>■ SIMフリー端末の更なる拡大等の端末のオープン化に関する御意見については、考え方63のとおり。</p> |
| <p>意見4-1 接続料水準の透明性・適正性については、現行制度の枠組みの中で公平に対応すべき。</p>   | <p>考え方4-1</p>  |
| <p>■ 接続料水準の透明性・適正性については、「総務省殿における算定根拠の検証」、及び現在進められている「モバイル接続料算定に係る研究会における算定ルールの見直し」など継続的な取組で確保されていくものと考えます。また、公正競争上の観点からも、透明性・適正性の確保にあたっては、現行制度の枠組みの中で公平に対応する必要があると考えます。<br/>(イー・アクセス)</p>                           | <p>■ モバイル接続料算定に係る算定ルールの整備に当たっては、関係事業者の接続料算定に係る現状の考え方を検証した上で、現時点で顕在化している課題を抽出し検討・整理を行い、必要な範囲内で算定ルールの精緻化を行っていくことが適当である。</p> <p>■ なお、接続料の算定方法に係る考え方を示した二種指定ガイドラインについては、二種指定事業者に公平に適用されるものの、二種指定事業者以外の携帯電話事業者についてもガイドラインを踏まえた積極的な対応を行うことが適当である。</p>                |
| <p>意見4-2 接続料の算定根拠が争点となった場合、競合他社に対して開示することが困難な経営情報等が含まれることも想定されるため、その点について十分に留意すべき。</p>   | <p>考え方4-2</p>  |
| <p>■ 接続料については、事業者間協議において可能な範囲で説明がなされるものと認識していますが、仮に、接続料の算定根拠が争点となった場合、守秘義務を課す等の措置をしたとしても、競合他社に対して開示することが困難な経営情報等が含まれることも想定されるため、その点について十分に留意する必要があると考えます。なお、弊社では、総務省殿へは第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドラインに基づいて説明を行っていること</p> | <p>■ 円滑化ガイドラインに示しているとおり、協議における接続事業者の予見可能性を高め事業者間協議の円滑化を図る観点から、携帯電話事業者は接続事業者に対して算定根拠に係る情報を一定程度開示することが望ましいと考えられる。ただし、この場合</p>  |

|  |  |
|--|--|
| <p>ろであり、今後も引き続き説明を行っていく予定です。<br/>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>  | <p>であっても、経営秘匿性の高い情報まで無制限に開示することが望ましいわけではなく、その開示の程度や方法は事業者間の協議に委ねられるものである。</p>  |
| <p>意見43 二種指定事業者3者間の接続料水準に格差が生じていることから、他と比べ接続料水準が高止まりしている事業者についてはNTT東西と同程度の算定根拠を提示し、合理的な説明をすべき。</p>   | <p>考え方43</p>   |
| <p>■ 情報通信行政・郵政行政審議会からの答申（平成24年11月27日）に基づき、新たに第二種指定電気通信設備規制の対象としてソフトバンク殿が追加されましたが、現時点において第二種指定電気通信設備規制の対象となる携帯事業者（以下、二種事業者という）3社間の接続料水準には格差が生じています。</p> <p>二種事業者が「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」（以下、二種ガイドラインという）を遵守することで、携帯電話接続料の水準・算定に係る適正性・透明性が確保され、接続料水準が下がっていくものと考えますが、他の二種事業者に比べ接続料水準が高止まりし続けている事業者については「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」（平成24年7月27日）に示されている「双務的な接続料の算定根拠に係る情報開示」の考え方に基づき、少なくとも、当社からの求めに応じ、当社と同程度の算定根拠を必ず提示いただき、合理的な説明を行っていただきたいと思います。</p> <p>なお、それでも情報開示をいただけない場合は、総務省殿において、こうした二種事業者間で接続料水準に格差が生じている要因や、他の二種事業者の接続料水準と比較しつつ、事業者の設定する接続料が妥当であるかについて検証したうえで、これを公表するなど、接続料水準の透明性・適正性を確保するための必要な措置を講じていただきたいと思います。<br/>(NTT東日本)</p> <p>■ 情報通信行政・郵政行政審議会からの答申（平成24年11月27日）に基づき、新たに第二種指定電気通信設備規制の対象としてソフトバンク殿が追加されましたが、現時点において第二種指定電気通信設備規制の対象となる携帯事業者（以下、二種事業者）3社間の接続料水準には格差が生じています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>二種事業者が「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」を遵守することで、携帯電話接続料の水準・算定に係る適正性・透明性が確保され、接続料水準が下がっていくものと考えますが、他の二種事業者に比べ接続料水準が高止まりし続けている二種事業者については、当該ガイドラインの遵守に加えて、「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」（平成24年7月27日）にあるとおり、当社から求めがあれば、当社と同程度</li> </ul> | <p>■ 双務的に接続料の算定根拠の情報開示を行うべきとの御意見については、円滑化ガイドラインにおいて、「一方の事業者が他方の事業者と異なる水準の接続料を設定する場合であって、接続料の水準について当事者間で十分な合意が成立しない場合には、当該水準の接続料を設定する理由について、必要に応じ、当事者間で守秘義務を課すなどの措置を講じた上で、算定根拠に係る情報を一定程度開示しつつ説明するとともに、協議を行うことが望ましい」とされており、円滑化ガイドラインの運用状況を注視していくこととする。</p> <p>■ 総務省において接続料が妥当であるかについて検証した上で必要な措置をとるべきとの御意見については、二種指定事業者については、二種指定ガイドラインにおいて、「総務省は、当該接続料の算定がガイドラインに示す考え方に沿ったものであるか否かについて、必要な検証を行うこと」とされており、総務省は二種指定ガイドラインに基づき必要な検証を行うこととする。</p> |

|   |  |
|---|--|
| <p>の算定根拠を提示いただき、合理的な説明を行っていただきたいと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>それでもなお、十分な情報開示をいただけない場合には、総務省殿において、こうした二種事業者間で接続料水準に格差が生じている要因や、他の二種事業者に比べ接続料水準が高い事業者の設定する接続料が妥当であるかについて検証した上で、その検証結果を公表する等、接続料水準の透明性・適正性を確保するために必要な措置を講じていただきたいと思います。</li> </ul> <p>(NTT西日本)</p> |  |
|---|--|

### (3) 禁止行為に関する検証

#### ア 第二種指定電気通信設備に係る禁止行為規制の適用時業者の指定要件に関する検証

|   |  |
|---|--|
| <p>意見44 KDDI及びソフトバンクの市場支配力が高まっていることを踏まえ禁止行為等規制の指定対象について見直しを行うべき、上位3社のモバイル事業者に対して総合的な市場支配力等に対する厳正かつ包括的な規制をすべき、又は、非対称規制となっている禁止行為等規制は撤廃すべき。</p>   | <p>考え方44</p>   |
| <p>■ 携帯電話事業者に対する第二種指定電気通信設備制度は、国から割当を受けた公共財である電波の有限希少性に依拠しているものであることから、本来、全ての携帯電話事業者(MNO)に同等の競争ルールが適用されるべきであると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特に、禁止行為規制については、携帯電話事業者の中でNTTドコモだけが引き続き規制対象とされているところですが、昨今のスマートフォンの爆発的な普及やスマートフォンをトリガーとする移動通信と固定通信が融合した市場の拡大等、市場環境や競争環境の急激な変化等を踏まえると、携帯電話事業者同士で規制格差を設けなければならない程の市場支配力の差は存在しないことから、規制格差の存在によって各社の利用者間で不公平な状況が生じることにならないよう、非対称規制となっている禁止行為規制については撤廃すべきと考えます。</li> </ul> <p>(NTT西日本)</p> <p>■ 事業者単位ではなくグループ単位で捉えた場合、当社、KDDI殿、イー・アクセス殿を含めたソフトバンク殿の3グループの収益シェアは近接しています。</p> <p>また、KDDI殿は同社傘下でのJ:COM殿とJCN殿の合併を発表(2012年10月24日)する等、CATV各社との連携を強めています。CATV各社との連携強化により、同社の移動系と固定系の連携サービスである「auスマートバリュー」は開始後僅か10ヶ月で285万契約(2013年1月28日KDDI殿決算発表)に達し、更には同社のスマートフォン新規契約の33%が「auスマートバリュー」に加入(同決算発表)する等、同社のスマートフォン契約に大きく寄与</p> | <p>■ 検証結果(案)Ⅲ2(3)アにおいて示したとおり、KDDI及びソフトバンクモバイルに対する禁止行為等規制の適用については、市場シェアの順位が1位の電気通信事業者との市場シェアの格差等に鑑みれば、現時点において、KDDI及びソフトバンクモバイルを禁止行為等規制の対象として指定する必要性は認められない。</p> <p>NTTドコモに対する禁止行為等規制の適用については、ブロードバンド答申後の市場シェアの変化等を勘案しても、NTTドコモに対する規制適用の必要性が著しく低下するまでの市場環境の変化は認められないことから、現時点においては、引き続き、非対称規制として維持していくことが適当である。</p> <p>ただし、事業者の経営体制を含む近年のモバイル市場における環境変化を踏まえ、今後とも状況を注視していくことが重要であり、平成26年を目途として実施する包括的な検証において、既存の市場構造や考え方を前提とした競争ルールに制度的課題が</p> |

しており、固定側の合従連衡が移動体通信市場へ与える影響が更に拡大する懸念が存します。

以上のように、KDDI 殿・ソフトバンク殿の市場支配力も高まっていることから、禁止行為規制の指定対象について速やかに見直しを行うべきであると考えます。

さらには、「電気通信事業法第30条第1項の規定に基づく禁止行為等の規定の適用を受ける電気通信事業者（移動通信分野における市場支配的な電気通信事業者）の指定に当たっての基本的考え方」において、指定の考え方について「当該電気通信事業者の総合的な事業能力を測定するための諸要因も踏まえ、総合的に判断する」とされ、「サービスや端末等の販売・流通における優位性」等が判断要素とされています。

ソフトバンク殿によるスプリント・ネクステル殿買収（2012年10月15日ソフトバンク殿発表）は同社が買収の狙いとして述べているように、端末や通信設備の調達力など規模の経済性が増す事案と言えます。規模の経済性により、日本国内においても同社の市場支配力が大きく向上することは必至です。禁止行為規制が市場支配力に起因した規制である以上、本買収によるソフトバンク殿の市場支配力が高まることを踏まえ、審議会等の公の場において公正競争を阻害していないか検証を実施するとともに、指定対象の見直しを行うべきと考えます。

（NTTドコモ）

■ 「市場環境の変化に鑑み、KDDI及びソフトバンクモバイルを禁止行為規制の対象に追加すべき、又は、携帯電話事業者間で規制格差を設けなければならない程の市場支配力の差は存在しないため、非対称規制となっている禁止行為規制は撤廃すべきとの指摘（意見34、35）について」に係る検証結果（案）

《弊社意見》

固定通信市場では、意欲のある事業者であれば、随時設備競争への参入が可能です。一方、モバイル市場は、少数の周波数割当て事業者しか設備競争に参入できないといった特性があることから、有限希少な周波数の割当てを受けているモバイル事業者には、一定の規制があつて然るべきと考えます。

現に、次のような点から、情報通信市場全体の独占化や寡占化を招くものと危惧するところではあります。

- ・ モバイル事業者上位3社の顧客規模は、固定通信の各市場を凌ぐ規模に成長しており、既に大きな影響力を保持している
- ・ 資本関係のあるモバイル事業者を有する「企業グループ」は、モバイル事業者の顧客基盤やブランド力をもとに、固定通信市場に影響力を拡大している

生じていると認められる場合には、必要に応じ、禁止行為等規制の見直しについても検討することとする。

|   |                                  |
|---|----------------------------------|
| <p>以上のことから、情報通信市場全体での公正競争環境の確保のため、上位3社のモバイル事業者に対して、総合的な市場支配力やグループドミナンスに対する厳正かつ包括的な規制が必要と考えます。<br/>(ケイ・オプティコム)</p>   |                                  |
| <p>意見45 NTTドコモ又はKDDI及びソフトバンクに対する禁止行為等規制の適用についての総務省の考え方に賛同。</p>  | <p>考え方45</p>                     |
| <p>■ 本検証結果(案)における「非対称規制として維持していくことが適当」とする考えに賛同します。<br/>NTTグループは、固定・移動・データ通信事業等各々の市場において、市場支配力を有する事業者を抱え、その相互の支配力をレバレッジとして、グループサービスの強化を図ることが想定され、NTTファイナンス株式会社(以下、「NTTファイナンス」という。)殿による統合請求の実施等はこの一例と考えております。このような公正競争環境上の課題が顕在化している限り、当該行為を禁止する措置については厳格な検証・運用を行うとともに、平成26年を目途として実施する包括的検証の際においても、安易に制度適用の解除や、制度廃止・撤廃等に結論付けることはせず、より市場の実態を踏まえた実効性ある規制内容へと見直すことが必要と考えます。<br/>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>■ 「電気通信事業法第30条第1項の規定に基づく禁止行為等の規定の適用を受ける電気通信事業者(移動通信分野における市場支配的な電気通信事業者)の指定に当たっての基本的考え方」に示された総務省の考え方は適切です。<br/>(KDDI)</p> | <p>■ 検証結果(案)に対する賛成の御意見として承る。</p> |

#### イ 指定電気通信設備制度における禁止行為規制の運用状況に関する検証

|   |  |
|---|--|
| <p>意見46 NTT東西の県域等子会社の行為が禁止行為規制の潜脱行為に該当しないかどうか実態調査を行った結果について検証結果に明記すべき</p>   | <p>考え方46</p>   |
| <p>■ 総務省殿においては、KDDI株式会社殿が「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関する意見募集」(以下、「本制度の意見募集」という。)の際に示した資料等に基づき、当該事例※7等が禁止行為規制の潜脱行為に該当しないかどうか実態調査を行った結果についても、本検証結果(案)で明記すべきと考えます。<br/>総務省殿の考え方の中で、NTT東西殿の報告や電気通信事業法第31条第7項に基づく再委託先を含めにおいて禁止行為等規制を潜脱する行為が行われることを防止するための一定の</p> | <p>■ 具体的指摘があったNTT東西の県域等子会社におけるNTTドコモの商品の販売の事例について、総務省は、当該指摘があったNTT東西の県域等子会社に関し、それぞれの担当部署を確認することによりNTT東西からの受託業務とNTTドコモからの受託業務を行う組織を分けていることや、NTT東西と当該県</p> |

|   |  |
|---|--|
| <p>措置が講じられていることが示されていますが、実態調査の結果等が示されていないため、<br/>     県域等子会社において禁止行為規制の潜脱行為が行われている懸念を払拭することができません。</p> <p>なお、当該行為に問題が発覚した場合は、直ちに販売行為を停止させる等の是正措置を講<br/>     じることが必要と考えます。</p> <p>※7 ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関する意見募集（平成<br/>     24年度）の結果（平成24年8月24日）<br/> <a href="http://www.soumu.go.jp/main_content/000173750.pdf">http://www.soumu.go.jp/main_content/000173750.pdf</a><br/>     （ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル）</p>  | <p>域等子会社との間の委託契約の内容や研修教材等を確認することにより委託契約において禁止行為を防止す<br/>     ための措置が義務付けられていること、全社員を対<br/>     象とした禁止行為防止等のための研修を実施してい<br/>     ること等を確認しており、その旨を検証結果（案）Ⅲ2<br/>     （3）イ（ア）に記載しているところである。</p> <p>なお、検証結果（案）Ⅲ2（3）イ（ア）において<br/>     示したとおり、NTT東西が講じている措置が徹底さ<br/>     れない場合には、県域等子会社において禁止行為等規<br/>     制を潜脱するおそれがあるため、当該措置の徹底につ<br/>     いて、その状況を引き続き注視していくこととする。</p>   |
| <p>意見47 NTT東西の116窓口における不適切な営業行為について、これまで以上の厳<br/>     格な検証を行い、問題が発覚した場合には、是正措置を講じるべき。</p>   | <p>考え方47</p>   |
| <p>■ 本制度の意見募集の際、弊社共が述べたとおり、ユーザへのアンケート調査においては、<br/>     接続関連情報を利用した営業活動を NTT 東西殿が行っているのではないかと疑われる結果が<br/>     出ております。</p> <p>従って、総務省殿においては、引き続き注視することはもちろんのこと、NTT 東西殿の報告<br/>     を確認する検証だけにとどまらず、アンケート調査等実態調査を行って頂きたいと考えま<br/>     す。その上で、総務省殿の調査において問題が発覚した場合においては、NTT116 窓口におけ<br/>     る一切の営業行為を禁止することを含め、是正措置を講じることが必要と考えます。<br/>     （ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル）</p> <p>■ NTT東・西の116窓口でフレッツ光等の営業行為が行われていたとしても、他事業者<br/>     がそれらの証拠を提出することは事実上困難です。現行の検証スキームでは、証拠がなけれ<br/>     ば、違反と認められないのが現状です。</p> <p>また、116窓口において接続関連情報を取り扱うことがないよう措置が講じられてい<br/>     るか否か等については、NTT東・西の報告を基に判断されています。しかし、NTT東・西<br/>     の報告をベースにしている限りは、十分な透明性・外部検証性が確保できていないため、総<br/>     務省によるこれまで以上の厳格な検証（総務省による立ち入り調査、委員会での調査審議<br/>     等）がなされるべきと考えます。その上で、違反が認められる場合は、総務省において直ち<br/>     に是正措置を講じることが必要です。<br/>     （KDDI）</p> | <p>■ 116窓口におけるNTT東西の営業行為について<br/>     は、検証結果（案）Ⅲ2（3）イ（イ）において示し<br/>     た報告の確認に加え、NTT東西が自社内において、<br/>     「116窓口」への加入電話又はINSネット64の<br/>     移転申込みを行う加入者に対し、問合せ・要望がない<br/>     にも関わらず当該者へフレッツ光サービスの勧奨を行<br/>     うことを厳格に禁止し、具体的な周知・徹底の措置と<br/>     して、公正競争遵守のための社内マニュアルに「11<br/>     6窓口」におけるフレッツ光サービス勧奨禁止を記載<br/>     の上、自社及び県域等子会社等の従業員を対象に研修<br/>     及びeラーニングを実施していることについて実態を<br/>     踏まえた確認を実施しているところである。</p> <p>なお、NTT東西の116窓口において他事業者情<br/>     報の目的外利用が行われ、事業法第30条第3項第1<br/>     号及び第31条第5項に抵触する場合には、必要な措<br/>     置を講じる考えである。</p> |
| <p>意見48 「現行の規制のうち時代にそぐわない規制は撤廃又は廃止すべき」との指摘に対</p>  | <p>考え方48</p>   |

|  |   |
|--|---|
| <p>する総務省の考え方に賛同。</p> <p>■ 総務省殿の考え方において、「禁止行為等規制は、市場支配力を有する電気通信事業者がその市場支配力を濫用した場合、電気通信事業者間の公正な競争等に及ぼす弊害は著しく大きく看過し得ないものとなるため、それを未然に防止する観点から規定されている」と示されていますが、弊社においてもその考えに賛同します。</p> <p>平成 26 年を目途として実施する包括的な検証の中で、利活用の促進や利用者利便の向上のために規制の見直しをしていくことは必要と考えますが、その場合にあっても非対称規制等 NTT 東西殿に対する規制と混同することなく、規制の目的、趣旨等を踏まえて議論を行うべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>   | <p>■ 検証結果(案)に対する賛成の御意見として承る。</p>  |
| <p>意見 4 9 現行の禁止行為等規制の趣旨が確保されるよう、NTTグループの連携等による現行の規制の趣旨の潜脱のおそれを回避するための措置を講ずるべき。また、NTTファイナンスへの料金業務の移管に関しては、NTTグループの措置が永続的に有効であるかどうか継続的に監督し、審議会等の場を通じて定期的に議論すべき。</p>  | <p>考え方 4 9</p>  |
| <p>■ 現行の禁止行為規制の下では、第三者を経由した排他的連携や、競争事業者がビジネス上組むことがあり得ないケースでの事実上の排他的連携がなされるおそれがあります(例:NTTファイナンス、県域等子会社のドコモ携帯販売等)。</p> <p>現行の規制の趣旨が生かされるよう、潜脱の恐れを回避するための措置を取るべきです。例えば、今後、潜脱的なグループ連携と思われる情報を得た場合等は、サービス開始前に必要な措置を取るべきと考えます。</p> <p>■ 今般のNTTファイナンスの事例などのように、現状の禁止行為規制の下では、第三者を経由した排他的連携や、競争事業者がビジネス上組むことがあり得ないケースでの事実上の排他的連携がなされるおそれがあります。</p> <p>現行の規制の趣旨が生かされるよう、潜脱の恐れを回避するための措置を取るべきです。例えば、今後、潜脱的なグループ連携と思われる情報を得た場合等は、サービス開始前に必要な措置を取るべきと考えます。行政指導により要請された措置が適切に講じられているかを判断するため、NTTグループ各社は毎年度総務省に報告することになっていますが、各社の報告をベースにしている限りは、十分な透明性・外部検証性が確保できていないと考えます。各社の報告に加えて、必ず、総務省による立ち入り調査、委員会での調査審議等を実施するなど、総務省によるこれまで以上の厳格な検証がなされるべきと考えます。違反が認められる場合は、総務省において直ちに是正措置を講じることが必要です。</p> <p>(KDDI)</p> | <p>■ NTTグループに係る規制の在り方に関する御意見については、考え方2のとおり。</p> <p>なお、NTTグループの業務統合や連携については、その状況を引き続き注視していくとともに、関係法令やNTT等に係る累次の公正競争要件の趣旨を確保する観点から課題が認められる場合には、必要な措置を講じる考えである。</p> <p>■ NTTファイナンスへの料金業務の移管に関して継続的に監督し、審議会等の場を通じて定期的に議論すべきとの御意見については、検証結果(案)Ⅲ2(3)イ(エ)において示したとおり、総務省において、各事業会社からの報告内容をインターネット上に公表するとともに、平成24年8月、情報通信審議会電気通信事業政策部会ブロードバンド普及促進のための競争政策委員会の議題の1つとして取り上げられ、総務省より、要請の内容のほか、総務省における検証の際の判断基準・検証方法・検証結果に関し、総務省が行った確認内容について説明を行い、その妥当性等</p> |



■ NTTグループは、指定電気通信設備規制や禁止行為規制等の公正競争要件に関する各種規制を形式的にはクリアしつつも、NTTファイナンス殿を通じた料金の請求・回収業務の統合等により、自らの論理によってグループ連携を進めていることが根本的な問題です。このことは、これまで積み重ねられてきた、移動体通信業務分離やNTT再編の趣旨を逸脱して、なし崩し的にグループの再統合、独占への回帰を図るものと考えます。

市場におけるNTTグループ各社のシェアは依然として高いことから、真に公正競争環境を確保するためには、NTTグループにおける事業運営上の全ての行為に対して適切かつ抜けのない規制をかけることが必要であり、総務省殿においては、料金の請求・回収業務を梃子とした共同営業行為がなされないよう厳正に措置いただくことが必要です。

加えて、総務省殿における判断基準・検証方法の妥当性についての外部検証性の確保は極めて重要であることから、NTTグループ各社からの毎年度の報告内容の公表に留まらず、NTTグループの措置が永続的に有効であるかどうか継続的に監督いただいた上で、その状況については、審議会・競争政策委員会等を通じて定期的に議論いただくことを要望いたします。

(ケイ・オプティコム)

■ NTTファイナンスによる一括請求等について検証案では、「総務省はNTT関係各社に要請を実施、NTT各社から定期的に要請に基づく報告がなされ、審議会への報告が行ったことで直ちに追加の措置が必要とは認められない」としております。

しかし、当社を含め各社から指摘のあるNTTグループの巨大な経営情報の集約は、情報の共同利用の懸念のみならず、お客さまがNTTグループは一体と認識することにつながり、分割の意義が有名無実化される恐れがあります。つきましては、審議会等オープンな形で十分な調査審議を行うことを要望致します。

(ジュピターテレコム)

■ 検証結果案では、「県域等子会社におけるNTTドコモ商品の販売」、及び「NTTファイナンス殿への料金業務の移管」に関して、NTTグループ各社に要請された措置を注視する方向性が示されております。

しかしながら、「NTTファイナンス殿への料金業務の移管」の事例では、NTTグループ各社が制度上の整理が不透明なまま利用者周知等の準備を進め、施策の実施を既成事実化したことを踏まえれば、今後も同様に、NTTグループ各社がなし崩し的に業務統合や、営業連携を実現することで、「禁止行為規制」、及び「特定関係事業者制度」といった各種公

について同委員会で討議が行われたところであり、今後も引き続き、各事業会社からの報告内容について、総務省において公表していくが、各社に要請した措置が徹底されない場合等には、必要に応じ、改めて検証を行うことも必要と考えられる。

|  |                    |
|--|--------------------|
| <p>正競争要件が形骸化し、結果として、事実上のNTTグループの一体化を招くことが懸念されます。</p> <p>従って、今回の検証では、将来的な市場環境の変化やNTTグループの業務形態を見据えて（例えば、今後想定される業務統合、営業連携の洗い出しを行うなど）公正競争要件の枠組みの在り方を議論し、包括的検証に向けて一定の方向性を示すべきと考えます。</p> <p>（イー・アクセス）</p> <p>■ 本施策については、平成23年3月23日付けで、NTT東西殿、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下、「NTT コミュニケーションズ」という。）殿及び株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（以下「NTT ドコモ」という。）殿並びに NTT ファイナンス殿に対し、行政指導が出されましたが、NTTグループの延べ1億3千万人に上るユーザ、合わせて8兆円を超える料金債権が NTT ファイナンス殿へと集約され、「ヒト・モノ・カネ・情報」というグループの経営資源が NTT 持株殿の元に統合されることについては、NTTグループの組織の再統合・独占回帰という、より本質的な問題が依然として存在します。このような問題がある中で、NTTグループは、本施策と同様のスキームで、NTT 事業会社の営業や保守、電話受付等の各機能を統合していくことも想定されます。こうした施策は、公正競争確保の観点から、基本的に実施されるべきではないため、脱法的なグループ連携を防止する規制整備等を事前に検討すべきと考えます。</p> <p>（ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル）</p> |                    |
| <p>意見50 現行のドミナント規制の緩和は必要ではなく、競争促進を通じたユーザ利便向上のために公正競争の確保が今後も重要。</p>   | <p>考え方50</p>       |
| <p>■ 国際競争力維持・ICT利活用促進の観点から、規制が緩和され、事業者の創意工夫・競争促進につながることは歓迎します。ただし、そのために通信レイヤーにおける現行のドミナント規制の緩和が必要ということにはなりません。ICT利活用上位国のスウェーデンや韓国*でもドミナント事業者に対する非対称規制が整備・運用されており、競争促進を通じたユーザ利便向上のためには公正競争の確保が今後も重要であると考えます。</p> <p>*世界経済フォーラム（WEF）のICT利活用ランキング（2012年）では、1位：スウェーデン、2位：韓国、3位：デンマーク、4位：フィンランド、5位：シンガポールの順位となっている。</p> <p>（KDDI）</p>   | <p>■ 考え方2のとおり。</p> |
| <p>意見51 ブロードバンドの利活用促進及び利用者利便の向上を図るために、現行の規制のうち時代にそぐわない規制は撤廃又は廃止すべき。</p>  | <p>考え方51</p>       |
| <p>■ 当社は、従来より電気通信事業法等の法令及び各種ガイドラインを遵守してきており、平</p>  | <p>■ 考え方2のとおり。</p> |

成 23 年 1 1 月 3 0 日施行の改正事業法及び同法施行規則についても、以下のとおり措置を講じていることから、公正競争上の問題は特段生じないものと考えております。

- (1) すべての監督対象子会社において禁止行為に関する規程等を制定し、管理者の配置、研修の実施、点検の実施等の措置を実施。
- (2) 接続関連情報等の取り扱いに関する体制の整備等を実施。
- ・ 設備部門の設置、並びに、兼務の禁止、及び、居室の分離。
  - ・ 接続関連情報を有するシステムにおける利用権限の管理、ログの記録・保存。
  - ・ 接続関連情報の取扱いに関する規程の制定、研修の実施。
  - ・ 当社設備部門が第一種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の設備の接続のために実施した手続の実施の経緯等の記録・保存及び当社設備部門が第一種指定電気通信設備を用いた電気通信役務を提供するために当社設備部門以外の部門との間で実施した手続の実施の経緯等の記録・保存。
  - ・ 設備部門とは独立した監視部門による、他の電気通信事業者との間において記録された手続の実施の経緯等が接続約款等の規定によるものであること、及び、当社設備部門以外の部門の間において記録された手続の実施の経緯等が接続約款等の規定に準ずるものであることの確認。
  - ・ 設備部門とは独立した監視部門による、設備部門における接続関連情報の取扱いに問題がないことの確認。

等

一方、現在 N T T グループ以外の事業者は、市場環境・競争環境の変化に対応し、自社のスマートフォンと自社または特定の他社の F T T H 等を組み合わせた割引サービスの提供を開始する等、柔軟なサービス提供を展開しています。このような中で N T T グループだけが柔軟に連携・対応できないとすると、N T T グループのお客様だけが不利益を被ることになり、I P ・ブロードバンドの利活用促進やお客様利便の向上を阻害することになります。

したがって、お客様利便を向上する観点から、現在の規制のうち時代にそぐわないものは撤廃または緩和していただきたいと考えます。

(N T T 東日本)

■ 当社は、従来より電気通信事業法等の法令及び各種ガイドラインを遵守してきており、平成 23 年 1 1 月 3 0 日に施行された改正事業法及び同法施行規則について、以下のとおり措置を講じております。

- ①すべての監督対象子会社において禁止行為に関する規程等を制定し、責任者の配置、研修の実施、点検の実施等の措置を実施。

|  |  |
|--|--|
| <p>②接続関連情報等の取り扱いに関する体制の整備等を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設備部門の設置、並びに、兼務の禁止、及び、居室の分離。</li> <li>・ 接続関連情報を有するシステムにおける利用権限の管理、ログの記録・保存。</li> <li>・ 接続関連情報の取扱いに関する規程の制定、研修の実施。</li> <li>・ 当社設備部門が第一種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の設備の接続のために実施した手続の実施の経緯等の記録・保存及び当社設備部門が第一種指定電気通信設備を用いた電気通信役務を提供するために当社設備部門以外の部門との間で実施した手続の実施の経緯等の記録・保存。</li> <li>・ 設備部門とは独立した監視部門による、他の電気通信事業者との間において記録された手続の実施の経緯等が接続約款等の規定によるものであること、及び、当社設備部門以外の部門の間において記録された手続の実施の経緯等が接続約款等の規定に準ずるものであることの確認。</li> <li>・ 設備部門とは独立した監視部門による、設備部門における接続関連情報の取扱いに問題がないことの確認。</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ むしろ、情報通信市場においては、固定と移動の融合、プレイヤーの多様化、市場のグローバル化が急速に進展する中で、お客様利便の高いサービスの提供に向けて、各事業者が他の事業者との協業も活用し、活発な事業展開を行っているところです。現に、例えばKDDI 殿は、特定の事業者の固定通信を利用した場合にスマートフォンの月額料金を割り引くなど固定とモバイルを組み合わせた新たなサービスを開始しています。</li> <li>・ その一方で、NTT東西に対しては、電話時代を前提とした指定電気通信設備規制や禁止行為規制といった非対称規制や、往時の競争環境を前提とした累次の公正競争要件などが課せられており、これにより、お客様の利便性の向上に対する要請に機動的かつ柔軟に対応できないとなれば、NTTグループのお客様だけが不利益を被ることとなります。</li> <li>・ したがって、全ての事業者のお客様が多様なサービスの利便を制約なく享受し、ブロードバンドサービスの利活用の一層の促進を図る観点から、現在の規制のうち時代にそぐわないものは撤廃または緩和していただきたいと考えます。</li> </ul> <p>(NTT西日本)</p> |  |
|--|--|

**ウ 特定関係事業者制度に係る禁止行為規制の運用状況に関する検証**

|  |                    |
|--|--------------------|
| <p>意見52 NTTグループの規制の見直しに当たっては、監督対象会社との資本関係・連携業務の内容等を踏まえ、脱法的な連携を防止する仕組みを構築すべき。</p> | <p>考え方52</p>       |
| <p>■ 総務省殿は、本検証結果(案)において「NTTグループの業務統合や連携については、そ</p>                               | <p>■ 考え方2のとおり。</p> |

の状況を引き続き注視し、平成 26 年を目途として実施する包括的な検証において、既存の市場構造や考え方を前提とした競争ルールに制度的課題が生じていると認められる場合には、必要に応じ、禁止行為等規制の見直しについても検討する」としているとおおり、従来の範囲外についても適用を検討することが必要です。

例えば、NTT グループの連携は、統合請求を開始した NTT ファイナンス殿に見られるように、通信会社間の連携、電気通信と金融・決済という異業種間での連携や業務の切り出しという形で新たな広がりを見せているところです。そのため NTT グループの規制の見直しに当たっては、監督対象会社との資本関係・連携業務の内容等を踏まえ、脱法的な連携を防止する仕組みを構築することが必要と考えます。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

■ 県域等子会社のドコモショップ、量販店・代理店、NTTファイナンス、日本電信電話ユーザ協会等、NTTグループ会社、資本関係のない第三者を介して、共同営業やセット割引などが行われる恐れが高いと考えます。例えば、日本電信電話ユーザ協会については、以下のような実態になっています。

- ・本部を中心に47各都道府県に各支部を設置。さらに各支部の下に地区協会（例えば、東京都では、東京支部の下に11の地区協会、静岡県では、静岡支部の下に8の地区協会が設置されている）がある。
- ・本部の理事長・監事に現役NTTグループ顧問が就任し、評議員には現役NTT東・西、NTTコミュニケーションズ、NTTドコモの法人営業部門の役員等が就任。各支部の役員には現役のNTT東・西各支店長、県域等子会社の営業部長などが就任している。
- ・全国都道府県に組織される支部の事務局等は、NTT東・西か県域等子会社に設置されているケースが多い。
- ・三者（日本電信電話ユーザ協会、NTT東・西の支店、県域等子会社）が一体となって、会員（日本全国の地場の有力企業）に対して、NTTグループ各社の商品・サービスについて割引を行う等、実質的にNTTグループ各社の営業拠点となっているように見受けられる。
- ・主な会員特典として、NTTドコモの携帯電話料金割引、電話帳／iタウンページの広告料割引等があるほか、定期的にイベント・講演会が開催され、NTTグループ各社が同社のサービスを訴求しており、財団の活動内容がNTTグループ各社の受注に繋がっている可能性もある。

同協会はまさに公社時代から継承した営業基盤そのものです。同協会を基盤とした営業行為は、NTT分離分割の趣旨に反するものであり、公正競争上問題であると考えます。

なお、NTTグループの業務統合や連携については、その状況を引き続き注視していくとともに、関係法令やNTT等に係る累次の公正競争要件の趣旨を確保する観点から課題が認められる場合には、必要な措置を講じる考えである。

|   |  |
|---|--|
| <p>特に、同協会は、昨年10月に「公益財団法人」として認定され、税制上の優遇措置も受けています。同協会を介した営業行為は、不当な競争を引き起こすだけでなく、公益財団法人としてもその行為の妥当性を問われるところです。</p> <p>NTTは特殊会社であり、高いシェア・強いブランド力を維持しており、禁止行為規制は引き続き必要です。脱法的な禁止行為規制回避がなされないよう、NTTグループ各社に法の趣旨を遵守・徹底させるような手当を行うべきと考えます。</p> <p>(KDDI)</p> |  |
|---|--|

#### (4) 業務委託先子会社等監督の運用状況に関する検証

|  |   |
|--|---|
| <p>意見53 業務委託先子会社等監督の対象について、自己の子会社のみならず、自己を子会社とする親会社、当該親会社の子会社にする等、適切に運用するとともに、再委託先の内容や監督状況等について厳格に検証すべき。また、再委託先を業務委託先子会社等監督の対象とするとともに、外部検証性の観点から、再委託契約や規定等の内容、検証結果、判断基準等を公開すべき。</p>  | <p>考え方53</p>  |
| <p>■ 業務委託先子会社等監督については、共同ガイドラインにもその監督対象を「業務を委託する子会社等」との解釈が示されています。従って、基本的には監督対象子会社のほぼ全てが再委託を行っていることから、当然再委託先も監督対象となるものと認識しています。</p> <p>このため、最低限、第一種指定電気通信事業者による再委託の有無に応じ、監督対象子会社に対する委託契約の内容、再委託に係る規定等の確認を通じて、当該子会社に対する必要かつ適切な監督が行われているか否かについて厳格に検証し、また外部検証性の観点から、その契約や規定等の内容、検証結果、判断基準等を公開すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>■ 検証結果案の通り、監督対象子会社に対する委託契約の内容、再委託に係る規定等を総務省殿が確認することだけでは、再委託先における反競争的行為の有無を確認、また抑制することは不十分と考えます。</p> <p>2009年に発覚した「NTT西日本情報漏洩問題」では、県域等子会社と再委託先の販売代理店の間での顧客情報の授受にて接続情報の不適切な扱いがあったことを踏まえれば、実際の販売業務等を担う再委託先では、接続情報の目的外利用や排他的な営業連携が行われていないか特に留意する必要があると考えます。</p> <p>従って、監督対象に再委託先も含めることで、検証の実効性を高める必要があると考えます。</p> <p>(イー・アクセス)</p> | <p>■ 業務委託先子会社等監督の対象について、自己の子会社のみならず、自己を子会社とする親会社、当該親会社の子会社にする等、適切に運用すべきとの御意見については、事業法第31条第3項に規定するとおり、業務委託先子会社等監督の対象は、当該電気通信事業者から電気通信業務又はこれに付随する業務の全部又は一部の委託を受けた子会社並びに当該電気通信事業者の子会社とみなされる当該電気通信事業者及びその一若しくは二以上の子会社又は当該電気通信事業者の一若しくは二以上の子会社がその総株主又は総社員の議決権の過半数を有する他の会社であり、当該電気通信事業者を子会社とする親会社及び当該親会社の子会社は、業務委託先子会社等監督の対象とならない。</p> <p>■ 再委託先の内容や監督状況等について厳格に検証すべき及び再委託先を業務委託先子会社等監督の対象とすべきとの御意見については、総務省は、事業法第31条第7項及び事業法施行規則第22条の8</p> |

|   |  |
|---|--|
| <p>■ 再委託の有無は報告されていますが、再委託の内容や監督状況まで報告されていないため、総務省によるこれまで以上の厳格な検証（総務省による立ち入り調査権限の付与、委員会での調査審議等）、内部の実態を厳格に検証すべきと考えます。（KDDI）</p> | <p>の規定による平成24年6月のNTT東西からの報告等により、NTT東西の監督対象子会社が再委託先の選定・変更を行うに当たっては、禁止行為の禁止徹底の適正な管理、運営ができることを要件としているとともに、NTT東西の承諾を義務付けている等、再委託先において禁止行為等規制に抵触又は潜脱する行為が行われることを防止するための一定の措置が講じられていることについて厳格な確認を実施しているところであり、直ちに再委託先等を監督対象に追加するまでの必要性は認められない。</p> <p>■ 外部検証性を確保すべきとの御意見については、考え方57のとおり。</p> |
|---|--|

**（5）機能分離の運用状況に関する検証**

|  |                    |
|--|--------------------|
| <p>意見54 NTT東西の機能分離について、サービス競争を通じたブロードバンドの利活用促進を達成するために、包括的な検証を待たずにより実効性のある新たな施策の検討が必要である。</p>  | <p>考え方54</p>       |
| <p>■ 検証結果（案）に示されている通り、「機能分離の運用状況」に関するNTT東西からの報告は公開されており、総務省殿による「厳格な検証」も経ているため、NTT東西による機能分離の運用は正しく実施されているのでしょうか。ただし、以前の「ひかりの道」議論の際には、『公正競争環境を整備することで、多くの事業者によるサービス競争を通じてブロードバンドの利活用の促進を図る』ことを目的としたはずで、そのための手段として、「資本分離」、「構造分離」と併せて検討し、総合的な判断で現在の「機能分離」に決まったと理解しています。</p> <p>この点から考えると、NTT東西の「機能分離」が正しく運用されているとしても、現状では本来の目的であった『サービス競争を通じたブロードバンドの利活用促進』にはつながっていないと考えます。少なくとも、NTT東西のNGN上でのサービス競争などほとんど進展していないのが現状です。</p> <p>平成22年12月の『「光の道」構想に関する基本方針について』では、機能分離の実施などについて「制度実施後3年を目途に、その有効性・適正性について、包括的な検証を行う」とされています。しかし、その期限を待たなくても、ブロードバンドの利活用促進に対して、より実効性のある新たな施策の検討が必要であると考えます。</p> | <p>■ 考え方1のとおり。</p> |

|   |  |
|---|--|
| (テレコムサービス協会)  |  |
| 意見５５ NTT東西から提出された禁止行為規定遵守措置等報告書のチェックに留まらず、定期的に競争政策委員会等のオープンな場で運用状況を審議すべき。   | 考え方５５  |
| <p>■ 検証結果案では、「業務委託先子会社等監督」の運用状況、及び「機能分離措置」の運用状況は、NTT東西殿の禁止行為規定遵守措置等報告書の内容をチェックすることで、検証する方針が示されており。</p> <p>しかしながら、①例えば、「NTTファイナンス殿への料金業務の移管」のように、体制整備当初からNTTグループの組織・業務形態が変化することが想定される点、及び②本制度の枠組みで各社からボトルネック設備利用の同等性に係る問題事例が随時指摘されている点、を踏まえれば、NTT東西殿の報告書のチェックに留まらず、定期的に競争政策委員会等のオープンな場で運用状況を審議し、課題、及び追加措置の洗い出しを行う必要があると考えます。</p> <p>(イー・アクセス)</p>  | <p>■ 制度運用ガイドラインに示しているとおり、本制度に基づく検証の結果は、透明性確保及び政策検討の観点から、情報通信審議会において報告することとしており、本制度において検証した業務委託先子会社等監督の運用状況及び機能分離の運用状況についても、当該報告に含まれるものである。</p>   |
| 意見５６ 「接続約款の納期範囲内のリードタイム」や「オペレーションシステムにおける開発コスト」に係る同等性については、事業法第１６６条に基づく立入調査のスキーム等を活用して実態を明らかにすべき。調査の結果、同等性に課題が認められた場合は、適宜是正措置を実施すると共に、包括的検証へ反映し「機能分離措置」等の在り方について再検討を図るべき。   | 考え方５６  |
| <p>■ 検証結果案では、接続条件等が接続約款の規定を遵守していることから、一種指定設備の同等性が確保されているとの考え方が示されており。</p> <p>しかしながら、ボトルネック設備利用の同等性は、必ずしも接続約款の規定遵守のみで担保されるものではなく、従前より競争事業者各社から指摘されている通り、「接続約款の納期範囲内のリードタイム」や「オペレーションシステムにおける開発コスト」といった課題も存在すると考えます。</p> <p>特に、オペレーションシステムについては、①NTT東西殿が開発費用を接続料で全て回収可能であるためコスト削減インセンティブが働かない点、及び②２０１２年のDSL開通申込受付システムの大規模な機能追加のように市場動向に沿わない改修が実施されている点、といった課題があり、結果として、競争事業者の事業運営に多大な負担を与えております。</p> <p>これら事例については、競争事業者からの検証が難しいことから、電気通信事業法第１６６条に基づく立入調査のスキーム等を活用して実態を明らかにすべきと考えます。</p> <p>また、調査の結果、同等性に課題が認められた場合は、適宜是正措置を実施すると共に、包括的検証へ反映し「機能分離措置」等の在り方について再検討を図るべきと考えます。</p> | <p>■ 考え方３６のとおり、事業法第３１条第７項及び事業法施行規則第２２条の８の規定に基づく報告においては、NTT東西設備部門が他の電気通信事業者との間において実施した手続の実施の経緯及び当該手続に係る接続条件が接続約款等の規定によるものであること並びにNTT東西設備部門が設備部門以外の部門との間で実施した手続の実施の経緯及び当該手続に係る条件が接続約款等の規定に準ずるものであることを確認した旨の報告がなされており、総務省においてこれを検証した結果、一種指定設備をNTT東西が自ら利用する場合と接続事業者が利用する場合とで一定の同等性が確保されていると考えられる。</p> <p>総務省においては、NTT東西から総務大臣に毎年度報告される内容等に基づき、厳格な検証を行っ</p> |



|  |  |
|--|--|
| <p>(イー・アクセス)</p>   | <p>ていく。</p> <p>■ オペレーションシステムに係るコストについては、円滑化ガイドラインにおいて、「接続の申込み等に係るオペレーションシステムのうち、コストの負担、仕様、業務フローへの影響等の点で接続事業者に対する影響が特に大きいと予想されるものについては、開発・更改に着手する前に当事者間で十分な協議を行い、可能な限り各当事者の意見を聴取することが適当である。また、接続事業者から求めがある場合には、当該システム開発の必要性や費用対効果、仕様の合理性等について、十分な説明を行うことが適当である。」とされていることを踏まえ、まずはNTT東西と接続事業者の間で十分な協議を行うことが適当である。</p>   |
| <p>意見57 禁止行為規定遵守措置等報告書に関して情報開示が不十分であり、外部検証性が十分に確保するため可能な限り公表するとともに、厳格な検証等を行うべき。</p>  | <p>考え方57</p>   |
| <p>■ 本制度の意見募集で述べたとおり、「禁止行為規定遵守措置等報告書」については、すべてが経営情報にあたるものとは考えられないため、外部検証性が十分に確保するため、可能な限り公表すべきものと考えます。特に別添資料8「接続関連情報の適正な取扱い等に関する規程」については、具体的にどのようなファイアウォールを確保しているかを確認する項目であり、可能な限り公開すべきと考えます。</p> <p>また、本規程の内容に関しては、例えば「接続関連情報の目的外利用の禁止」に関してはその罰則規定や、「接続関連情報の管理の用に供するシステムの利用権限の管理」、「接続関連情報の持ち出し管理」については、システムにおけるアカウントの管理方法や持ち出しの記録、監視方法等、より具体的な報告がなされなければ、総務省殿としても検証が不十分になるおそれがあります。従って、仮にこうした具体的な情報の報告が第一種指定電気通信事業者からなされていないのであれば、追加で報告を求めると考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>■ NTT東・西の報告をベースにしている限りは、十分な透明性・外部検証性が確保できていないと考えます。総務省によるこれまで以上の厳格な検証を行い、内部の実態を正確に把握すべきと考えます。違反が認められる場合は、総務省において直ちに是正措置を講じるこ</p> | <p>■ 本検証結果(案)Ⅲ2(5)(ア)において示したとおり、事業法第31条第5項の規定の遵守のためにNTT東西が講じた措置及びその実施状況については、同条第7項及び事業法施行規則第22条の8の規定により、平成24年6月にNTT東西から総務大臣に対して、その具体的な内容が報告されており、総務省においては、報告された事項のうち、公にすることにより、特定の者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる情報を除き、全てを公表しているところであり、これにより、NTT東西が講じた措置についての外部からの客観的な検証可能性を担保している。</p> <p>また、「接続関連情報の適正な取扱い等に関する規程」の内容については、総務省においてその内容を視認しており、接続関連情報の入手、利用、提供その他の接続関連情報の取扱いについてこれを適正</p> |

|  |   |
|--|---|
| <p>とが必要です。<br/>(KDDI)</p>  | <p>なものとするための一定の措置が講じられていることを確認しており、現時点において追加で報告を求める必要性は認められない。</p> <p>なお、当該規程については、その主な内容が上述の報告の本文に記載され、総務省において当該内容を公表しているところである。</p> <p>■ 禁止行為規程遵守措置等報告書に認められる課題について厳格な検証等を行うべきとの御意見については、本検証結果（案）Ⅲ 2（5）（ア）において示したとおり、NTT東西が講じた措置及びその実施状況に関し、NTT東西からの報告に基づき厳格に検証を行うとともに、必要に応じて講じられた措置内容の確認（視認等を含む。）を行い、それぞれにおいて禁止行為等規制に抵触又は潜脱する行為が行われることを防止するための一定の措置が講じられていることを確認している。</p> <p>ただし、NTT東西において上述の措置が徹底されない場合には、接続関連情報の目的外利用が行われ、公正競争環境を阻害するおそれがあることから、当該措置の徹底について、その状況を注視していくとともに、NTT東西から総務大臣に毎年度報告される内容等に基づき、引き続き厳格な検証を行っていく。</p> |
| <p>意見 5 8 同等性に係る非公開情報は、経営情報に当たらない範囲で公開し、最低限の外部検証性を確保すべき。</p>   | <p>考え方 5 8</p>  |
| <p>■ 設備構築情報の扱いの同等性、開通までの期間の同等性、アンバンドル機能の利用条件の同等性等については、「一種指定設備をNTT東西が自ら利用する場合と接続事業者が利用する場合とで一定の同等性が確保されていると考えられる」と総務省殿の判断がなされています。</p> <p>この中で、例えば開通までの期間の同等性については、その期間が全て経営情報として非公開となっており、「一定の同等性が確保されている」かどうか、外部で検証することができません。しかしながら、期間の差異の日数や差の割合等の公表であれば、経営情報に当た</p> | <p>■ 同等性に係る情報については、NTT東西又は接続事業者の経営情報に該当しないものについては公開することとしてきたところであり、総務省においては、適切な情報の公開の在り方について引き続き検討することとする。</p> <p>また、事前調査については、個別のケースに応じてその内容や回答までに要する期間が異なると考え</p>   |

|  |   |
|--|---|
| <p>らない範囲での公開は可能です。従って、同等性に係る非公開情報は、このように経営情報に当たらない範囲で公開し、最低限の外部検証性を確保すべきと考えます。</p> <p>また、接続事業者が接続を実施する際は、通常「事前コンサル」や「事前調査」も必要となることから、こうした事前手続も含めた形で、期間、内容、拒否件数等の比較を行わなければ、開通の同等性の検証はできないものと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> | <p>られるため、申込から回答までの平均日数を比較することより直ちに同等性の確認が行えるものではないと考えられるが、総務省においては、NTT東西から総務大臣に毎年度報告される内容等に基づき、厳格な検証を行っていく。</p> |
| <p>意見59 機能分離は有効。コロケーションや光配線区画等における課題が多く残っており、引き続き厳格な検証を行うべき。</p>   | <p>考え方59</p>  |
| <p>■ 設備構築情報の扱いの同等性、開通までの期間の同等性、アンバンドル機能の利用条件の同等性等に関するデータを検証基準として予め規定すべき</p> <p>機能分離は一定の成果が認められ有効であると考えます。ただし、コロケーションや光配線区画等における課題も多く残っているのが現状です。それらについては事業者間で引き続き解決に向けて取り組んでいます。総務省においても引き続き厳格な検証を行うよう要望します。</p> <p>(KDDI)</p>               | <p>■ 総務省においては、NTT東西から総務大臣に毎年度報告される内容等に基づき、引き続き厳格な検証を行っていく。</p>  |

#### (6) 日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証

|   |  |
|---|--|
| <p>意見60 総務省は、NTT東西の販売代理店等における不適切な営業活動について、これまで以上の厳格な検証を実施し、問題が発覚した場合には、是正措置を講じるべき。</p>  | <p>考え方60</p>   |
| <p>■ 「NTT東西殿によれば、～販売代理店に対して厳格な対応を実施しているとしている」、「総務省殿においても、～NTT東西において販売代理店に対して営業に関する研修・指導を実施していること等について確認した。」とありますが、実際に事例が確認されたため意見をしております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現状においても東日本の会員エリアにおいて情報通信審議会 電気通信事業政策部会 電話網移行円滑化委員会資料を用いて、「電話がなくなるため、切り替える必要がある」と営業活動を行っているとの事例が発生しています。当該事例に関しては、NTT東日本殿に改善要望の連絡を入れたものの明確な改善対策回答を頂いておりません。</li> <li>・ このような状況が続く以上、総務省殿においては、対策実施の確認だけではなく、NTT東西殿全代理店中、どの程度の不正事例があったのか、また、契約解除を行なわれた事例はあるのか、ある場合には年何件程度あるのか等をNTT東西殿に申告させ、その多寡に係わらずその内容を検証すべきです。</li> </ul> <p>(DSL協議会)</p> | <p>■ 総務省は、NTT東西が販売代理店との間で締結する契約書等に関し、利用者に対する正確な社名等の伝達の義務付け、事実と異なる説明の禁止、取次業務を通じて知り得た顧客情報の目的外利用の禁止、違反行為があった場合の措置を規定していること、NTT東西において販売代理店に対して営業に関する研修・指導を実施していること等について、当該措置を実施したこと等も含め厳格な確認を実施しているところである。</p> <p>ただし、検証結果(案)Ⅲ2(6)(ア)において示したとおり、これらの措置が徹底されない場合には、加入電話等の加入者情報や接続関連情報の流用等が行われ、公正競争確保等に支障を来すおそれもあることから、当該措置の徹底について、その状</p> |

- NTT西日本殿の販売代理店等における不適切な営業活動については、従来から指摘を重ねていますが、ADSLユーザをターゲットとした電話勧誘や、弊社サービスに関する不正確な説明によるサービス誘導といった事例がいまだに見受けられます。
- 他方、第104回内閣府消費者委員会では、「電気通信事業者の販売方法に係る消費者問題」について議論がなされ、「インターネット接続回線に関する相談件数」について、「年々増加している」、「販売方法に問題があるのは、電話勧誘販売と訪問販売が突出している」といった状況が確認されています。
- 以上のことから、総務省殿においては、NTT西日本殿による不適切な営業活動を防止するための措置が十分であるか継続的に管理監督いただくことに加え、総務省殿主導による厳格な調査・検証を実施すべきと考えます。
- (ケイ・オプティコム)
- 販売代理店等において、加入者情報や接続情報の流用が行われていたとしても、他事業者が違反事実についての客観的な証拠を提出することは事実上困難です。
- また、検証結果案では、NTT東・西の報告を基に、「一定の措置が講じられており、直ちに追加の措置が必要とは認められない」と判断されています。
- しかし、NTT東・西の報告をベースにしている限りは、十分な透明性・外部検証性が確保できていないため、総務省によるこれまで以上の厳格な検証（総務省による立ち入り調査権限の付与、委員会での調査審議等）がなされるべきと考えます。違反が認められる場合は、総務省において直ちに是正措置を講じることが必要です。
- (KDDI)
- 加入者情報や接続関連情報の流用の可能性の疑念や不適切な営業活動については、従前より当社を含めた競争事業者から指摘を行なっているところです。
- 検証結果案では「NTT 東西によれば厳格な対応を実施しているとしている。総務省でも代理店契約等で確認しており、一定の措置が講じられており直ちに追加の措置が必要とは認められない」となっております。
- 当社でも、NTT 東の代理店を名乗る者からの虚偽の説明による勧誘があったとの相談をお客さまから受け、NTT 東に申入れを行なったことがあります。NTT のブランド力を背景とした不適切な営業は広く通信業界のイメージの低下につながる懸念され、ひいては当社の事業にも影響を与えかねません。
- つきましては、現場の代理店を含めた実際の営業実態についてより詳細な調査審議を行うことを要望致します。

況を引き続き注視していくこととする。

なお、御指摘のあった事例については、総務省においても当該指摘の内容をNTT東西に対して伝えられているところであり、当該指摘に関するものも含め、今後、公正競争確保の観点等から問題が発覚した場合には、必要な措置を講じる考えである。

|  |  |
|--|--|
| (ジュピターテレコム)  |  |
| 意見61 総務省は、NTT東西とNTTコミュニケーションズの共同営業について、これまで以上の厳格な検証を実施し、問題が発覚した場合には、是正措置を講じるべき。  | 考え方61  |
| <p>■ 本制度の意見募集で弊社共が述べたとおり、NTT東西殿及びNTTコミュニケーションズ殿の共同営業行為が存在しているのではないかとの疑念を払拭できない状況です。</p> <p>加えて、現在NTT東西殿は、「情報通信関連商品の販売・保守」として目的達成業務を届け出ることにより、「音声利用IP通信網サービス等を用いた音声通話サービス等の利用が可能なスマートフォン（SIMカードを除く）」の販売・保守が可能な状況になっています。しかしながら、SIMカードのないスマートフォンでは通話することが出来ないことから端末単体で販売することは想定されにくく、通常SIMカードとセットでの販売になると考えます。この際、同じグループ会社のNTTドコモ殿の紹介や同社との共同営業等、排他的なグループ連携に繋がるおそれも考えられます。従って、総務省殿は、公正競争環境を確保するため、実質的に脱法的な営業行為を許していないか等、販売端末やその販売手法等を含め、営業の実態を厳格に調査、検証すべきと考えます。</p> <p>なお、問題が認められた場合においては、NTTグループ会社間の受委託を禁止する等徹底した指導等是正措置を実施することを要望します。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>■ 現状の法律では、総務省が立ち入り検査などを行うなど厳格に検証する仕組みがないため、量販店等を通じたNTT東・西とNTTコミュニケーションズのセット販売など、第三者を介した排他的な一体営業は、公正競争が担保されないまま野放しになりかねません。</p> <p>これまでの検証では、排他的な共同営業を行わない等の措置や、全社員を対象とした禁止行為防止等のための研修実施等の措置が講じられているかについては、NTTグループ各社の報告をベースに判断されています。</p> <p>しかし、これらの報告をベースにしている限りは、十分な透明性・外部検証性が確保できていないため、総務省によるこれまで以上の厳格な検証（総務省による立ち入り調査の権限を付与、委員会での調査審議等）がなされるべきと考えます。その上で、違反が認められる場合は、総務省において直ちに是正措置を講じることが必要です。</p> <p>(KDDI)</p> | <p>■ NTT東西とNTTコミュニケーションズの共同営業に関しては、NTTコミュニケーションズ及びNTT東西からの御意見に加え、NTT東西がNTTコミュニケーションズの販売業務を受託する場合の条件等について他の電気通信事業者との間のものと同ーとしていること等についての確認を実施しているところであり、検証結果（案）Ⅲ2（6）（ウ）において示したとおり、現時点では、公正競争上の問題が発生しているという論拠があるとはいえない。</p> <p>ただし、これらを確保するための運用等が徹底されない場合には、事業法第30条第3項第2号及び第31条第2項第2号並びに「NTTの承継に関する基本方針」（八）及び（九）に抵触するおそれがあるため、NTT東西とNTTコミュニケーションズとの間の販売業務の受託について、その状況を引き続き注視していくこととする。</p> <p>■ NTT東西が目的達成業務として届け出た「情報通信関連商品の販売・保守」におけるスマートフォンの販売について、総務省は、NTT東西が目的達成業務の届出を行った際に、NTT東西が特定の電気通信事業者のサービスと排他的に組み合わせた販売を行わないとしていることを確認しているところであり、現時点では、公正競争上の問題が生じているとは認められない。</p> <p>ただし、今後、特定の電気通信事業者のサービスと排他的に組み合わされた販売が行われ、事業法第30条第3項第2号に抵触する場合には、必要な措置を講じる考えである。</p> |

|   |  |
|---|--|
| <p>意見62 活用業務制度は、NTT再編の趣旨をないがしろにするものであることから、廃止すべき。また、個々の活用業務に係る手続についてより一層の透明性・客観性を確保すべき。</p>   | <p>考え方62</p>   |
| <p>■ ボトルネック設備を保有するNTT東西殿に対する活用業務制度は、NTT殿の独占部門と競争部門を分離して競争を一層促進し、ひいては国民利便の向上に繋げるといふNTT再編の趣旨をないがしろにするものであることから、本来、同制度については即刻廃止すべきと考えます。</p> <p>特に、届出制への移行後は、NTT東西殿によるなし崩し的な業務範囲の拡大が進行していることから、個々の活用業務に係る手続きについてより一層の透明性・客観性の確保が求められます。</p> <p>よって、総務省殿における検証については、サービス開始時やNTT東西殿からの毎年度の報告時に留まらず、サービス開始以降永続的に実施いただくことが重要であるのと同時に、当該検証結果については、審議会や競争政策委員会等の公の場で議論いただくことを要望いたします。</p> <p>活用業務について現行の届出制を進めていくにあたっては、過去の個別の活用業務について、各種措置が適切に講じられているか等を永続的に検証し、その状況によってはさらなる措置の実施を指導することが必要です。<br/>(ケイ・オプティコム)</p> <p>■ 本制度の意見募集で弊社共が述べたとおり、NTT-NGN や光アクセス回線といったボトルネック設備の開放が不十分な状況下において、業務範囲を拡大させることは、その市場支配力をさらに強化するものとなることから、そもそも活用業務の実施自体が、電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがあるものと考えます。また届出制への移行をきっかけとして、NTT東西殿によるなし崩し的な業務範囲拡大が進行し、公正競争上、さらに大きな問題を生じさせることになっていることは明らかです。従って、NTT法の改正により、活用業務制度を廃止することで、当該問題を抜本的に解決することが必要と考えます。<br/>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>■ そもそもNTT東・西については、NTT再編の趣旨を踏まえた厳格なドミナント規制が必要です。独占時代から継承しているNTT東・西の営業基盤・顧客基盤の存在及び機能分離に残されている公正競争上の根本的問題が解決されない限り、公正競争ルールをないがしろにする活用業務制度は直ちに廃止すべきと考えます。<br/>(KDDI)</p> | <p>■ 検証結果(案)Ⅲ2(6)イにおいて示したとおり、活用業務は、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号。以下「NTT法」という。)第2条第5項の規定により、地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内に限り営むことができるとされており、総務省において、個々の活用業務に係る届出ごとに当該業務が上述の範囲内で営まれることについて確認していることから、御指摘のNTT再編の趣旨をないがしろにするものではない。</p> <p>■ 活用業務に係る手続についてより一層の透明性・客観性を確保すべきとの御意見については、検証結果(案)Ⅲ2(6)イにおいて示したとおり、日本電信電話株式会社等に関する施行規則(昭和60年郵政省令第23号)第2条の3の規定により、活用業務の届出を受理した場合は、速やかに、当該届出書に記載された事項を公表するとともに、活用業務の開始の日までに、届出のあった活用業務の内容について「NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン」(平成23年11月策定)に沿って確認し、当該確認の内容についても公表している。また、活用業務の開始以降も、同ガイドラインにおいて、NTT東西に対し、公正競争確保に支障のない範囲内で営むためにNTT東西が講ずる措置の実施状況等について、毎年、総務省に報告することを求め、NTT東西も当該報告を毎年公表している。これらに基づき、競争事業者等は、NTT法第2条第5項に規定にする範囲内で営まれることとなるか否</p> |

|  |   |
|--|---|
| <p>■ また、活用業務制度は、NTT 再編の趣旨を有名無実化するものと考えております。例えば「フレッツ・テレビ」による実質的な放送参入は、当社のケーブルテレビ事業にも影響を与えています。</p> <p>活用業務制度については、改めてオープンな場での調査審議を要望いたします。<br/>(ジュピターテレコム)</p> | <p>かの指摘や具体的事例の提示を行うことが可能であることから、活用業務に係る手続について透明性・客観性は確保されている。</p> |
|--|---|

## (7) その他

|   |  |
|---|--|
| <p>意見63 SIMロック解除に関しては事業者間の取組み格差が顕在化しており、公正競争及びユーザ利便性の観点から、詳細な検証を実施するとともに、「SIMロック解除に関するガイドライン」を早急に見直すべき。</p>   | <p>考え方63</p>   |
| <p>■ 「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関する再意見募集（平成24年度）」時にも申し述べましたが、SIMロック解除に関しては、未だにごく一部の機種しか対応しない事業者が存在するなど、事業者間の取組み格差が顕在化しています。</p> <p>また、特定の端末において、仮にSIMロック解除がなされたとしても、ソフトウェアによって特定の事業者の利用を制限している例も生じていることが判明しています。当社・KDDI 殿・ソフトバンクモバイル殿が共通の方式（FDD-LTE）を採用しているLTE方式については加入者の大幅な増加が見られ、さらに、Wireless City Planning 殿のAXGPやUQWiMAX 殿が今後提供予定のWiMAX2.1はともにTD-LTE方式に互換がある等、キャリアスイッチにおけるSIMロック解除の需要は益々高まることが想定されます。</p> <p>このような環境の変化も踏まえ、公正競争及びユーザ利便性の観点から、詳細な検証を実施するとともに、現行の「SIMロック解除に関するガイドライン」を早急に見直すべきと考えます。<br/>(NTTドコモ)</p> | <p>■ SIMロック解除については、「SIMロック解除に関するガイドライン」（平成22年6月策定）に示しているとおり、事業者の主体的な取組により、対応可能な端末からSIMロック解除が実施されることを期待しているところである。</p> <p>■ 同ガイドラインの見直しについては、同ガイドラインが、通信サービス・アプリケーション等の利用の全部又は一部が制限されるという課題が存在すること等にかんがみ、当分の間、事業者による主体的な取組を求めていることを踏まえつつ、①SIMロック解除に係る事業者の取組、②SIMロック解除に対する利用者等の評価、③SIMロックが解除され、SIMカードが差し替えられた場合において利用可能となる通信サービス、アプリケーション等の状況等の携帯電話市場を取り巻く環境変化について多角的に検討する必要がある。</p> <p>なお、SIMロック解除の動向については、検証結果（案）Ⅲ1（2）イ（キ）において示したとおり、平成24年度の競争評価において、移動系のデータ通信に関し、SIMロック解除の動向等を分析に当たっての基本データとして取り扱うこととして</p> |

|   |   |
|---|---|
| <p>意見64 ベストエフォート回線を用いたOAB-J IP電話サービスについては、技術基準等を取り扱う場の議論のみで容認されるべきではなく、競争政策の観点からも議論を尽くした上でその是非が判断されるべきであり、それまでの間は、当該サービスの提供は見送られるべき。</p>  | <p>いる。<br/>考え方64</p>  |
| <p>■ ソフトバンク殿の提案に基づくベストエフォート回線を用いたOAB-J IP電話サービスの実現方式については、情報通信審議会答申（平成24年9月27日）において、安定品質以外の技術基準への適合、定期的な品質測定及び分析の結果の報告を前提に、実施期間及び実施条件を限定した特例措置を付した上で、OAB-J番号の使用を認めることが適当とされたところですが、当該サービスは、現行のOAB-J IP電話の通信品質基準が確保されておらず、緊急通報呼が繋がらなくなる可能性もあるなど、国民生活に支障を及ぼすこととなります。</p> <p>また、ユニバーサルサービスの在り方等、以下のような競争政策上の問題も孕んでいるにもかかわらず、こうした観点からの議論は一切なされておりません。</p> <p>(1) ユニバーサルサービスの在り方について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今回のソフトバンク殿の提案は、当社のフレッツ光（ブロードバンドサービス）上で提供することを前提としているため、ユニバーサルサービスには該当しませんが、同様の方式で「電話のみメニュー」を低廉な料金で提供する場合、当該メニューがユニバーサルサービスに該当するか否か明確になっていません。</li> <li>・ 仮に、当該メニューがユニバーサルサービスに該当するのであれば、当社もこれからPSTNマイグレーションを控えている中で、IPによる電話サービスの提供方法を抜本的に見直さざるを得ません。</li> <li>・ 逆に、当該メニューがユニバーサルサービスに該当せず、ユニバーサルサービスとしては従来どおりの品質を求めるといふのであれば、(2)のようなアンフェアな競争下において、当社はユニバーサルサービス責務を果たすことが困難となるため、ユニバーサルサービスの定義そのものを抜本的に見直すことが必要です。</li> <li>・ 現在、ユニバーサルサービスの維持に係るコストについては、その一部を基金で補填し、大半をNTT東西の内部補填により賄っていますが、他事業者が都市部等の競争エリアにおいて、今回の提案方式によるベストエフォートのOAB-J IP電話サービスを低廉な料金で提供するようになると、都市部等でのPSTNユーザの流出が進み、NTT東西の内部補填によるユニバーサルサービスの維持が困難になることから、ユニバーサルサービス基金制度の抜本的な見直しが必要です。</li> </ul> <p>(2) ネットワーク利用料の負担の公平性について</p> | <p>■ 検証結果（案）Ⅲ2（7）において示したとおり、ソフトバンクの提案に基づくベストエフォート回線を用いたOAB-J番号のIP電話サービスの実現方式については、情報通信審議会における審議の過程においては、明示的に安定品質以外の品質基準に適合しないとのデータは得られなかった。このため、「ネットワークのIP化に対応した電気通信設備に係る技術的条件」のうち「IP移動電話端末の技術的条件等」について、情報通信審議会からの一部答申（平成24年9月27日。以下「一部答申」という。）において示されたとおり、当該方式は、その測定データに基づき判断する限り、現時点では安定品質以外の品質基準を概ね満足していると考えられる。</p> <p>また、当該方式については、優先制御機能がアンバンドルされていない中で、講じうる限りの措置を実施し、ふくそう時にも通信品質を確保するとしている。このため、その背景等に鑑みて、安定品質に関して実施条件を付す等した上で、個別に承認されたものである。</p> <p>当該方式の承認に際しては、今後のNGNにおける音声の優先制御機能等のアンバンドルの検討状況も踏まえるため暫定的なものとし、従来のOAB-J番号とは異なるものであることの利用者への周知の徹底を条件としたものであることから、競争条件を抜本的に変更するものではないと考えられる。</p> <p>また、負担の相違については、当該方式が、ベストエフォート・ネットワークを利用するために生ず</p> |



- ・ 今回、ソフトバンク殿は、当社のNGNとISP接続することで、ルータによる伝送部分のネットワーク利用料を負担することなくOABJ-IP電話サービスを提供しようとしており、通話料を無料にしてくれることも想定されますが、当社を含むOABJ電話サービス提供事業者は、交換機やルータによる伝送部分のネットワーク利用料（コスト）について通話料で回収することを前提に事業を運営してきたところであり、当該コストを他の料金で回収するような見直しは現実的に難しいと考えます。
- ・ このように既存事業者が、現実的に採り得ない仕組みでOABJ-IP電話サービスの提供を認めることは、これまでのOABJ電話市場における競争環境を根本的に覆し、現行のPSTN並みの品質確保を前提に技術開発・研究・投資を重ねてきた既存事業者に対して圧倒的に不利な競争条件を強いるものであり、同じOABJ電話でありながらネットワーク利用料の負担の公平性が図れないなどの点について、競争政策上の観点から検討が必要です。
- ・ したがって、本件については、技術基準等を取り扱う場の議論のみで容認されるべきではなく、十分に国民からのコンセンサスを得るとともに、競争政策の観点からも議論を尽くした上でその是非が判断されるべきであり、それまでの間は、当該サービスの提供は見送られるべきであると考えます。

(NTT東日本)

■ ソフトバンク殿の提案に基づくベストエフォート回線を用いたOABJ-IP電話サービスの実現方式については、情報通信審議会答申（平成24年9月27日）において、安定品質以外の技術基準への適合、定期的な品質測定及び分析の結果の報告を前提に、実施期間及び実施条件を限定した特例措置を付した上で、OABJ番号の使用を認めることが適当とされたところですが、当該サービスは、現行のOABJ-IP電話の通信品質基準が確保されておらず、緊急通報呼が繋がらなくなる可能性もあるなど、国民生活に支障を及ぼすことになることに加え、以下のとおり、技術的な問題だけでなく、競争政策上の極めて大きな問題を孕んでいるため、もっぱら技術基準等を取り扱う場の議論のみで容認されるべきではなく、競争政策の観点から、十分議論を尽くした上で、その是非を判断する必要があり、それまでの間は、当該サービスの提供は見送られるべきであると考えます。

(1) ユニバーサルサービスの在り方について

- ・ 今回のソフトバンク殿の提案は、当社のフレッツ光（ブロードバンドサービス）上で提供することを前提としているため、ユニバーサルサービスには該当しませんが、同様の方式で「電話のみメニュー」が低廉な料金で提供されるようになった場合に、当該メニューがユニバーサルサービスに該当するか否か明確になっていません。
- ・ 仮に、当該メニューがユニバーサルサービスに該当するとされるのであれば、当社もこ

るものであり、以上を踏まえれば、直ちに競争上の問題となるものではないと考えられる。なお、当該方式による電話サービスは、NTT東西のフレッツ光の利用を前提として提供されるものであり、事業法施行規則第14条第3号の役務に当たらないことから、ユニバーサルサービスに該当しないものと考えられ、現時点においてユニバーサルサービスの定義を見直す必要はないと考えられる。

また、都市部等の競争エリアにおけるIP化の進展に伴うユニバーサルサービスへの影響については、既にコスト算定上の補正を措置済みである。

|   |                                |
|---|--------------------------------|
| <p>れからPSTNマイグレーションを控えている中で、IP電話サービスの提供方法を抜本的に見直さざるを得ないものと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 逆に、当該メニューがユニバーサルサービスには該当せず、ユニバーサルサービスとしては従来どおりの品質を求めるとされるのであれば、(2)に後述するような競争中立性を欠いた競争環境下において、当社はユニバーサルサービスを提供する責務を果たすことが困難となるため、ユニバーサルサービスの定義そのものを抜本的に見直すことが必要になると考えます。</li> <li>・ また、現在、ユニバーサルサービスの維持に係るコストについては、その一部を基金で補填し、大半をNTT東西の内部補填により賄っているところですが、他事業者が都市部等の競争エリアにおいて、今回の提案方式によるベストエフォートのOABJ-IP電話サービスを低廉な料金で提供するようになると、都市部等でのPSTNユーザの流出が進み、NTT東西の内部補填によるユニバーサルサービスの維持が困難になることから、ユニバーサルサービス基金制度についても抜本的に見直すことが必要になると考えます。</li> </ul> <p>(2) ネットワーク利用料の負担の公平性について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今回、ソフトバンク殿は、当社のNGNとISP接続することで、ルータによる伝送部分のネットワーク利用料を負担することなく、OABJ-IP電話サービスを提供しようとしており、当該サービスの通話料を無料にしてくれることも想定されますが、当社を含むOABJ電話サービス提供事業者は、交換機やルータによる伝送部分のネットワーク利用料(コスト)について、電話サービスの通話料で回収することを前提に事業を運営してきたところであり、当該コストを他の料金で回収するような見直しは現実的には難しいと考えます。</li> <li>・ このように既存事業者が、現実的に採り得ない仕組みでOABJ-IP電話サービスの提供を認めることは、これまでのOABJ電話市場における競争環境を根本的に覆し、現行のPSTN並みの品質確保を前提に技術開発・研究・投資を重ねてきた既存事業者に対して圧倒的に不利な競争条件を強いるものであり、同じOABJ電話でありながらネットワーク利用料の負担の公平性が図れない等の点について、競争政策上の観点から十分検討する必要があると考えます。</li> </ul> <p>(NTT西日本)</p> |                                |
| <p>意見65 ベストエフォート回線を用いたOABJ-IP電話サービスの競争条件への影響については、競争条件を変更するものではないとした根拠を示すとともに審議会等の場で議論すべき。また、サービス開始に先立ち、利用者への周知徹底の条件の提供事業者による遵守状況を継続的に検証できる仕組みを確立することが必要。</p>   | <p>考え方65</p>                   |
| <p>■ ベストエフォート回線を用いたOABJ-IP電話サービスは、「競争条件を抜本的に変</p>   | <p>■ 「IPネットワーク設備委員会報告書(案)」</p> |

|   |   |
|---|---|
| <p>更するものではない」とされておりませんが、競争条件への影響については、これまで全く議論がなされていないものと認識しており、当該見解に至った根拠を示されるべきと考えます。</p> <p>また、利用者の利益を著しく損なうことがないか、不公正な競争環境の形成に繋がることがないかという視点にたって、審議会や競争政策委員会等の公の場で議論を尽くしていただくことを要望いたします。</p> <p>加えて、「従来の〇ＡＢ－Ｊ番号とは異なるものであることの利用者への周知の徹底を条件としたもの」とされておりませんが、当該サービスは、安定品質が担保されないため、緊急通報が安定的に確立できない等により、人命および国民の安心・安全が脅かされ、利用者利益が著しく損なわれる可能性があることから、サービス開始に先立ち、提供事業者による当該条件の遵守状況を継続的に検証・確認できるしくみを確立することが必要と考えます。併せて、当該周知事項に関する利用者の理解・浸透状況を調査、確認することも必要であり、これらの取組は公正な競争環境確保の検証にも資するものと考えます。</p> <p>なお、当該サービスのように、利用者利益や競争条件といった複数の側面ですさまざまな影響を及ぼす可能性のあるサービスについては、一部の視点のみで検討されることなく、さまざまな視点から広く検討がなされるべきと考えます。</p> <p>(ケイ・オプティコム)</p> | <p>に寄せられた御意見及びＩＰネットワーク設備委員会の考え方」（平成２４年１１月２８日公表）及び検証結果（案）参考資料の考え方６５において示したとおり、提案方式の承認に際しては、今後のＮＧＮにおける音声の優先制御機能等のアンバンドルの検討状況も踏まえるため暫定的なものとし、従来の〇ＡＢ－Ｊ番号とは異なるものであることの利用者への周知の徹底を条件としているものであることから、競争条件を抜本的に変更するものではないと考えられる。</p> <p>また、本制度に基づく検証の結果については、情報通信審議会に対して報告する予定である。</p> <p>■ ソフトバンクの提案に基づくベストエフォート回線を用いた〇ＡＢ－Ｊ番号のＩＰ電話サービスの実現方式は、常時監視等の措置のほか、利用者への周知の徹底等、そのサービス提供に際して課された条件を遵守することで、安定品質の規定により確保されるべき利用者利益を確保することが期待できるものである。</p> |
| <p>意見６６ ベストエフォート回線を用いた〇ＡＢ－ＪＩＰ電話の商用サービスの開始に当たっては、品質確保のための措置が実現できることを事前にしっかりと検証し、かつ結果の情報開示がなされるべき。</p>  | <p>考え方６６</p>  |
| <p>■ ベストエフォート回線を用いた〇ＡＢ－ＪＩＰ電話は、これまで品質確保等のために投資を行ってきた既存電気通信事業者の投資意欲を減退させる可能性があり、結果的に、設備競争によるユーザー利便性向上を阻害する恐れがあります。</p> <p>商用サービスの開始に当たっては、平成２４年９月２７日付け情報通信審議会答申「ＩＰネットワーク設備委員会報告－ＩＰ移動電話端末の技術的条件等－」に記載された品質確保のための措置が間違いなく実現できることを事前にしっかりと検証し、かつ結果の情報開示がなされるべきと考えます。</p> <p>(ＫＤＤＩ)</p>   | <p>■ ソフトバンクの提案に基づくベストエフォート回線を用いた〇ＡＢ－Ｊ番号のＩＰ電話サービスの実現方式については、情報通信審議会における審議の過程において、明示的に安定品質以外の品質基準に適合しないとのデータは得られなかった。このため、常時監視等の措置のほか、利用者への周知の徹底等、そのサービス提供に際して課された条件を遵守することで、安定品質の規定により確保されるべき利用者利益を確保することが期待できるものである。</p>  |

|  |  |
|--|--|
|  | <p>また、提案方式については、期間を限って承認することとしているが、当該期間の満了時には改めて必要性を見極めた上でその延長を判断することとしている。例えば、音声の優先制御機能等のアンバンドルが実現した場合には、その判断に変更が生じるものと考えられる。</p> <p>なお、商用サービスの開始に際しての検証及びその結果の情報開示については、一部答申の主旨に鑑み、遺漏なく実施する予定である。</p>  |
| <p>意見67 NGN上での公正競争を実現するためには、優先制御や帯域確保といった機能のアンバンドルが必要。関係事業者のみでアンバンドルすべき機能等について解決を図ることは困難なため、審議会等のオープンな場も活用し、議論の進展を図るべき。</p>  | <p>考え方67</p>   |
| <p>■ 「情報通信審議会 情報通信技術分科会 IP ネットワーク設備委員会」報告書※8にも記載されているとおり、NTT-NGNにおいて音声の優先制御機能がアンバンドルされていないこと等を考慮して、暫定的に弊社提案のOABJ-IP電話サービス提供が認められています。</p> <p>一方で、NTT東西殿がNTT-NGN上で提供するOAB～J IP電話サービス（ひかり電話）においては、優先制御機能等を用いてサービス提供がなされていますが、現在においてもその機能は、NTT東西殿のみが利用可能であることから、他事業者がひかり電話と同様のサービスを提供することはできない状況です。従って、NTT-NGN上での公正競争を実現するためには、NTT-NGN上での優先制御や帯域確保といった機能のアンバンドルが必要と考えます。</p> <p>弊社では、従前より、NTT東西殿に対し優先制御等の機能アンバンドルを求めているものの、事業者間での協議において大きな進展はありません。</p> <p>また、本検証結果（案）の考え方65にて、「NGNのオープン化については、現在「PSTNマイグレーションに係る関係事業者間の意識合わせの場」等において議論が進められているところであり、引き続き関係事業者間で協議が行われることが適当である。」と示されています。しかしながら、「PSTNマイグレーションに係る関係事業者間の意識合わせの場」等においては、複数の関係事業者において、NTTのIP電話網との接続に係る技術的検討は行われているものの、優先制御機能も含めたアンバンドルに関する議論は行われていません。前述の個別の事業者間協議の経緯等からも、関係事業者のみでアンバンドルすべき機能等について解決を図ることは困難なため、審議会等のオープンな場も活用の上、当該議論の進展を図ることが必要と考えます。</p> <p>※8「情報通信審議会 情報通信技術分科会 IP ネットワーク設備委員会」報告書（平成24年9月27日）<a href="http://www.soumu.go.jp/main_content/000182398.pdf">http://www.soumu.go.jp/main_content/000182398.pdf</a></p> | <p>■ ブロードバンド答申においては、「意識合わせの場においては、インターフェイスの標準化や接続形態にといた諸課題について幅広く検討が行われており、今後IP網間接続を利用したサービスの実現に向けて、通信プラットフォーム機能のオープン化に資する議論が行われることが期待される。」とされているところであり、総務省においては、NTT東西と関係事業者間の協議に参画することにより協議の進展を注視するとともに、環境変化の注視や課題の検討等を踏まえ、必要に応じ、適切な対応を講じていくこととする。</p> <p>なお、接続事業者からNTT東西に対して、帯域確保を行う機能の提供について要望がなされており、要望の明確化・具体化に向けて個別に協議が行われているところである。</p> |

|  |  |
|--|--|
| (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)   |  |
| <p>意見68 ONUの開放の是非については、競争政策や規制・制度と密接に関わる問題であり、事業者間でのみで結論付けることは適当ではないことから、審議会等のオープンな場において議論を行うべき。また、ONUの端末開放議論と併せて、ひかり電話用TA・ルータ等の端末機器の提供の在り方についても検証をすべき。</p>  | <p>考え方68</p>   |
| <p>■ 現状、NTT-NGNにおいて、光回線加入者側終端装置（ONU）はNTT東西殿の事業用電気通信回線設備となっているため、NTT東西殿のみが利用者宅内に設置可能であり、他事業者やユーザによって設置することができない非競争領域となっています。弊社は、「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関する再意見書」（平成24年9月26日提出）でも述べさせて頂いているとおり、ONUの開放が実現されれば、月額費用の低廉化、機能やデザインの多様化、そして機器とサービスの連携等多面的な競争が可能になると考えます。</p> <p>また、「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方答申（案）への意見及びこれに対する考え方」（平成23年12月20日公表）において、ONUの開放の是非やその在り方を検討するに当たっては、「具体的な技術的課題の洗い出しを行うべく、NTT東西殿は、ONUとOSUが協調して動作することで同一芯線内に複数ユーザの通信を同時に流していることに関連する課題等について事業者間で共有し、課題解決に向けた論点整理を行うことが適当」と示されており、今後も弊社は、事業者間協議において、NTT東西殿と具体的な技術的課題の洗い出しを行うべく、引き続き協議を行っていきたいと考えます。</p> <p>しがしながら、ONUの開放の是非については、競争政策や規制・制度と密接に関わる問題であり、事業者間でのみで結論付けることは適当ではないことから、審議会等のオープンな場において議論を行うべきと考えます。</p> <p>一方、ひかり電話用TAやルータについては端末設備であるため、本来は、ONUの設備区分に係らず多くの企業が参入し、競争が行われる自由な競争領域であるはずですが、しかしながら、NTT東西殿は、事業用電気通信回線設備であるONUと端末設備であるひかり電話用TA、ルータを一筐体として提供しています。また、NTT東西殿は、独占的に提供されるONUを利用し、実質0円でひかり電話用TAやルータを提供しているため、ONUを提供していない他社は実質的に参入することが不可能です。弊社は、数年前より、これらの問題を解決すべくNTT東西殿と協議を行っていますが、未だ協議の成果はありません。</p> <p>また、上記のとおり、ひかり電話用TAやルータがONUと同一の筐体で、適正な価格設定がなされずに提供し得る理由としては、NTT-NGNのネットワーク利用料等によって端末設備を調達・供給しているためと推定されます。この状況は、ONU提供に係る独占的な立場を利用し、端末市場において排他的市場を形成しているもので、競合他社の市場参入意欲を大きく減退</p> | <p>■ FTTHサービスにおけるONUの開放の是非及びその在り方については、ブロードバンド答申に至る審議において既にオープンに議論されており、その結果として、技術的課題の整理など必要な検討を行うことが適当と判断されたものである。</p> <p>例えば、ONUを端末設備として開放する場合（すなわち、利用者が自らONUを調達し、設置する場合）には、同一芯線内の他の利用者の通信に支障を生じさせるとの指摘があるが、こうした技術的課題等について事業者間で共有し、課題解決に向けた論点整理を行うことが必要である。</p> <p>こうした検討の結果、技術的課題を解決する目途が立つなどした場合には、審議会等のオープンな場において再び議論を行うことも考えられるが、現状は、なお技術課題の整理などの途上であり、そうした段階には至っていない。</p> <p>■ ONU、ひかり電話用TAとルータについては、全てが同一筐体で提供されているわけではなく、別筐体で提供されている場合もあると認識している。</p> <p>NTT東西のフレッツ光サービスのプランによってはひかり電話TAやルータのレンタル料金が無料となる場合があることは承知しているが、他の事業者が提供する光ファイバーサービス等においてもルータ等が無料で提供されている場合もあり、端末等が無料で提供されていることだけをもって競争阻害要因になっているとは一概に言えないと考えられる。なお、料金設定については、ONUを含む指定</p> |

|   |   |
|---|---|
| <p>させるものです。従って、ONUの端末開放議論と併せて、ひかり電話用TA・ルータ等の端末機器の提供の在り方についても検証をすべきと考えます。<br/>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>   | <p>電気通信役務に関するものは事業法第20条第1項に基づく保障契約約款に含まれているのに対して、ひかり電話用TA及びルータは、保障契約約款の対象外の約款等において別に定められており、外形的に区別されて設定されている。御意見にあるような「NTT-NGNのネットワーク利用料等によって端末設備を調達・供給している」状況が生じないか注視していくこととする。</p>  |
| <p>意見69 「NTTIDログインサービス」、「NTTネット決済」に関しては、厳格な注視が必要。</p>   | <p>考え方69</p>  |
| <p>■ 当該サービスに関しては、自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供を禁止する電気通信事業法に抵触するおそれがある以上、厳格な注視が必要です。特に、今後の状況の注視に当たっては、特典の付与にポイント等を活用する等実質的な割引として行われていないか、実態を捉えた検証を行うべきと考えます。<br/>その結果、総務省殿において問題があるとされたときには、当該サービスにおけるNTTグループ会社の連携を禁止する等、確実に指導等是正措置を実施して頂くことを要望します。<br/>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>         | <p>■ 検証結果(案) 参考資料の考え方39において示したとおり、「NTTIDログインサービス」及び「NTTネット決済」については、現時点で、NTTグループ内の排他的な取扱いにより公正競争上の問題が発生しているという論拠があるとはいえないが、当該サービスに関して何らかの特典を付与する等の実態如何によっては、自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供等を禁止する事業法第30条第3項第2号に抵触するおそれがあるため、その状況を引き続き注視し、当該おそれが認められる場合には、必要な措置を講じる考えである。</p> |
| <p>意見70 NTTグループ会社間の役員等の人事異動について、包括検証においては、客観的に実態調査すべき。</p>  | <p>考え方70</p>  |
| <p>■ NTT東西殿による活用業務の範囲の拡大や、NTTファイナンス殿による統合請求提供等、サービスを起点とした一体経営強化の動きがうかがえる中、業務遂行上に必要という理由でなし崩し的にNTTグループの人事異動を許容することは、グループドミナンスの強化の後押しにつながりかねないと懸念します。<br/>包括検証においては、誓約書が有効に機能しているかどうか、具体的には、異動した者が退職・転職後の業務において、退職・転職前の業務で取得した情報を活用していないか等、客観的に実態調査することが必要と考えます。<br/>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> | <p>■ 検証結果(案) 参考資料の考え方58において示したとおり、NTTグループ会社間の役員等の人事異動について、直ちに公正競争確保の観点から問題が生じているとは認められないが、公正競争環境を阻害するような問題が生じていないかについて、今後、必要があると認められる場合には、検証を行うこととする。</p>   |
| <p>意見71 「フレッツ・テレビ」サービスの広告について、NTT東西が放送サービスの提</p>  | <p>考え方71</p>  |

|  |   |
|--|---|
| <p>供主体でないことについて誤認を与えていないか実態の調査・検証を行い、誤認が解消していない場合には、NTT東西に対して措置を講じるべき。</p>   |   |
| <p>■ NTT東西殿が主張されたとおり、誤認がないように明記したとしても、それだけで誤認の問題が解決するものではないと考えます。</p> <p>弊社共が本制度の意見募集において例示したとおり、広告物にオプティキャスト殿の名称を明記したとしても、その表記に比して大きく「NTT」のロゴマーク付きで「NTT 東日本」等と表示されている場合、ユーザ視点からはNTT東西殿がオプティキャスト殿の提供役務を含めて提供しているように見えるのが自然と考えます。</p> <p>従って、本検証においては、アンケート等の手段により実態の調査・検証を行うということも必要と考えます。また、結果として誤認が解消していない場合には、NTT東西殿等に誤認を生じさせない周知や表記への修正等の措置を講じて頂くことを要望します。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> | <p>■ 検証結果(案) 参考資料の考え方59において示したとおり、NTT東西によれば、両社が電気通信サービスを提供し、他社が放送サービスを提供することについて、誤解が生じないように広告物に明記しているとしており、総務省においても、それを確認していること等から、直ちに更なる対応を取ることが必要とはいえないが、今後、必要があると認められる場合には、更に検証を行うこととする。</p> |
| <p>意見72 包括的検証においては、「NTT」等の名称の利用実態やNTT各社別の認知度調査等を実施した上で、ブランド分割やその使用ルールの必要性を検討すべき。</p>   | <p>考え方72</p>  |
| <p>■ 先のフレッツ・テレビの例でも示した通り、サービス提供主体を誤認させることはユーザ視点からトラブル等を生じさせるため問題と考えます。また、NTT東西殿による活用業務の範囲の拡大や、NTTファイナンス殿による統合請求提供といった一体経営強化の動きの中には、「NTT」ブランドの使われ方や受け止められ方もグループドミナンスの強まりを判断する一つの指標となりうるものと思料します。</p> <p>従って、包括的検証においては、「NTT」等の名称の利用実態やNTT各社別の認知度調査等を実施した上で、ブランド分割やその使用ルールの必要性を検討すべきです。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>  | <p>■ 検証結果(案) 参考資料の考え方60において示したとおり、NTTグループ各社における「NTT」等のブランドの使用については、現時点で、公正競争確保の観点から直ちに問題となる事象とは必ずしもいえないが、今後、ブランド力に関して公正競争の観点から問題が生じていないかどうか、引き続き注視していくこととする。</p>                                |